

第四編

屯田兵制



## 第一章 屯田兵の起源

### 第一節 屯田の語句

屯田の語句 屯田という語句は昔、中国の漢時代武帝（前二〇一―前八七）のころ、辺境の地で匈奴との争いが繰り返され、兵を送ってこれを追ったが、守備兵への食糧補給や武器の供給運搬に莫大な費用がかかった。

このことから兵を国境の要地に駐屯させて、守備と開墾を兼ねさせ食糧運搬を減らし、実益をあげさせたのが屯田の始めとされている。その後、元・明の時代には屯田兵制を設け、外敵の侵入に備えたといわれる。

このほかの国々でも屯田兵制があり、ロシアのコザック兵もこの制度に基づくもので有名なものである。

我が国においては昔、屯田は皇室に属する御料地「ミヤケ」に当ててつかわれていたが、後世では軍隊の糧食や経費を調達するため設けられた耕作地を意味することもあった。しかし一般的には兵士を遠隔地に土着させ、平時は農業に従事し、一朝ことあるときは武器をとって防衛に当たるといふ土着兵をさしている。

足利時代から江戸時代にかけて郷土の制度があった。これも一種

の屯田といえるもので、農業をしているが武士の身分をもっており非常の場合には出陣することになっていた。このため郷侍（こうざむらい）ともいわれたが、城下にある家中武士よりも身分的には低いとされていた。

### 第二節 屯田兵制の起り

#### 蝦夷地時代の屯田兵

寛政年間に松前藩主道広が岩手の大原左金吾という人を招き、家中の武士に文武の指導を依頼したが、大原は藩主に富国強兵を説き、蝦夷地を墾田して力をつけ、北辺の警備を進言したということであるが、藩主はこれを取り上げなかった。

幕府は蝦夷地警備の重要性を認識し寛政十一年（二七九）に南部・津軽の二藩に命じ各兵を五〇〇人ずつ出させ、東蝦夷地の警備に当てることにした。これは当時警備に当たっていた松平忠明の献策によるものであったが、二藩はともに陣屋を箱館に置き、南部藩は根室国後・択捉に、津軽藩は砂原・択捉にそれぞれ勤番所を設け、警備兵を駐屯させた。

翌十二年正月に武州八王子の千人頭である原半左衛門とその弟新助が部下の同心子弟一〇〇人を蝦夷地開拓警備をかねて幕府へ願い出ていたものが許可され蝦夷地に渡り農兵として公役につくことになった。半左衛門は五〇人を白糠（釧路）に、新助は他の五〇人を連れて鶴川の地に土着することになった。

各小銃二五挺を備え警備と開墾にはげんでいたところ、さらに三〇人の移住者があって、半数を各々の地に入れ屯田業務についた。

しかし、この計画は失敗に終わっている。それは当時の屯田には幕府の援助がなく準備も不充分であり、慣れない農事に予期した進展もみられず、病人が出たり帰郷者があつたりで、三年後の享和三年には八五名になっていた。このため翌文化元年二月には箱館奉行所に転じて開墾地を放棄してしまつたのである。

安政元年（一八五四）になつてから幕吏堀利熙<sup>としひろ</sup>・村垣範正らは熱心に屯田農兵を建議していたが、翌二年幕府は士族庶民を募つて蝦夷地に移す計画がたてられた。

堀織部正利熙らは安政元年箱館奉行となり六月北蝦夷地（樺太）の南部を踏査して、蝦夷地・北蝦夷地の復命にこの地を片時も捨てては置けないとのことから、早急に計画がたてられ幕府は各藩主に次の命令を出した。

諸臣五〇〇名以下および藩士・農工商の蝦夷に移住する者には資金を給し、家屋を賜い、墾田・牧畜・漁獵・開墾などのおの望むところに任せて業に就かしめ、武士には碌をすすめ、庶民には賞を与う。

というものであつた。これに対し最終的に一一六人の応募に過ぎなかつたが、これらの人々は石狩の発寒（琴似）・星置（手稲）、箱館の七重、室蘭に部落を作つた。

この後に明治維新の新政に際し、その多くは帰郷してしまつたが、土着者によりいろいろな面で本道の開拓経営に役立つたといわれる。

**明治屯田の設置** 明治維新後、明治政府は直ちに国内外の情勢を洞察し、矢継ぎ早に新しい改策を打出した。新政府は蝦夷地開拓に

も本腰を入れる考えをもち、御下問があつて開拓使を設置する運びに至つた。

しかし当時の新政府には財政的に余裕はなく、開拓や警備に意を注ぎながらも具体的に手を下しようがなかつた。

蝦夷地開拓之儀、先般御下問モ有之候通ニ付、今般諸藩士族並庶民ニ至迄志願次第申出候へ、相応之地処割渡開拓可被仰付候事

明治二年七月二十二日

太政官

〈新北海道史第七巻〉

開拓使の設立当時は兵備として箱館に幕府時代以来の在来隊と明治元年に函館で募集した新兵隊をもつて組織していた「箱館府兵」の一中隊があるだけで、これは函館地区を警備するためのものであつた。

明治二年八月開拓使はこれを引き継ぎ函館隊とした。明治四年四月これを改組して総員一七四名の護衛兵を置いた。しかし開拓使としては建設中の本府札幌や沿岸の警備に当たる強化を図つたが、政府に力がなく、必要があるときは諸藩に申付けるようという程度であつた。開拓使は明治三年十一月屯田設置案を提出してあつた。

当時新政府にはまだ軍事組織が確立されておらず、四年八月ようやく東京・大阪・鎮西・東北の四鎮台が置かれ、北海道には手がまわらないのであつた。

この情勢を憂いて士族授産・屯田兵制を実施すべきだと、この年に陸軍大将西郷隆盛が建議している。西郷は部下の桐野利秋を北海道視察に出し、桐野は北府として札幌真駒内におき、また屯田兵を札幌周辺におくことを建築したといわれる。

このことから西郷は建議したが決定をみなかつたので、翌年再建議し、自らが鎮台の長として北の守りにつき、屯田兵を置いて開拓防備に当たることを述べたが、実現をみなかつた。

西郷の案としては困窮士族の救済のために、それら士族を屯田兵として北海道へ移し、警備と開墾に従事させることは一挙兩得である。さらにそれを実現するには屯田に慣れている鹿児島士族が模範を示したいというものであつた。

同六年にも伺をたてたが政府部内の征韓論争で立消えになつた。しかし、この案は後に黒田開拓次官の建議となり実現をみるに至つたのである。

開拓使では同六年八月兵備がなく治安維持にも銃を必要として現在ある短スペンセル銃五〇挺のほかに一〇〇挺を備えたいと政府に伝えたが、現品がなく旧各藩使用の小銃を取まとめ使わせるようにした程度の措置しかできなかった。

一方、幕末以来、樺太における日露関係の緊迫化に伴い北防警備の必要性はますます高まっていた。明治三年樺太事件があり、樺太出兵論や放棄論と国内では対外的な問題も起きていたのである。

ついに明治六年黒田開拓次官は屯田兵制の検討を部下に指示した。この命を受けた永山武四郎、永山盛弘、時任為基、安田定則は直ちに審議に入り、具体的試案として黒田次官に兵務を兼任させ、屯田兵を掌る一局を新設して兵卒を募集して開拓・警備に当たるのが最上策であるとの結論であつた。彼らは次官に報告するとともに右大臣岩倉具視にも上申した。

兵備ノ設ケハ国家ノ扞衛シ、人民ノ保護スル所以ニシテ、一日モ廢ス可ラザルモノナリ。サキニ全国徴兵ノ制ヲ定メラレ、諸道ノ形勢ニ隨ヒ、鎮台本支營ヲ分建セラル。独リ当使管内ハ土地荒僻、開拓經理ノ際ニシテ、府県同軌ノ処分ニ至リ難キヲ以テ、事未ダ施行ヲ經ズ。然ルニ樺太ハ中外離居ノ地ニシテ封疆(國境)ノ守リ、国家ノ一大患、殊ニ近日ノ情狀極メテ切迫セルハ、人々皆能ク知ル所、復此ニ贅言スルヲ須ヒズ。北海道ノ如キモ綿亘數百里、人民全道ニ散布スレバ非常ノ變、緩急ノ用、其備無カル可ラズ。既ニ札幌本庁ニハ小銃ヲ備ヘ、又使用汽船ニ大砲ヲ備載スル等、允裁ヲ經テ施行スト雖モ、之ニ頼テ外寇ヲ禦グ能ハザルノミナラズ、土寇ヲ鎮スル、亦或ハ足ザルナリ。伏シテ願クハ更ニ特旨ヲ以テ開拓次官黒田清隆ニ命ジ兵務ヲ兼管セシメ、当使貫屬等ノ中ヨリ兵卒ヲ徵募シ、隊伍ヲ編制シ、便宜処分スルヲ得セシメンコトヲ。若シ然ヲバ即チ土着ノ兵ニシテ且ツ守リ且ツ食シ、上下兩便ヲ得、一朝事アレバ禍其親族ニ及ボスヲ以テ、防禦ノ力他ニ十倍セン。封疆ノ守ヲ固クシ、人民ノ安ヲ保センコトヲ必セリ。但其事重大、政府ニ關係シ、又定額内弁済スベキニ非ザレバ、臣等妄リニ議スルヲ得ル所ニ非ズ。然レドモ鎮台ヲ設ケ徴兵ノ制未ダ之ヲ管内ニ施行ス可ラザレバ、苟モ封疆ノ任、地方ノ責アル者、亦之ヲ問ハザルニ置ク可ラズ。故ニ反覆協議、謹テ建議上裁ヲ乞フ。果シテ乞所ヲ許サルレバ、処置ノ方法及ビ兵員屯所等詳細調査具陳スベシ。北地今日ノ情勢ヲ諒察シ、速ニ允許ヲ賜ヘ。臣等懇願ノ至ニ勝セズ。頓首謹白。

明治六年十一月

開拓八等出仕 永山武四郎  
右同大主典 永山 盛弘  
右七等出仕 時任 為基  
右 同 安田 定則  
右大臣 岩倉具視閣下

この報告により黒田は次のような建白書を太政大臣三条実美に提出したが、この年道南の松山地方の漁民が減税嘆願の一揆騒動を起こして青森鎮台の軍隊を出動させるといふ事件があつた。これは屯田兵制の設置を呼びかける機会にもなつたのである。

#### 第四編 屯田兵制

北海道及樺太ノ地ハ当使創置以來専ラ力ヲ開拓ニ用ヒ未タ兵衛ノ事ニ及ハス。今ヤ開拓ノ業漸ク緒ニ就キ、人民ノ移住スル者モ亦隨テ増加ス。之ヲ鎮撫保護スル所以ノ者無カルヘカラス。況ヤ樺太ノ國家ノ深憂タルハ固ヨリ論ヲ待タス。故ニ今日ノ急務ハ軍艦ヲ備ヘ兵衛ヲ置クニアリ。抑モ管内鎮台ノ設ケ自ラ府県ノ法ニ准シ施行アルヘシト雖トモ、其金備ヲ求ムレハ費用甚鉅(注 甚だ多い)ナリ。容易ニ弁スヘキニ非ス。今略屯田ノ制ニ倣ヒ民ヲ移シテ之ニ充テ、且耕シ且守ルトキハ、開拓ノ業封疆ノ守兩ナカラ其便ヲ得ン。因テ其費用ノ出ル所ヲ計ルニ、当使サキニ大藏省ヨリ借ル所ノ金百四十五万円アリ。其中本子合七五十三万四千八百円余已ニ弁償セシ外、本子尚百八十八万二千六百七十円余アリ。明年ヨリ三年間ニ当使定額金ノ中ヨリ弁償スヘキ者ナリ。今之ヲ移シテ其費ニ充テ、五十万円ヲ以軍艦一隻ヲ外國ヨリ購入シ、之ヲ海軍省ニ付シ専ラ北海道ノ用ニ供シ、旧館県及青森・酒田・宮城県等士族ノ貧窮ナル者ニ就テ強壯ニシテ兵役ニ堪ユヘキ者ヲ精撰シ、挙家移住スルヲ許シ、札幌及ヒ小樽・室蘭・函館等ノ処ニ於テ家屋ヲ授ケ、金穀ヲ支給シテ産業ヲ資クル別紙ニ載スル所ノ如クシ、非常ノ変アレハ之ヲ募テ兵ト為ストキハ、其費大ニ常備兵ヲ設クルニ減シ、且ツ以テ土地開墾ノ功ヲ收ムヘシ。豈ニ至便ナラスヤ。封疆ノ守、人民保護ノ道一日モ忽ニス可ラザルヲ以テ敢テ建議奏講ス。

夫レ非常ノ事固ヨリ非常ノ断ニ非サレハ成ル能ハス。今日ノ議実ニ已ムヲ得サルニ出ツ。豈ニ尋常成例ニ拘泥ス可ンヤ。伏シテ乞フ、特例ヲ以テ速ニ允裁ヲ賜ヒ大藏省ニ下令アラントトヲ。

清隆頌首再拜謹言 (別紙略之)

この建白書による別紙の内容については最終計画で屯田兵一、五〇〇戸、男女合せ六、〇〇〇人、この費用六八万円を三カ年に分割交付するという事にした。これに対し政府は直ちに審議し承認した。

御達書

明治六年十二月二十五日

其使管轄北海道へ招募移住之儀見込通聞届候条、屯田演武之方法等ハ都テ陸軍省商議之上尚可伺出、尤右入費大藏省借入未納金ヲ以テ相充候儀ハ難聞届、其使申立之通金六拾八万円三ヶ年ニ割合別途可相渡ニ付、大藏省へ協議及フヘ

ク、此旨相違候事。

但移住授産之儀ハ着手次第時々可申出、且軍艦巡航之儀ハ別段海軍省へ相違候事。  
△新北海道史第七卷▽

これにより屯田兵制の設置が決定したが、軍事面は陸軍省が、屯田開拓関係は開拓使という二分割管掌の形態が打出された。これに対し安田定則、永山盛弘から統轄権について異議が述べられた。さらにロシア公使オラロウスキーから六、〇〇〇人の兵の配置のうち二、〇〇〇人が樺太屯営の風説の真偽が寄せられ、これを否定して屯田憲兵とした。屯田憲兵とは兵であり警察も兼ねた屯田兵であるというもので、当時領土問題を交渉中であつたので配慮した名称をつけた。また明治七年六月二十三日黒田次官を陸軍中将に任命し、屯田憲兵事務総理とした。開拓使は同年十月陸軍省と協議のうえ屯田兵例則を定め、いよいよ屯田兵制が動きだした。翌八年五月旧館藩及び宮城・青森・酒田三県の士族一九八戸、九六五名が琴似に入地し、最初の屯田となつた。

## 第二章 屯田兵制度

### 第一節 屯田兵の諸規定

屯田兵の編成や運営については、明治七年十月三十日に屯田兵例則を定め、その制度を明らかにした。その緒言に次のような理念が記されている。

開拓ノ業漸ク緒ニ就キ戸口從テ繁殖ス、之ヲ保護スルノ兵備無カルヘカラス。故ニ今般政府ノ允裁ヲ經、往古兵ヲ農ニ寓スルノ意ニ基キ屯田ノ制ニ倣ヒ、新タニ人民ヲ召募シ兵隊ニ編入シ、永世其土地ノ保護ヲ為サシム、凡ソ其撰ニ充ル者専ラ力ヲ耕稼ニ尽シ、有事ノ日ニ方テ其長官ノ指揮ヲ稟シ兵役ニ從事ス可シ、故ニ平日農隙ヲ以テ訓練ヲ為シ、極テ闕失(けつじつ)(注 あやまち)ナキヲ要ス。

とあつて、平常は農耕に精を出し、有事に際して兵役に尽すことを述べている。

#### 屯田兵例則

##### 編制

- 一 屯田兵ハ徒歩憲兵ニ編制シ有事ニ際シテ速カニ戦列兵ニ転スルヲ要ス
- 一 上下士官ノ数多キヲ以テ聯隊大隊等ニ属スル列外諸員ノ内平常ハ格別ニ之ヲ置カサルモノ多シ故ニ聯隊大隊ノ長官適宜ニ編制諸隊ヨリ取りテ其員ヲ充タスヘシ
- 一 屯田兵ハ一伍ヨリ組テ終ニ聯隊ニ至ル即チ左ノ如シ  
但シ一分隊ハ六伍一小隊ハ四分隊一中隊ハ二小队一大隊ハ二中队一聯隊ハ三大隊ニシテ之ニ附屬スル諸官ヲ合ス者ナリ

#### 第二章 屯田兵制度

- 一 伍 準伍長一名 兵卒四名
- 一 一分隊即六伍 準小尉分隊長一名 準軍曹二名 準伍長六名 兵卒二十四名 合計三十三名

- 一 小队即四分隊 準中尉小隊長一名 準少尉四名 準軍曹八名 準伍長二十四名 兵卒九十六名 喇叭卒四名 合計百三十七名

- 一 中队即二小队 準大尉中隊長一名 準中尉二名 準少尉八名 準曹長一名 準軍曹十六名 準伍長四十八名 兵卒百九十二名 喇叭卒八名 合計二百七十六名

- 一 大隊即二中队 準少佐大隊長一名 準大尉二名 準中尉四名 準少尉十六名 會計方一名 医官一名 下副官準曹長一名 準曹長二名 準軍曹三十二名 準伍長九十六名 喇叭準伍長一名 兵卒三百八十四名 喇叭卒十六名 合計五百五十七名

- 一 聯隊即三大隊 準中佐聯隊長一名 準少佐三名 準大尉六名 準中尉十二名 準少尉四十八名 會計方準少尉三名 医官三名 下副官準曹長三名 準曹長六名 準軍曹九十六名 準伍長二百八十八名 喇叭準伍長三名 兵卒千五百五十二名 喇叭卒四十八名 合計千六百七十二名

##### 検査

- 一 一年令十八歳乃至三十五歳身体強壯ナル者  
下士以下昇給法

- 一 曹長以下ノ欠員アルトキ之ヲ補フニハ少クモ左ノ時間ヲ経シ者ニ非レハ之ニ任スルヲ得ス

伍長 屯田兵トナリテ六ヶ月ヲ経シ者

軍曹 屯田兵伍長トナリテ六ヶ月ヲ経シ者

曹長 屯田兵軍曹トナリテ六ヶ月ヲ経シ者

下副官 屯田兵軍曹トナリテ一ヶ年ヲ経シ者

##### 勤務

- 一 聯隊長ハ其保護ヲ要スル最大緊要ノ地ニ在テ部下諸大隊ヲシテカ所及其連絡ヲ失ハス有事ニ際シテ速ニ一定ノ地ニ集合セシムルヲ要ス

- 一 有事ニ際シテ集合ノ場所ハ各小队毎ニ適宜ニ定メ置キ兵卒全ク集合スルトキハ小隊長之ヲ引率シテ又各定メラレタル地ニ到ルヘシ

- 一 屯田兵諸勤務ハ凡憲兵ノ規則ニ拠ルヘシト雖モ目下北海道ニ於テハ人民寡

第四編 屯田兵制

少事務閑暇ナルヲ以テ其細目ノ如キ之ヲ行フトキハ却テ徑庭ヲ生スヘキカ故ニ各長官適宜ニ処分スルヲ以テ可トスヘシ

一 火災洪水其他非常ノ際ニ於テハ屯田兵直ニ其場所ニ出張シ人民ノ危急ヲ救ヒ又其物品保護ヲ為スヘシ

一 銃器農具等ニ損所アルトキハ伍長ニ申出伍長ヨリ係リ軍曹ニ申報スヘシ

一 一ヶ月ニ一度伍長ハ伍中ノ武器ヲ検査シ錆損所破綻等ヲ改ムヘシ

一 練兵ハ十二月ヨリ四月ニ至ル農事ノ間ニ当テ各所ニ中隊或ハ大隊ノ生兵ヲ集合シ生兵小隊撤兵射的ノ演習ヲ一過スルヲ要ス已ニ一過セシ兵ニ於テハ農間ニ當リ各長官ノ見ヲ以テ復習セシムルヲ以テ足レリトス

休暇

一 私用ニテ十里以外ニ出ル者或ハ一泊ノ旅行ハ小隊長ノ許可ヲ得二泊以上ハ中隊長ノ許可ヲ得ヘシ

一 定例ノ休日ヲ除ク外開墾地へ出勤スヘシ

但病氣其他事故アルトキハ其長へ届出ツヘシ

一 年中休日左ノ如シ

元始祭 一月三日 孝明天皇祭 一月三十日

紀元節 二月十一日 神武天皇祭 四月三日

札幌神社祭 六月十五日 天長節 十一月三日

招魂祭

父母ノ祭日

十二月二十七日ヨリ一月七日マテ

諸給助及貸渡器械定則

一 諸給与ハ屯田の家宅ニ入ルヨリ滿三年ヲ限トス

一 疾病アル者ハ給助年限中医薬ヲ給シ死スル者アレハ埋葬料ヲ給スヘシ

一 軍功死傷等ノ処分ハ都テ一般ノ軍隊ニ準スヘシ

官物

武器 一切

給与品

農具 鋏大小二挺 砥荒中二個 山刀一挺 鎌一枚 鐮一挺 鎌柴刈草刈二柄 鋸一挺 鋸一枚

家具 鍋大小二個 釜一個 椀三ツ組三人前 手桶一荷

小桶一具 担一荷 夜具十五歳以上四布一枚三布一枚十四歳ヨリ七歳マテ四布一枚 六歳以下給セス

錢糧 米七合五勺一日分 塩菜料金五十錢一日分十四歳以下ハ一日米五合金三十七錢五厘 六歳以下ハ一日米三合金二十五錢 移住弁裝費金二元

十四歳以下ハ金一元 旅費金三十三錢一日十里六歳以下ハ半ヲ減ス

駄賃金二元六十錢一日十里一戸馬二匹單身者ハ半ヲ減ス

廢疾者帰国旅費金七十五錢一日十里家族七歳以上ハ金六十五錢七歳以下ハ半ヲ減ス單身者ハ別段手当金二十五錢(此条九年二月七日増補)

居宅一戸但單身者ハ一戸四人トス給助年限中妻ヲ娶ル者ハ別戸ヲ給シ

妻子ノ給助ハ夫ノ滿期マテトス

埋葬料金十三円家族七歳以上金七円五十錢六歳以下ハ金三元二十五錢

罰

一 有事平常ニ関セス凡屯田兵兵器ヲ以テ犯セシ罪科ハ軍律ヲ以テ処分ス其余平常ニ在テ武器ヲ用ヒサル者ハ国律ニ依テ処分スヘシ

屯田兵諸官ノ職務

聯隊長 部下屯田兵諸隊ノ事務ヲ総理シ會計等ノ書類ヲ監シ中隊以下微細ノ諸件ニ関スル事無シ例年一度適宜ニ集合ノ地ヲ定メ部下ノ諸隊ヲ檢閲ス

大隊長 部下中隊勤務ノ良否及會計書類ヲ監シ聯隊長ノ中間ニ在テ事務ヲ為シ

中隊長 ヲリ出ス諸件ノ書類ヲ聯隊長ニ呈ス

中隊長 部下屯田兵ノ勤務ヲ指揮シ又専ラ會計諸務ヲ任シ小隊長ヨリ差出ス諸件ノ書類ヲ大隊長ニ呈ス

此官ハ部下小隊ノ人員諸官ノ取締等ヲ管理スヘシ

小隊長 屯田兵勤務上ノ細件ヲ管シ之ヲ指揮ス又分隊長ヨリ出ス勤務ノ書類ヲ檢シ部下ノ人員調及諸取締等ヲ司トル

分隊長 平常諸伍ノ勤務ヲ監シ諸伍ヨリ出ス所ノ書類ヲ小隊長ニ出ス

勘定方 大隊長ノ指揮ヲ受ケ用度金及諸物品武器等諸入費ノ精算ヲ為シ事務多端ナルトキハ軍曹ヲ以テ助役トス

大隊長ノ文書ハ此官之ヲ任シ中隊小隊分隊ノ長官及伍長等へ直ニ往復

ス中隊ノ人員及馬匹ノ名簿モ亦此官ノ司トル所ナリ

下副官 大隊長ノ側ニ在テ中隊一般ノ勤務及首地ニ在ル諸伍ノ事務取締等ヲ司トル

ト

ト

ト

ト

ト

ト

軍曹 分隊長ヨリ部下ノ諸伍ニ下シタル命令ヲ能ク遵守スルヤ否ニ注意シ又

諸伍ノ武器諸器械ニ損所アリテ引換或ハ修繕等ヲ願ヒ出ルトキハ精細ニ  
之ヲ改メ其破損ノ原因ヲ書記シテ分隊長ニ出シ処分ヲ受クヘシ

伍長 伍中ノ取締ヲ為シ勤務ヲ指揮シ命令ノ布達等ノ司トル昼夜ニ限ラス差  
起リタル事件アルカ又ハ勤務ヲ為シタルトキハ直ニ分隊長ニ報告ス

至急ノ事件アルトキハ小隊長分隊長双方ニ報知スル事アルベシ  
伍長疾病不在等ニ当リテハ古参ノ屯田兵代勤ヲ務ムヘシ

兵器

カトリン砲八門 仏蘭西ポード忽砲一門 米利堅ポード忽砲一門 六角砲  
六門ロケット架六 レミントン銃千五百七十二挺 六連短銃十六挺 六連照尺  
付短銃三挺 短スヘンセル銃五十八挺 長スヘンセル銃二十一挺 旧色付  
レミントン銃百七十七挺 エンヒール銃五百七十挺 室内射的銃五挺 十六連  
銃二挺 スナイドル銃七挺

〈北海道志〉

屯田兵例則の編制に記されている階級に「准」が付された名称を  
用いているのは、当時の本州各鎮台で編成されている軍隊ではなく  
北海道屯田兵独自の編成を意味するものであった。

例則は何度か改正をみている。明治八年二月十五日付では

休暇の条改正 新年宴会一月五日 神嘗祭九月十七日 新嘗祭十一月廿三日  
右三条ヲ加入ス

また、同九年一月十八日付では諸給助及貸渡器械定期居宅の条に

金七拾五銭 廢疾ノ者帰国旅費日当十里詰一日分。

金貳拾五銭 同上單身ノ者一日分別段手当。

金六拾五銭 同上家族七歳以上一日一人分、七歳以下ハ此半ヲ減ス

を加えるなど例則の整理がはかられている。

## 第二節 屯田事務局設置と屯田兵の服役・給与

明治八年三月十五日、開拓使に屯田事務局が設置され、専ら屯田  
関係の事務を執る体制ができ、事務取扱いとして幹事安田定則・六  
等出仕時任為基が任ぜられた。また、同月四日には屯田憲兵の幹部  
の発令もなされている。

任准陸軍大佐兼開拓少判官	五等出仕正六位	大山	重
任准陸軍中佐兼補開拓使六等出仕	大主典	永山	盛弘
任准陸軍少佐兼補開拓使七等出仕	八等出仕	永山	武四郎
任准陸軍大尉	権大主典	門松	経文

さらに同月二十二日大尉家村住義・中尉久保包直・少尉板鼻歳  
豊・少尉荒城重雄・同千早正路・同安田安などを任命したがいづれ  
も開拓使属の兼務発令で、五月に入って赴任している。

屯田兵の服役期限は初めなんの規定もなかった。しかし開拓使は  
明治十一年十二月に一応の目安が必要であるとして太政官に伺を提  
出し、聞き届けられて翌十二年三月に服役期限は北海道に鎮台がお  
かれるまでと定められた。その間に戸主が死亡した場合は、後継ぎ  
に服役させ、兵役に堪え得る者がいない場合は戸主の死亡をもって  
満期とした（注 後に明治二十三年、二十七年、三十四年の改正がある）。

給与地については、例則は特に定めなかったが、第一回募集に当  
たった明治八年一月宮城・青森・酒田三県への達では、一戸五、〇  
〇坪を支給することとしていたが、その後十一年には開墾の進度  
に従い、一万坪まで支給することにした。二十四年以降は一万五、〇

第四編 屯田兵制

〇〇坪を給与となつた。なお下士には五、〇〇〇坪の増加があつた。

明治八年六月廿三日

〔屯田事務局〕 屯田兵へ地所割渡ノ義伺同月同日

屯田兵例則中拓地ハ屯戸ニ付五千坪宛給与ノ管ニ候得共当分ノ内屯戸ニ三千坪ヲ給シ、二坪毎ニ桑苗老本充植付培養為致、若シ余力アル者ハ更ニ若干ノ地面見積相渡候様仕度、此段相伺候也。

指 令

何ノ通

〔新北海道史第七卷〕

これによると当初は三、〇〇〇坪の給与地を支給することにし、開墾が終わる段階で追給与することが伺われる。

現役三カ年間の服役中はもちろん、満期後一〇年間の除租が定められ、自力生計を営ませることや兵役を帯びる義務がある策をとられ、満期後の来賓送迎の敬礼儀状、番兵などの服務、野営演習などに對して、俸給その他を支払われることが定められている。

- 一 俸給ハ鎮台歩兵ノ二等ニ準拠シ出務ノ日数ニ乗シ給与ス。
- 一 食料ハ一時ノ出務ハ一賄、一日三賄トス。尤現賄ヲ給シ、或ハ賄料ヲ給スル等其時ノ便宜ニ從フヘシ。
- 但一賄ニ付金八錢ヲ給シ、夜中四時間以上ノ行軍及番兵等ノ節ハ夜食料四錢ヲ給ス。
- 一 草鞋ハ三里外ノ行軍ハ一日二足、其他ハ凡テ一足ヲ給ス。
- 一 草鞋掛ハ、三日以上ノ服務ハ三日毎ニ一足ヲ給シ、三日未満ノ出務ハ之ヲ貸与ス。

〔布令類聚〕

と十二年十一月に達が出された。

屯田兵に合格した者は「屯田兵手帳」が下付された。その内容は

(1) 勅諭(五ヶ条の趣旨を解説したもの)

(2) 読法(屯田兵としての条件を守り之に違背しないことの条項)

この読法に次の誓文が記載されていた。

〔今般御読相成候読法之条ヲ堅ク相守リ誓イ違背仕間敷候事〕  
右宣誓如件

明治 年 月 日 何 某(印)

- (3) 所屬中隊編成部隊と本人の身分調書から人相書迄記載
- (4) 編成後の履歴
- (5) 褒賞
- (6) 欠勤
- (7) 罰科
- (8) 出戦及ビ勤務
- (9) 満期アルイハ除役
- (10) 公傷及ビ公病
- (11) 戦死アルイハ病死
- (12) 射撃表(甲部と乙部に分離)

武器類の給与品目としては銃・負革・口栓・転螺器・洗条・彈藥盆・刀・刀帶・刀緒・劍差・劍鞘・劍革・喇叭・同総・同栓卷・同拭・布などであり、被服給与品目としては帽前立・帽・衣・袴・絨衣・肩章・夏衣・外套・手套・帽入・畳紙・下襟・或は襟布・冬襦袢・冬袴下・大袴下・夏襦袢・夏袴下・脚絆・靴下・草鞋掛・靴・草鞋・背のう・絨刷・靴刷・洗濯刷・燕口袋・練脂器・属具袋・塗墨器・磨板・櫛・鋏・錐糸卷・糸・針・毛布などが支給された。

このほか農業に必要な種物として麻仁・大麦・小麦・大豆・小豆・馬鈴薯・蚕卵紙などで、風土に適する種類・数量を中隊長が決め屯田兵に配布された。これらの官給品はすべて貸与されていたもので、命令違反や逃亡・離村した者はすべて没収された。

### 第三節 屯田予備兵の制定

屯田兵として入植した者は現役期間はすべて軍隊の統制の下に寸時の暇を惜んで開墾に従事し、家族もまた同様であったが、最初の

屯田現役中に西南の役の戦闘が起こり、開拓使はこの第一大隊を出征させた。政府はさらに予備戦闘部隊の増強計画を立て、屯田兵予備隊の編成に着手した。

明治十年十二月二十七日

屯田予備兵条例制定ノ義伺（九月十四日）

西陲（注）西国（注）さかい）賊勢猖獗（注）ほしいままに勢がさかんなこと）ノ際、近衛及各鎮台常備兵総テ繰出相成候ニ付、更ニ予備兵招募ノ義廟議決定ノ上新撰旅団編成相成、当使ニ於テモ屯田予備兵トシテ一大隊招募、既ニ東京へ差出シ専ラ演習為致置候処、賊勢日々寔蹙（注）くるしみきわまる）ニ趣キ、右出征ニ及サルニ付不日帰籍為致候筈ニ有之、然ルニ将来警備ノ為屯田予備兵条例ヲ制定シ該兵ノ名称ヲ存シ置粗後備軍ノ制ニ倣ヒ他日緩急招募ノ使ニ供シ度、尤モ該兵滯京中ハ操練等非常ニ勉勵頗ル熟練達致候間、緩急其用ヲ為スル必然ニ候条、至急御裁可相成様仕度、別紙条例案（見相添此段相伺候也）後

〔御指令〕

伺ノ趣聞届候条、附箋ノ通改正可致事。

○明治十年十二月二十八日

〔達書第十六号〕

屯田事務局

屯田予備兵条例別紙ノ通相定候条、此旨相達候事。

屯田予備兵条例

第一条

屯田予備兵ハ平素自家ニ在テ産業ヲ営ミ、戦時或ハ非常ノ節臨時召集シ、屯田兵ニ加ヘ服役セシム。尤毎年十二月ヨリ翌年四月マテノ内便宜ノ地ニ召集シ、其技ヲ演習セシムヘシ。

第二条

予備兵ハ一大隊ヲ定数トシ、闕員アル時ハ開拓使管内有志ノ者ヲ撰シテ之ヲ補フヘシ。

但シ其闕員を招集スルノ際、若シ陸軍徴兵ニ相当スル者アラハ之ヲ除ク。

第三条

第二章 屯田兵制度

予備兵ハ予メ服役ノ年限ヲ定メス、又其年齢ヲ問ハス、兵役ニ堪ル者ヲ以テス。

第四条

予備兵ハ別ニ駐在士官ヲ設ケス、地方庁ニ於テ之ヲ管理シ、分署在勤官員ヲシテ兼掌セシムルモノトス。

第五条

予備兵ノ演習ハ、年々屯田本部ヨリ十日以前ニ其期日ヲ布達シ、分署官員ヲシテ之ヲ督セシムヘシ。尤本部士官派出シテ演習セシムルコトアルヘシ。

第六条

病氣或ハ事故アリテ演習ノ節出場致シ難キ者ハ、其事由ヲ詳記シタル書面ヘ区戸長ノ奥書証印ヲ受ケ、其筋ヲ経テ屯田本部へ届出ヘシ。

第七条

演習中ハ日給ヲ与ヘ食料被服類モ総テ官給タルヘシ。

第八条

服役中他管へ旅行セントスルモノハ、管轄庁ノ許可ヲ受ケ、其事由ヲ屯田本部へ届出、成丈ケ演習期限ニ後レサル様帰着スヘシ。

第九条

服役中他管へ転籍又ハ管内ニ転居スルモノハ、戸長ノ証印ヲ受ケ其筋ヲ経テ屯田本部へ届出ヘシ。

第十条

服役中老衰 疾病又ハ已ムヲ得サル事故アリテ免役ヲ願出ル者ハ親戚ノ者ヨリ其事由ヲ詳記シタル書面ヘ区戸長ノ奥書証印ヲ受ケ管轄庁ヲ経テ屯田本部へ届出ヘシ。

但疾病ノ者ハ願書ヘ医員ノ診断書ヲ添フヘシ。

第十一条

服役中官途ニ採用セラレシ者ハ、其筋ヲ経テ屯田本部へ届出ヘシ。

第十二条

服役中死亡ノ者ハ、親戚ノ者ヨリ其年月時日ヲ詳記シタル書面ヲ差出シ、其筋ヲ経テ屯田本部へ届出ヘシ。

第十三条

予備兵員ニハ人別簿ト引合セ、左式略ノ如キ厚紙ノ割符ニ其姓名住所等ヲ書載シ、人別簿ト割印ヲ為シテ之ヲ附与スヘシ。

〔新北海道史第七卷〕

この制度は西南戦争終了後は出動の機会もなく十四年二月廃止され、  
れている。

#### 第四節 制度の改正と第七師団への従属

明治政府は開拓使を一〇年後に存続するかしないかと慎重に検討し三県一局という過渡的な新行政機構を決議したが、その間は屯田兵制度についても実質的な活動は中止していた。

明治十七年に至り屯田兵召致入植計画がたてられ、江別などへ大量の移住が再開され、翌十八年五月には屯田兵条例、同年十二月には屯田兵服務規則も定められている。

明治二十年三月屯田兵制を本道開発の参考とする外国調査のため永山武四郎本部長とその幕僚数名が米・露・清国へ出張し、屯田の実態を見聞して一年後に帰朝した。その後永山は岩村道庁長官の後任として第二代目長官に就任し、屯田本部長も兼任していたため屯田兵村の拡張には好都合であった。

二十二年一月屯田兵の増加を図る案が議定され、同年七月屯田兵条例の一部改正をみて屯田兵本部は司令部と改称され、長官が司令官を併任したこともあって、永山は自ら全道の要地を踏査し、兵村設置個所の撰定をするという熱の入れようであった。

翌二十三年八月に屯田兵条例の大改正を行い、兵種は歩・騎・砲・工兵の編成をとり、服役期限を現役三年、予備役四年、後備役一三年の通算二〇年とし、司令官を天皇直隸の師団長と同格の権限

に拡張させ、土地給与規則を改正して従来の一万坪を一万五、〇〇〇坪（下土二万坪）とした。各兵村には公有財産として一戸当たり一万五、〇〇〇坪を別に給与することになっている。

屯田兵募集に際し従来は土族から招募する規定であったものを族籍を問わないことにし、屯田開拓の実を上げることになった。

このことは土族授産と応募に限界がきていることと、奥地農耕の技術が土族よりも農平民が優れているとみる理由もあった。

また、兵村自治の機能については二十一年十月から兵村会を設けていたが二十三年十月の改正で二年間は兵村諮問会を置く規定にしたり、屯田の紀風を武門武士の心構えとし、屯田兵のみならず家族にも「心得書」を定めて日常の心得を示達したのであった。

明治二十三年八月三十日勅令第一八一号をもって改正になった条例は左のとおりである。

##### 屯田兵条例

第一条 屯田兵ハ屯田歩兵屯田騎兵屯田砲兵屯田工兵ヲ以テ編成シ北海道樞要ノ地ニ配置シテ其警備ニ充ツ

第二条 屯田兵ハ兵農相兼ナルノ制トス平常ハ給与ノ兵屋ヲ居住シ軍事上ノ訓練及開墾耕稼ニ従事セシム

第三条 屯田兵ハ府県ヨリ志願者ヲ召集シ本籍ヲ北海道ニ移シ家族ト共ニ移住セシム

第四条 屯田兵ノ服務期限ハ二十箇年ニシテ現役三箇年予備役四箇年後備役十三年トス

服役期限中満四十歳ニ至リ又ハ死亡若クハ事故ニ由リ免役シタルトキハ其家族中適當ノ男子ヲシテ兵役ノ殘期ヲ相続セシム若シ適當ノ男子ナキトキハ兵役ヲ免ス

第五条 後備役満期後十箇年間補充兵役ニ服セシメ戦時若クハ事変ニ際シ召集

ス

第六條 第四條第五條ノ各兵役年期ハ編入年ノ四月一日ヨリ起算ス

第七條 各兵役ノ期限ニ滿ソルト雖モ戰時或ハ事變ニ際スルトキ若クハ臨時ニ演習或ハ觀兵ノ拳アルトキ若クハ航海中或ハ外國駐割中ハ其期限ヲ延スコトアル可シ

#### 附則

第八條 此條例實施以前ニ召集シタル屯田兵ハ左ノ區別ニ依リ服役セシム

一 明治八年ヨリ明治十六年迄ニ召集シタル者ハ明治二十四年ヨリ四箇年間予備役ニ服セシメ滿期後九箇年間後備役ニ服セシム

一 明治十七年ヨリ明治二十年マデニ召集シタル者ハ明治二十四年ヨリ四箇年間予備役ニ服セシメ滿期後召集ノ年ヨリ起算シ二十年滿ソルト迄後備役ニ服セシム

一 明治二十一年ニ召集シタル者ハ明治二十五年ヨリ四箇年間予備役ニ服セシメ滿期後召集ノ年ヨリ起算シ二十年ニ滿ソルト迄後備役ニ服セシム

一 明治二十二年以後ニ召集シタル者ハ此條例ニ依ル

第九條 明治二十一年以前ニ召集シタル屯田兵ノ各兵役年限ノ起算方ハ本條例ニ依ル

明治二十二年及明治二十三年ニ於テ召集シタル者ノ現役年期ハ屯田兵編入ノ当日ヨリ起算シ予備役後備役年期ハ前役滿期ノ翌日ヨリ起算ス

第十條 本條例ハ明治二十四年四月一日ヨリ施行ス

明治二十三年九月、法律第七十九号で「屯田兵土地給与規則」が公布された。

#### 屯田兵土地給与規則

第一條 屯田兵トシテ北海道ニ移住スル者ニハ一戸ニ付凡ソ一万五千坪ノ土地ヲ給ス

其下土ニ任ゼラレタル者ニハ凡ソ五千坪ノ土地ヲ増給ス

屯田兵出身ニアラザル下土ニシテ屯田兵條例ニヨリ服役スル者ニハ凡ソ二万坪ノ土地ヲ給ス

第二條 移住ノ屯田兵二百五十戸以内ヲ以テ屯田兵村トシ、凡ソ一万五千坪ノ割合ヲ以テ戸數ニ応ジ其村ノ公有財産トシテ土地ヲ給ス 公有財産ノ管理利

#### 第二章 屯田兵制度

用及ビ開墾ノコトハ屯田兵司令官ノ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 屯田兵及ビ屯田兵村ニ給与シタル土地ハ服役中及ビ其滿期ノ年ヨリ十年間國稅及ビ地方稅ヲ免除ス

第四條 移住ノ年ヨリ三十年間ハ屯田兵ニ給与シタル土地ノ讓渡又ハ質入書入ハ無効トス且ツ強制執行ハ之ヲ施スコトヲ得ズ

第五條 屯田兵ニ給与シタル土地ニシテ移住ノ年ヨリ三十年ヲ過ギテ開墾セザル部分ハ沒收ス

第六條 屯田兵ニシテ召募ノ條件ニ違背シ其他正當ノ理由ナクシテ兵役ノ義務ヲ履行セザルトキハ其給与シタル土地ヲ沒收ス

前項ニヨリ土地ヲ沒收スルトキハ給与ノ建物及ビ其土地ニ定着スル給与ノ物件ハ併セテ之ヲ沒收シ其他ノ建物及ビ物件ハ期限ヲ定メテ之ヲ取除カシム

若シ期限マデニ取除カザルトキハ競売ニ付シ其費用ヲ引去リ殘額ヲ交付ス

第七條 従前北海道ニ移住シタル屯田兵ニ給与ノ本則第一條ノ坪數ニ及バザルモノハ之ニ滿ソルト迄追給ス

其他屯田兵村ニハ所有財産トシテ土地ヲ給与ス 其坪數及ビ管理ノ方法ハ本則第二條ノ例ニヨル

第八條 従前北海道ニ移住シタル屯田兵及ビ屯田兵村ニ給与ノ土地ハ服役中及ビ其滿期ヨリ二十年間國稅及ビ地方稅ヲ免除ス

明治十七年ヨリ明治二十三年マデ召集シタル者ニ係ル者ハ第三條ノ例ニヨル

第九條 屯田兵死亡シ又ハ服役ヲ免ゼラレタル時ハ給与ノ土地ハ其兵役相續人ニ其所有權ヲ相續サセル

第十條 屯田兵死亡シ又ハ服役ヲ免ゼラレ兵役相續人ヲ欠クトキハ其給与ノ土地ハ家督相續人ニ所有權ヲ相續セシム

前項ノ所有權ハ後日兵役ヲ相續スルモノアルトキハ之ヲ其服役者ニ移スモノトス

第十一條 前條ノ場合ニ於テ家督相續人定マラザル時ハ其間家族ヲシテ其土地ヲ保管セシム

第十二條 此規則中屯田兵ニ関スル規程ハ第十條第一項及ビ第十一條ニ依ツテ給与ノ土地ヲ所有又ハ保管スル者ニモ之ヲ適用ス

第四編 屯田兵制

屯田兵移住給与規則

第一条 屯田兵及び其家族移住ノ際ハ支度料旅費日当運搬料トシテ左ノ金額ヲ給与ス 但旅費日当ノ給与ハ一戸ニ付五人迄トス

一、支度料 一戸ニ付五円

二、旅費日当 一人一日ニ付三十銭 七歳未満ハ半額

三、運搬料 一戸一日ニ付 二円六十銭

第二条 略

第五条 屯田兵移住シタル時ハ兵屋井戸付属具共家具夜具農具種物扶助米及び塩菜料ヲ給ス

第六条 家具ハ一戸ニ付左ノ現品ヲ給与ス

一、鍋大小各一個 二、茶碗五個 三、手桶一荷 四、小桶一組 五、担桶

一荷 六、柄杓一個 七、燈具一個 八、鉄瓶一個

第七条 夜具ハ一戸ニ付左ノ現品ヲ給与ス

一、四布一枚 二、三布二枚

第八条 農具ハ一戸ニ付左ノ現品ヲ給与ス

一、鍬大小各一挺 二、唐鍬大二小二挺 三、砥荒砥、中砥、鏡砥各一個

四、鉋一挺 五、鑢二挺 六、斧一挺 七、鋸大小各一挺 八、鎌柴刈、

草刈各一挺 九、薙二十枚 十、熊手二挺 十一、培養桶一個

右ニ掲グル外四戸ニ付唐箕一個、六戸ニ付臼杵共二一個ヲ給ス

第九条 種物ハ一戸ニ付左ノ現品ヲ給ス

一、麻種子 一斗 二、大麦 一斗 三、小麦 一斗 四、大豆 一斗

五、小豆 五升 六、馬鈴薯 四斗 七、蚕卵紙 四枚半

第十条 扶助米塩菜料ハ一戸ニ付五人マデ移住地ニ到着ノ翌日ヨリ起算シ滿五

カ年間左ノ区別ヲ以テ毎月之ヲ給与ス

期別	給与年限	区分		扶 助 米	塩 菜 料
		甲 額	乙 額		
第一期	移住ノ月ヨリ滿二カ年	甲 額	乙 額	玄米 二斗二升五合	四十五銭
第一期後	甲 額	乙 額	丙 額	玄米 一斗五升	三十銭
				玄米 一斗三升五合	二十一銭

第二期

滿一カ年間

乙 額

〃 〃

五升四合

二十一銭

第三期

第二期後

甲 額

〃 〃

玄米 四升五合

七銭五厘

滿二カ年間

乙 額

〃 〃

玄米 三升

四銭五厘

三銭

備考 甲額ハ十五歳以上六十歳未満ノ者ニ、乙額ハ十七歳以上十五歳未満及ビ六十歳以上ノ者ニ、丙額ハ七歳未満ノ者ニ給与ス

第十三条 屯田兵現役中ニ於テ各兵村（一中隊ノ兵村ヲ云フ以下同ジ）ニ事業場四棟ヲ給与ス

事業資金トシテ各兵村ニ一時限リ六百円ヲ給与シ事業上必要ノ器具費其他ノ費用ニ充テシム

第十四条 屯田兵移住シタルトキハ各兵村ニ学校一棟及ビ所要ノ器具ヲ給与シ且ツ其維持費トシテ一時限リ二百円ヲ給与ス

第十五条 屯田兵ノ家族ニシテ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹ル者アルトキハ其薬剤等ハ屯田兵移住後滿三カ年間ハ之レヲ官給シ爾後五年間ハ予メ定ムル所ノ代価ヲ徴取シテ之レニ付与スル事ヲ得

第十六条 屯田兵及び其家族移住途中ニ於テ死亡スル時ハ実費ヲ以テ埋葬ノ費用ヲ給与シ屯田移住後滿三カ年間ニ於テ死亡スル時ハ左ノ埋葬料ヲ給与ス

一、五円 七歳以上ノ者、二、二円五十銭 七歳未満ノ者

屯田兵及び其家族に對して明治二十三年十月服務の方針を示した「屯田兵員及家族教令」が本部より出された。もと「屯田兵心得書」として配布されたもので、後にこの名称に改められた。

屯田兵員及家族教令（注 平假名に訂正）

屯田兵は重き護國の任務を帯び、且つ拓地殖産の業務を担うものにして、其の責任輕からざるは言う迄もなく世に比類なき厚き保護を受くるものなれば、官の規則を嚴重に守るべきは勿論、猶此教令に從いて其本務を完うし、厚き保護の大恩に報ゆることを勵めざるべからず。

一 汝等の服する屯田兵役は兵役相統の法ありて、独り兵員の一身に止まらず延いて子弟にも及ぶものにて、屯田兵の一家は取も直さず、往者の武門武士

の列に加わりたるに等しければ、兵員は勿論家族に至るまで専ら忠節を重んじ武勇を尚び、廉恥を思い志操を堅くし、苟くも武門武士たる体面を汚す様の事之れある可らず。

二 汝等の身命は上天皇陛下に捧げ奉りしものにして、自身の身命には非らざるなり。故に苟くも自己の不養生より疾病を醸し又はその不心得より罪を犯す等のこと之れあるべからず。万一之れあるときは、不忠此の上なければ常に衛生に注意し言行を慎みて身命を大切にせざるべからず。

三 汝等は何時如何なる命令あるも、直ちにその命令に従わざるべからざるが故に兵員は申すに及ばず家族に至るまで俄かの出戦等に臨みて聊かも差支なき様平常より其の万端の用意を整え置かざるべからず。

四 汝等は当初或年限の間扶助米、塩菜料の厚き給与を受くると雖も、其の給与の止みたる後は拓地殖産の事業上より得る収益を以て一家の生計を立つものなれば、若し其の事業にして発達せざるときは一家の生計立たざるに至るべし。然るときは仮令軍事上の技倆は如何程人に優れたりとも護国の大任を尽すこと能わざるに立至るべければ能く能く此の義を相弁へて一家心を併せて農業を励まざるべからず。

五 兵員は戦時は勿論平時と雖も軍事上の任務を帯ぶるを以て農業にのみ従事するを得ざれば、其の家族たるものは兵員の力を頼まず、互に心を励み力を協せて開墾耕稼の事に従い兵員をして只管兵役の任務を尽さしむる様なきざるべからず。

六 上官の命令訓示等は汝等をして忠勇なる軍人たらしめ、善良なる兵村民たらしむる基本にして慈愛なる父母の其の子を撫育薰陶すると異ならざれば、兵員は勿論家族に至るまで上官は之を父母と心得上官の命令訓示等は表裏なく従順に之を守らざるべからず。

七 武器は国を守り身を托する軍人の魂として観るべき大切の品なれば、常に町寧に手入をなし一定の場所に架け置き兵員の外は父兄たりとも之に手を触るべからず。

八 被服は常に一定の場所に差置き兵員より補修洗濯を命じたる時の外は家族一切之に手を触るべからず。就中靴は濫りに用い易きを以て軍事用の外は暫時たりとも決して穿用せざる様精々注意すべし。

九 兵村は汝等が墳墓の地と定め子孫繁栄の基を開く場所にして汝等は乃ち其

## 第二章 屯田兵制度

の祖先なれば村内の風俗は極めて善良ならしめざるべからず。是れ其の祖先たるもの之の勗むべき義務なれば汝等一人一人としては各其の身の行状を正しし父母を大切に、長上を敬い老いたる者は之を恤り幼き者は之を導き夫婦らざり兄弟互に睦み村友に信を失わざる様心掛け、一家としては苦楽を共にし家内和合して風波立たぬ様心掛け、一村としては利害相同うし緩急相救い全村恰も一家親族に異ならざる如き良風美俗を養成する様心掛けざるべからず。

十 汝等は万事質素を旨とし勤儉を守り、北海道の一弊害たる驕奢の風に感染すべからず、万一にも驕奢の風に感染するときは管々兵農の本務を完うする能わざるのみならず、汝等の不幸も又甚しければ常に質素勤儉を守り驕奢の間敷きこと之なき様心掛けざるべからず。

十一 汝等は新に北海道に移住し親族故旧に乏しきが上に隣保も亦同時に移住せしものにて皆同様の有様なれば、互いに独立自營の覚悟をなし他人の助力を頼むべからず。因つて常に用度を節し金穀を蓄へ置きて不時の災害に備うべし。又天災地変等の大なる災害は到底一人一個の力にて之が備をなす能わざれば、全村共同して予め互救の法を設け置き万一の時困難せざる様心掛けざるべからず。

十二 子弟の風儀は兵村の面目に拘わるのみならず、將來村の発達にも関れば子弟の教育には最も重きを置き忠孝の道を重んじ武勇を尚び信義を守り礼儀を正しくし善良活潑なる人とならしむる様訓誨誘導せざるべからず。

十三 葬祭には隣保互に相助くべきは勿論なれ共、漫りに多人数打寄り飲食等をなし葬家をして不幸の悲哀に加うるに無用の費用を重ねしむるか如き不都合之れあるべからず、又徒らに金銭物品の贈答をなすが如き虚礼も亦なすべからず、葬祭弔礼の要は各自互に嬉談笑を慎み起居動作の間にも甲意の顯わる様なすにあれば弔意を表わすことを専一とし之より以外の虚礼に陥らざる様心掛けざるべからず。

十四 婚家其の他の祝儀には専ら質素を旨とし、虚飾虚礼は之を去りて儀式だけを正格に執行うべし、況して平素漫りに打寄りて酒宴を催す様ことは毛頭なすべからず。

十五 毎日指定の日には説教所に至り法話を聴聞して益々徳義心を養い兼ねては全村老幼話合いて親睦を図るべし。

十六 一身一家の利益を図るは素より大切なれ共一身を益するが為め害を他人

に及ぼし一家を利するが為め全村の公益を害するが如きは、是私利私慾に迷いたる僻事なれば決して為すべからず、兵村公共の爲めには一身一家の利益は顧みざる様心掛けざるべからず。

十七 博奕は勿論之れに類似の遊戯は如何なる場合如何なる場所に於ても決してなすべからず。

十八 心体の健康は万事の基なれば宜しく衛生に注意し身体衣服は勿論兵屋の内外井戸の周囲其他闊廁（注かわや・便所）に至る迄も清潔にし、且つ溝渠の疎通方を怠るべからず。

十九 汝等の郷里の風習にも善良なるものあるべく又善良ならざるものも之れあるべしと雖も久しく耳目に慣るゝものは容易に其の善悪を識り別け難きものなれば郷里の風習にして此教令に違ふものは之を捨て違わざるものは維持する様努むべし。

二十 兵員及び其家族にして一人たりとも此の教令に違ひ不都合の言行あるときは、独り其の者一身一家の名譽利害に拘わるのみならず延いて兵村全体の名譽利害に關すれば一家内は申すに及ばず他人に於ても其の之れあるを知りたる時は密かに其本人に訓誨忠告をなし速かに改むる様互に相勸むべし。訓誨忠告再三に及ぶも尚俊めざるときは上官に申出で何分の処置を仰ぐべし。右教令の件々堅く相守るべきもの也

この教令は屯田兵及びその家族の服務の方針として厳しいものであるが、一読していかにか周到な注意をもってその行うべき点が示されていくかが知られるものである。

**第七師団への従属** 屯田兵村が年を追うごとに次々と配備されていき、日清戦争の二十七年、二十八年に際しては臨時第七師団編成の第一軍に編入されたが復員後に解散したものの、翌二十九年に第七師団が創設開庁した。これにより札幌の屯田司令部は廃止となったのである。

しかし兵村配備設定は続けられ、毎年約五百戸の移住により次々と兵村が誕生をみて、三十二年の上川郡士別村、剣淵村を最終とし

て募集が廃止されたが、屯田兵は師団の一機関として維持され、三十六年四月に至って現役兵が皆無になるまで制度は存続した。

明治八年、琴似屯田創設以来の約三十年間、軍事、拓殖の使命のもとに、道内の主要な未開原野に先住して移住民を導き、西南の役に官軍として武勇をはせて以来、北海道の拓地殖民の先兵として、さらに国家的な難題である土族の処遇配転に土族授産として屯田移住は時の政府としては難事業の一つとはいえ、国家的に必要不可欠のもので北海道の開拓に多大の貢献を尽し、国防の見地からも第七師団の成立までよくその任務をはたし、国防を引き継ぐに至ったものである。

屯田廃止当時は移住戸数も全道五〇万以上に達しており、徴兵実施も可能となったこと、また屯田兵制度も時代の進歩に適應していくには不合理な点が多くあったことがあげられる。

道内各地の発展に伴って町村制が三十二年に公布されるに至り、地域社会生活と屯田兵村の生活がなじめない点もみられ、屯田兵制度がその家族までを束縛していることなどが、第一にあげられる。

また、土地開発に最早屯田兵村配備の先導を要しないまでに交通事情がよくなり、移住者もしい増加していく状態にあったことなどが屯田兵制廃止の理由としてあげられる。

## 第五節 屯田兵の消長沿革

屯田兵関係の年表ともいえるべき経過概要は次のとおりである。

明治6年11月 日開拓次官黒田清隆、北海道に屯田兵設置の建議を行う。

12・25 屯田兵設置決定の太政官達が出される。

7・3 安田定則・永山盛弘の兩名、屯田兵制に関する建白を行う。

6 北海道に屯田憲兵を置き、陸軍中将兼開拓次官の黒田・屯田憲兵事務総理に任命される。

10・30 屯田兵の条例規則(例則)が制定される。

8・1 屯田兵を旧館県と宮城・青森・酒田の三県の士族で戊辰の役に従軍した者から募集した。

2 屯田兵諸官の服務規則を制定した。

3 開拓使内に屯田事務局を設置し、局長に准陸軍大佐堀基が就任する。

5 旧館県及び宮城・青森・酒田の三県から志願者一九八戸男女九六五人を琴似村に移し第一大隊第一中隊が編成された。

10 屯田兵の服装は鎮台兵に準じ、章号として左肩上に北辰形をつけることに決定する。

10 札幌郡山鼻村に屯田兵屋二四〇戸の建築に着手・発寒に三二戸建築着手

11 屯田兵の世襲制を定める。

12 屯田兵使用の銃を「エンピール銃」と決定

9・5・29 有珠郡及び青森・置賜県等五県から応募二七五戸を山鼻二四〇戸、琴似三戸・発寒三二戸に入地。琴似・発寒地区二四戸を第一大隊第一中隊、山鼻を第二中隊とした。

9 琴似・山鼻兩村に養蚕室を設けて産業を奨励した。

10・2 西南戦争起こる。

4・10 第一大隊を従軍させ、准陸軍大佐堀基が指揮した。

6 管内士族から屯田予備兵一箇大隊六六四人を募集し、上京訓練した(出陣に至らず帰還)。

9・3 西南の役従軍の屯田兵の扶助年限三年をさらに一年延長加増された。

9・27 開拓使が屯田予備兵条例案を提出(陸軍省認可12月)。

9・30 屯田兵札幌に凱旋した。

11・2 給与地を一戸一万坪に増加の土地給与規則制定

8 岩手県からの応募者一〇戸五六人江別分隊に入地

12・28 堀基が退官、准陸軍中佐永山武四郎が屯田事務局局長となる。

12・3 屯田兵の服役期間は、北海道に鎮台を置くまでとし、戸主死亡の場合は、家族の適任者が継ぐものとする。

13・1 屯田兵治罪条例制定

6 篠津にロシア式コサック風丸太組二〇戸建設

2 屯田兵編成はそのままであるが、陸軍の編成に改正が加えられた。

14・2 屯田予備兵制度を廃止した。

7 屯田事務局を屯田事務係に改称した。

7 青森・岩手・山形からの一九戸八一名篠津太に入地、第一大隊附属篠津分隊とした。

9 明治天皇は山鼻・北白川宮能久親王が琴似兵村を視察した。

12 屯田兵家族の多い者二〇戸を分家させ、篠路村の後背地を開拓させる。

15・1・4 軍人勅諭。

11 黒田長官転出し、農商務卿西郷従道が開拓使長官を兼務。

2・8 開拓使を廃し、三県に分治させた。屯田事務局を陸軍省に置き屯田事務を引継ぐ。

3・28 本道の兵備を暫時・第二軍管々に編入。

8 琴似を第一・第二中隊に分割・山鼻を第三・第四中隊に分割し、四〇中隊をもって第一大隊を編成。

16・4・1 毎月一日をもって演習日とし、射的演習は春秋の二季と定めた。

17・3 江別に兵屋完成。

10 十八年より二十三年までに士族一、〇六一戸を屯田兵として募集する計画を上陳。

4 初めて陸軍省雇軍医員が屯田事務所所に置かれた。

5 陸軍一般編成に準じ二二〇戸をもって一中隊、三〇中隊をも

第四編 屯田兵制

つて一大隊とする。

5・28 青森・秋田・山形・福島の四県から七五戸三四五人を募集して江別村に移した。

陸軍編制に準じ、大隊編成を改める(琴似第一大隊第一中隊・山鼻同第二中隊・江別同第三中隊)。

8 屯田兵起居定則、屯田兵の日課の勤務及び屯田兵検査定則を定めた。

18・2 屯田兵の農具修理を自弁とする。

2 士族中屯田志願者を五カ年に徵募することを上請屯田兵志願者心得及び徵募手続を定める。

5・7 屯田兵条例改正(資格年齢一七歳、三〇歳、移住後三カ月は毎日訓練)

屯田事務局を屯田兵本部と改称する。(二十一日日本部長に永山武四郎陸軍少将発令)

6 各中隊の週番所を中隊本部と改称

7 佐賀・石川・鹿児島・鳥取・熊本の五県から屯田兵二二三戸一、〇五〇人を募集し、江別に一八二戸、篠津に三〇戸入地(うち七〇戸を第三中隊編入、一八八戸をもって第一大隊第四中隊を編成)。

10 根室国花咲郡和田村に屯田兵屋二二〇戸、江別村に一一五戸、篠津村に一〇戸を建築

12 屯田兵服規則を定める。

19・1・26 三県一局を廃し北海道庁を置く、二月屯田本部の経費は道庁の所管となる。

3 山口・広島・鳥取・福井・石川・新潟・山形・秋田・青森の九県から三四五戸一、六六八人を募集、和田に二二〇戸・(第二大隊)江別に一一五戸(第三中隊)、篠津一〇戸(第四中隊)に入地

7 屯田兵少佐和田正苗が第二大隊長に任命された。

11 札幌郡琴似村に一四六戸、室蘭郡輪西村に一一〇戸の兵屋を建築した。

12 札幌大通西詰(大通十一丁目)に屯田兵第一大隊本部を建築した。

陸軍服装変更により、屯田兵の服装を陸軍歩兵と同様とする。屯田兵本部概則を改正し、移住者諸給与を改める。

20・2 常備歩兵隊平時編成に準じ、一大隊は二中隊以上四中隊以下、一中隊は兵卒一六〇名以上二四〇名以下とした。

4 第一大隊第三中隊・第四中隊を第三大隊第一・第二中隊とし、本部を江別に置く。

5 兵庫・熊本等八県から二五六戸一、一五五人が新琴似に一四六戸(第三中隊)、輪西に一一〇戸(室蘭中隊)入地

21・5・15 永山本部長が北海道庁長官を兼任

10 徳島・大分・佐賀・福島・広島・鳥取・岡山・島根八県から一九六戸九三五人を募り、うち新琴似七四戸第三中隊編入、一二〇戸が和田村に入地し第二大隊第二中隊を編成した。

6 始めて参謀官を置き陸軍工兵少佐佐尾玉徳太郎がこれに任命された。

7 屯田兵家族の身上に関する処分法を改正した。

8 兵屋八〇戸を和田村に建てた。

10 兵村会規則が定められた。

12 新募屯田兵の演習期間を三〇日、扶助期間中は月六回と定められた。

空知太屯田兵屋の建築着工、この年四人出役延人員二万四六〇人

22・1 函館・江差・福山に徴兵令施行

1 屯田兵費を増加し二六年までに二〇中隊を徵募編成する計画が決定した。

2・11 大日本帝国憲法を發布

4 屯田兵出師準備方案を定め、五月から各隊出師準備書を調製させた。

6 兵屋を輪西に一〇〇戸、篠路に二二〇戸建築

7・29 屯田兵条例を改正・屯田兵本部を屯田司令部と改称した。

司令官の下に副司令官、参謀副官、法務官、会計、軍医の五部を置き且屯田兵所在地に監獄を置いた。

永山少将が屯田兵司令官に補せられた。

東京・静岡・三重・愛知・石川・福井・京都・滋賀・鳥取・

山口・和歌山・徳島・佐賀・熊本・福岡の二府一三県から屯田

兵四三〇戸一、九一四人を徵募し二二〇戸を篠路に移し第一大

隊第四中隊、一一〇戸を室蘭中隊、一〇〇戸を和田村の第二大

隊第二中隊に編入した。

8・19 札幌農学校官制を改正し同校生徒中から屯田兵士官志願の者

を選定して軍事に関する學術技芸を教授させた。

9 二年より二六年迄五カ年間に屯田兵二〇〇中隊を移す計画

をもって屯田兵増殖配備着手順序表を定め隊号を改めて室蘭屯

田兵中隊を第二大隊とし、根室第二大隊を第四大隊と称した。

屯田兵士官、下士補充細則、下士兵卒服役細則、屯田兵司令

部服務規則を定めた。

11 屯田兵司令部に軍法会議を設けた。

従来使用のレミントン銃が不足し、ピーポジマルチニー銃五

12・30 奈良県十津川移民中から屯田兵九二戸男女三二五人を募り、

南滝川兵村に入地、第五大隊第一中隊を新設した。

23・1 戦術研究のため各隊から士官を選抜して戸山学校に入学させ

る許可があった。

1・15 滝川村設置・二十八日戸長役場開庁。

2 屯田兵士官教育実施教令が規定された。

屯田兵大隊出師準備綱目が規定された。

3 屯田兵の経費は通常経費四四万二、二〇七円八七銭六厘、臨

時費一〇万九、九四九円一三銭六厘、計五五万二、一五七円一

銭二厘を北海道庁の経費所管庁である大蔵省から陸軍省の所管

とする。

4 会計部長をして会計主任官及び収入官吏の任務をとらせた。

空知郡滝川村及び釧路国厚岸郡太田村に兵屋各四四〇戸を建

てた。

5・3 第五大隊第一中隊（南滝の川）の仮細則を制定近衛及び各師

団予備下士で屯田兵志願者を二等軍曹に採用許可

6 屯田兵増殖配備表を改正した

22 屯田兵第五大隊仮本部を滝川村に設置（開庁二十五日）

新兵入隊後三カ月間連続して軍事教育を行うことに改正され

た。

鹿兒島・熊本・佐賀・福岡・山口・福井・石川・新潟・山

形・兵庫・和歌山・宮城の二県から屯田兵七八五戸並びに十

津川移民中から三戸を徵募して四四〇戸を厚岸郡太田村へ移し

第四大隊第三中隊・第四中隊を編成。三四八戸を滝川村に移し

て第五大隊第一中隊に編入。第二中隊を編成した。

屯田兵条例を改正・歩兵・騎兵・砲兵・工兵をもって編成

し、服役期限は現役三年・予備役四年・後備役一三年通計二〇

年と改める。予備役満期後一〇年間は補充兵役に服する。

屯田兵司令部条例を改正、司令官は天皇陛下に直屬し、師団

長と同等の職務権限をもつ。

札幌農学校兵学科特別科を卒業の二四名を見習士官に任命。

屯田兵給与令の公布があった。

屯田兵土地給与規則が定められ、一戸一万五、〇〇〇坪（下

士二万坪）の給与地となり、かつ別に一戸一万五、〇〇〇坪の

割で公有財産として兵村に給与する。三〇年間土地の譲渡・質

入・書換・強制執行を禁止する。

兵屋四〇〇戸を上川郡永山村に、一〇〇戸を空知郡沼貝村に

建築

兵村会規則改正、移住第三年より兵村公共の事件を管理経営

させることとし、別に兵村諮問会規則を設けて移住後二年間の

兵村公共の事件を諮問する。

屯田兵及び屯田兵家族心得書を定めて、兵村の風紀を律し

第四編 屯田兵制

各隊において使用したレミントン銃を廃してビーボジマルチ  
ニ一銃に改めた。

11 屯田兵募集規則を改正し、屯田兵召集規則を定めた。族籍を  
問わず広く各府県志願者より募集する。

24・2 屯田兵配備表の改正により、四月以降歩兵は四コ大隊・騎兵・  
砲兵・工兵は各一中隊とした。

歩兵第一大隊は本部を札幌に置き、元第一大隊、第二大隊第  
一中隊をもって編成。歩兵第二大隊は本部を滝川に置き、元第  
三大隊の二中隊と第五大隊の二中隊をもって編成。歩兵第三大  
隊は本年新募集の兵員をもって編成し大隊本部は根室に置くこ  
とにした。

騎兵・砲兵・工兵は本年新募集の兵員をもって編成しその本  
部は空知郡沼貝に置くことにした。

4 屯田兵の服装が定まる。屯田兵服務細則が定まる。  
株式屯田銀行が営業開始した。

6 兵庫・岡山・徳島・宮城・山形・新潟・河内・鹿児島・愛  
知・和歌山の二〇県から召募の歩兵四〇〇〇戸を上川郡永山村に、  
第三大隊騎兵・砲兵・工兵各一〇〇戸を空知郡沼貝に置いた。

11 屯田歩兵大隊旗を定める。  
屯田兵移住・給与規則を一部改正する。  
屯田兵給与令を一部改正する。

25・1 兵村会規則の改正・屯田兵給与令細則の一部改正があった。  
青森・京都・大分・香川・愛媛・岐阜・滋賀・富山・埼玉・

8 秋田・東京・鹿児島・兵庫の二府一県から屯田兵三九六戸を  
上川郡東旭川村に、騎兵四〇〇戸、砲兵・工兵各三〇〇戸を沼貝村  
に移住入地した。

10 屯田兵移住給与規則を一部改正

予備・後備の服役中は、戦時・事変の際に召集し平時には勤  
務演習、その他の公務に服役させるために召集することを公  
布。

12 屯田兵召集規則を改正し、一家内労働者人員の制限家族身体

証明書のことを定めた。

26・1 深川で屯田兵設置（雨竜屯田）の議が起こり、華族農場予定  
地より三千余万坪を陸軍省へ移管する。

3 屯田兵補欠として本年特に兵庫・岡山・徳島・高知の四県か  
ら屯田兵志願者を召集することを告示。

5 屯田歩兵第一第二第三大隊及び屯田騎兵砲兵工兵隊が島松附  
近で合同演習を行った。

6 福島・山口・徳島・岡山・広島・静岡、鳥取・栃木・長崎・  
佐賀・高知・愛知・島根・兵庫・長野・福岡・群馬の一七県か  
ら四〇〇〇戸を上川郡当麻村に、一〇〇戸を空知郡沼貝村に移駐  
させた。

7 屯田兵給与細則が改正された。  
二七年度屯田兵増殖配備表が定められた。

8 副司令官及び少佐参謀を廃して参謀長をおく。

27・5 福岡・熊本・大分・愛媛・岡山・鳥取・島根・千葉・茨城・  
宮城・岩手・福井・石川・和歌山・徳島・高知・鹿児島・大阪  
の一府一七県から五〇〇戸を募り、滝川村字江部乙に四〇〇戸  
を入地させ第二大隊に編入、一〇〇戸を分け空知郡沼貝村への  
騎兵砲兵工兵隊に編入させた。

8・1 日清戦争が起きる。

10・16 北海道を第七師団管区と定める。

11 屯田兵条例が勅令をもって改正され、服役期間中現役が八カ  
年に延長された。

雨竜屯田（秩父別・一巳・納内）の兵屋五〇〇戸と本部その  
他の建物の建設を大倉組が請負う。

28・3 四日動員下令臨時第七師団の編成があり、永山中将司令官に  
任ぜられた。三十日第一軍に編入された。

4 臨時第七師団出発、東京において命令を待つ。

5 講和により十五日復員令があり東京発・小樽着。

愛知・岐阜・三重・奈良・和歌山・岡山・兵庫・大阪・鳥取・香  
川・愛媛・佐賀・福岡・島根・徳島・福井・富山・石川・秋田の

一府一八県から五〇〇戸募集し、二〇〇戸を深川村秩父別、二〇〇戸を同村一已、一〇〇戸を同村納内に移した。(第一大隊)  
6・2 滝川・江部乙兵村の屯田兵帰隊

6・22 臨時第七師団復員解散

29・1 渡島・後志・胆振・石狩の四カ国に徴兵令を施行

5・12 第七師団を設置・陸軍中将永山武四郎が師団長に任ぜられた。十五日屯田兵司令部を廃して第七師団司令部を開庁した。

岡山県ほか一八県から五〇〇戸募集、秩父別・一已に各二〇〇戸、納内に一〇〇戸入地した。

6 兵村監視服務細則を規定した。

屯田兵後備役公有財産取扱委員会規則を定めた。

12・1 月寒に歩・砲・工兵の野戦独立隊を設置

札幌連隊区司令部を元屯田兵第一大隊本部建物に移転した。

30・3 屯田給与令が改正された。

5 京都府ほか二八県から四九九戸募集、常呂郡野付牛村(第四大隊第一中隊・第二・第三中隊)紋別郡湧別村に(第四大隊第四・第五中隊)入地する。

31・1・1 天塩・北見・日高・十勝・釧路・根室・千島の七国に徴兵令施行

陸軍給与令細則第六章の改正があった。

3 東京府ほか一府二八県から五〇〇戸を野付牛・湧別に移した。

32・5 三府三六県から屯田兵応募二二〇戸を上川郡剣淵村に移し第三大隊に編入

7 三府三六県から屯田兵二一六戸を上川郡士別村に移し第三大隊に編入し、これをもって屯田兵募集を終わりとす。

11 屯田兵第三大隊本部を上川郡剣淵村に移した。

33・1 屯田銀行を北海道商業銀行と改称した。

4 屯田兵第三大隊第一・第二中隊(江部乙)は後備役編入となつた。

6 屯田兵隊及び屯田兵村公有金取扱規定を定める。

34・1 兵村会概則が廃止された。

3 屯田兵騎・砲・工兵隊が解除された。

4・1 屯田兵第二大隊解散。貸与した土地の登録税免除に関する規定が定められた。

10 第七師団司令部を札幌から旭川へ移す。

屯田兵の募集補充を廃止し、服務年限二〇年を現役五年・後備役一五年とする。

35・3・31 屯田兵後備兵村下士卒監視規則が廃止される。

屯田兵第一大隊解散(雨竜屯田)後備役編入。

5・13 第七師団から「屯田兵に給与された土地は同年三月一日に給付されたものとみなし、これより一〇年間免税とする。」との通達を出した。

36・4 屯田兵第四大隊解散

37・2・10 日露戦争が起こる。

3 屯田歩兵第三大隊(剣淵・士別)解散、屯田兵の現役・予備役が皆無となる。

8・4 第七師団に動員令下る(一〇月出征)七日各兵村に充員召集・出兵第二五連隊に入営

9・4 屯田兵条例廃止、以後、官名呼称から「屯田」が除かれる。  
9・21 第七師団各隊の輸送開始。

12・5 第七師団野戦隊が二〇三高地戦に参加。  
38 講和なり一〇月一六日平和克服の詔勅が下る。

11・11 屯田兵出身者の凱旋帰郷、屯田兵出身者の戦没者美唄五人、滝川一〇人、江部乙二人、雨竜五五人など多く出た。

39・2 屯田兵給与規則改正(三〇年間売買禁止の削除・公有地を屯田兵部落財産とする。兵村会の設置・部落会議員の設置)

3・9 第七師団司令部凱旋。留守第七師団司令部解散

11 屯田兵土地給与規則を廃止(所有権の確立)

△「屯田兵制度」・「空知の屯田兵」(空知地方史研究協議会編)・旧滝川市史▽

## 第六節 屯田兵の召募・配備

開拓使は屯田兵設置について当初は明治七年、八年の二カ年に一、五〇〇戸、六、〇〇〇人を募集する計画をたてたが、これが大きく変更されて同八年に琴似に入地した一九八戸にとどまった。

この計画の変更は当初年七五〇戸が三カ年として年五〇〇戸となり、札幌三〇〇戸、室蘭二〇〇戸としたのが、さらに札幌二〇〇戸になったもので札幌地区の月寒が有望地であるとの札幌本庁の意見が入れられず、東京上局では琴似に決定するなど、屯田兵召募の方針はあったがすべて計画どおりではなかった。

特に計画どおり事が運ばなかったのは屯田兵希望者の問題であり道内からの応募者が少なく、計画を変更せざるを得なかったのである。明治八年一月道内及び青森・酒田・宮城の三県に士族の中から募集する旨達しが出されたものの、青森は雪のため連絡不十分で応募者が少なく、宮城は伊達家臣が民籍に編入して一名の応募者が出ないなどのことがあり、開拓使では平民移住を認めることにした。

明治八年三月三日

屯田憲兵平民編入ノ義同 二月十九日

北海道ニ於テ屯田憲兵編制ニ付、旧館県及青森 酒田 宮城三県ノ貫屬士族ノ内・強壯ニシテ兵役ニ堪ユヘキ者ヲ精選シ挙家移住ノ義御許容ノ上、即今招募着手罷在候。然ルニ当使貫屬士族伊達邦成等ノ旧陪隸宮城県下民籍へ編入致居候者、並平民ノ内ニモ志望ノ者往々有之趣ニ候間、実地選挙ノ際ニ至リ現員不

足ノ節ハ、北海道及ヒ右三県下平民ヨリ適宜精選ノ上編入仕度候条至急御許客相成度、此段奉伺候也。

御指令

伺之通。

これに対し、宮城・青森・酒田の三県は次のように県下に達書を出し、屯田兵応募を呼びかけた。

明治八年三月十二日

当使並其貫屬士族ノ内強壯ノ者千五百人、三ヶ年ニ割リ北海道屯田兵編制候ニ付テハ、本年ノ処一県ヨリ六十二名ツ、ヲ募リ、石狩国札幌郡琴似村へ挙家移住致サセ候条、希望ノ者有之候ハ、願書取纏メ置、二月廿八日限リ人名等可申出旨第一号ヲ以相達置候処、右ハ平民ヨリモ相募候ニ付、其県下平民ノ内右志願ノ者有之候ハ、最前ノ手続ニ相心得、来ル四月十日ヲ限リ願書取纏可申出、此旨相達候事。

同年五月道内及び三県の応募者から男女九六五人が琴似に入ったのが始めであるが、翌九年五月には青森・秋田・置賜・宮城・岩手の五県からも招集して山鼻へ二四〇戸、琴似へ三戸、発寒へ三二戸の計二七五戸を屯田兵として入地させた。

琴似・発寒地区で二四〇戸で第一中隊とし、山鼻を第二中隊として第一大隊が編制された。

この後の募集については費用面で計画が変更しなければならぬ状態となり、十一年に江別太に岩手県から一〇戸、十四年には篠津太に一九戸程度と極端に少ない移住である。

明治十五年、開拓使を廃して三県一局時代に入るが、屯田兵は陸軍省所管となって植民費は打ち切られることになった。

これにより北海道の開拓については農商務省において士族の移民

を計画し、明治十六年八月二日達第九号をもつて次のとおり布達された。

第貳拾八号 明治十六年八月二日水曜日 太政官文書局

達

農商務省達第九号

今般特別ノ詮議ヲ以テ明治十五年度ヨリ同廿二年度迄八ヶ年間毎年土族貳百五拾戸（但百五拾戸札幌県、五拾戸函館県、五拾戸根室県）宛保護ヲ加ヘ北海道ヘ移住セシムヘク候條於各管内移住請願ノ土族有之トキハ左ノ件々篤ク為相心得候上充分ノ目的有之モノニ限り移住地地方庁ヘノ添書可差出尤限アル戸數ニ付悉ク志望ヲ充タス能ハサル義ハ予テ可相心得三県布達別冊相添此旨相達候事 明治十六年八月二日農商務卿 西郷 從道

一 移住請願ノ土族ハ移住地々方官管内本年布達移住土族取扱規則ヲ遵守スヘキ事  
二 移住土族渡航保護ノ義ハ本年第拾号布達転籍移住者手續ニ依リ当省ヘ可請願事  
三 移住請願ノ土族ハ当省本年号外諭達ノ旨趣ヲ篤ク心得サスヘキ事

第參拾号 明治十六年八月四日土曜日

告示

農商務省告示第五号

北海道三県ニ於テ布達移住土族取扱規則ノ儀ニ付当省本年八月第九号達ニ依リ渡航保護出願ノ者ハ移住地地方官ノ許可ヲ得シ願書指令写相添願出ヘク儀ト可相心得此旨告示候事

明治十六年八月四日農商務卿

西郷 從道

土族移民を呼びかけているが屯田兵入村は十年以降低調であり、十七年江別太に七五戸が入ったものの隊編制に至らないことから、十八年と十九年に補充をして一中隊の編制ができた。

開拓使時代の屯田兵制度を反省し、今後の北海道開拓を検討した三県一局は十七年に至って屯田兵募集計画をたてた。すなわち十八

年より二十三年までに土族一、〇六一戸を召募する計画を政府に上陳したのである。

翌十八年二月陸軍省は北海道三県及び沖繩県を除く全国府県へ土族北海道移住について呼びかけた。これは十八年から五カ年間とし、札幌県及び根室県に屯田兵村を配備する計画で、五月には屯田兵条例も公布するという本格的な屯田兵徴募をはかったものである。これにより屯田兵再募集が始まったのである。

十九年、道庁が設立され屯田兵は道庁に帰属することになった。道庁では全国各県に土族授産の主旨を理解させ、屯田兵制度に賛意も加わって予想をはるかに越える成果をおさめることができた。

当初の入植計画では一、〇四〇戸の予定に対し実数では二、三三八戸となったという二倍の実績で、滝川屯田はこの計画に含まれる土族応募による最終年次の二十三年に入植したものである。

この第二次入植計画の成功により道庁ではさらに第三次計画を二十二年九月に定め、従来の札幌本府を中心とする屯田配備と東端にあたる根室や厚岸に続いて、内陸部開発を行い道内四圏に通ずる上川の地を中心とする配備の必要性から、上川と空知に重点を置いた二〇中隊を募集する計画をたてた。

第一次の初期中隊は二四〇戸編成であり、第二次は二二〇戸の編成、この第三次は二〇〇戸編成となっているが、四、〇〇〇戸の移住計画となると土族応募者数の問題がある。

そこで従来土族授産の目的をもって国防に当たる屯田兵の募集であったものを、国防と開拓の実利をとった族籍を問わない画期的な

募集変更を行うことになった。いわゆる「平民屯田」としたのである。

これまでも士族は農事に不馴れなこともあり、武士としての体面上のことで効果のあがない面もみられるなど問題があったのである。また、平民が移住を希望しても官費渡航とならず、保護制度もないので、多くの希望があっても移民となれない事情があった。

これまでも平民の移住が皆無かというところではなく、農事に不馴れな士族の手下となる農家(平民)の保護移住があり、効果があつて、第三次募集には族籍を問わない募集となったものである。

第百八号 明治十六年十一月六日 火曜日

達

農商務省達第拾四号

本年八月第九号達中左ノ但書追加候條此旨相達候事

府 県

但士族ノミニテハ農事ニ不馴ナルヲ以テ自然熟練ノ農家ヲ要用ト認ムルト  
農商務卿代理 参事院議長 山縣 有朋

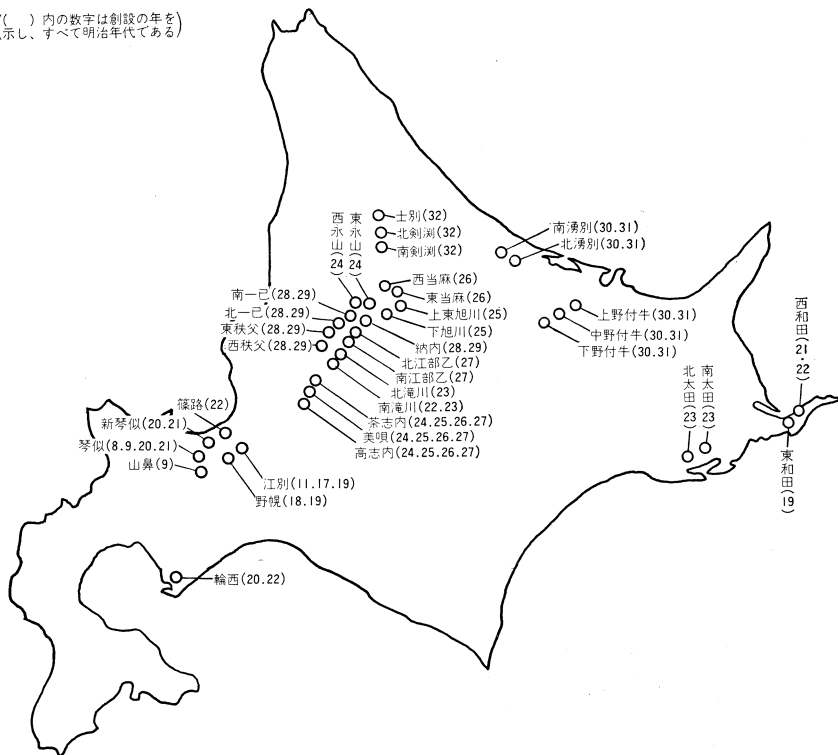
キハ移住志願ノ士族百戸ニ付農家<sup>即平</sup>民 五戸ノ割ニ至ル迄ハ聯合シテ渡航ノ事ヲ  
請願スル事ヲ得、此場合ニハ士族同一ノ保護貸与ヲナスヘキ事

△官報、(札幌市立図書館蔵)▽

明治二十三年六月屯田兵増殖配備表を改正し、第三次計画に基づき、二十四年から三十二年まで計画どおり二〇中隊を配置させたのであるが、江部乙屯田はこれにより明治二十七年に入植したもので四〇〇戸の入地である。

屯田兵村配置図

( )内の数字は創設の年を示し、すべて明治年代である



滝川屯田移住後の屯田兵配備を含めて配備状態は次のとおりである。

石狩国															国名																						
空知支庁										札幌支庁					支庁名																						
雨竜郡					空知郡					札幌郡					郡名																						
永山村		納内村		一巳村		秩父別村		滝川村			沼貝村		江別村		琴似村		山鼻村	村名																			
東永山		西永山		北一巳		南一巳		東秩父		西秩父		北江部乙		南江部乙		北滝川		南滝川		茶志内		高志内		美唄		江別		野幌		篠津		新琴似		琴似		山鼻	兵村名
二〇〇		二〇〇		二〇〇		二〇〇		二〇〇		二〇〇		二〇〇		二〇〇		二〇〇		二〇〇		二〇〇		二〇〇		二〇〇		二〇〇		二〇〇		二〇〇		二〇〇		二四〇	戸数		
同右		同右		同右		同右		二八年・二九年		二八年・二九年		二七年		二七年		二三年		二二年・二三年		同右		同右		二四年・二五年・二六年・二七年		九年		二二年		二一年		八年・九年・二〇年・二一年		九年	移住年(明治)		

第二章 屯田兵制度

計	北見国		釧路国		根室国		胆振国		天塩国		上川支庁																						
	網走支庁		釧路支庁		根室支庁		胆振支庁		上川支庁		上川郡																						
	紋別郡		常呂郡		厚岸郡		根室郡		室蘭郡		上川郡		東旭川村		当麻村																		
湧別村		野付牛村		太田村		和田村		輪西村		剣淵村		士別村		東旭川村		当麻村																	
北湧別		南湧別		下野付牛		中野付牛		上野付牛		南太田		北太田		西和田		東和田		輪西		北剣淵		南剣淵		士別		下東旭川		上東旭川		西当麻		東当麻	
一九九		二〇〇		二〇〇		一九八		一九九		二二〇		二二〇		二〇〇		二二〇		二二〇		一六八		一六九		九九		二〇〇		二〇〇		二〇〇		二〇〇	
同右		同右		同右		同右		同右		同右		同右		同右		同右		同右		同右		同右		同右		同右		同右		同右		同右	

注 江別兵村に分属して篠津兵村があり、輪西兵村に分属した数戸が驚別にあった。

### 第三章 滝川屯田

#### 第一節 南・北滝川屯田兵村設置の経緯

滝川への屯田兵村設置は空知原野の開拓を進める一大中心地とするため、空知・上川の内陸部では一番早い設置となった。

滝川の地は当時「空知太」と称し、この地を地域開発の拠点として、より内陸部である上川地方の中継地的役割を持たせ一大市街地を形成する計画がもたれたのである。

明治十八年上川地方を視察した岩村通俊は永山武四郎などを従え近文山に登り、上川盆地を一望にして早くこの地を開発しなければならぬとの念を強めた。岩村はかつて上川に北京を置き天皇の行幸を仰ぐこと、殖民局を置いて全道を一丸とした行政を行うべきことを建議している。

上川の開発は即ち北海道の開発に通ずる。本道の中心位置にありこの地から四通八達する交通を開いて道内各地を掌握するに最適の地と考えたのである。

十八年の第二次屯田入殖計画に当たって、内陸部の足がかりとして、またその中継地として空知の開発を兼ねた屯田兵村の設置は当然考えられたのであるが、その位置については未だ決定されていな

かった。十八年ごろは空知管内で市来知(注 三笠)までの入地で、以北方面は未開の地となっており、地理的には知られていない場所である。翌十九年二月道庁が植民の事務を農商務省から移し、八月に入って殖民地選定のため、石狩国では夕張、空知郡を調査しているが、翌二十年に石狩川沿岸を詳細に調査をした。

石狩国では直ちに開墾が可能な土地面積を有しているのは空知郡で雨竜・上川郡の順である。

空知原野の中でも空知太とオトエボツケ間は札幌に匹敵する最良の地であり「農業適当の地なり」とあり、運搬は水陸ともに便利でチュウベツ(旭川)への道路も開道間近かで自然の利があると報告している。

上川道路も十九年に仮道路着工、空知太に事務所を置いて北と南へ道路開さくに着手した拠点地で、空知太は空知での開発中心地と考えられることの証明ができる(注 明治二十一年七月三十日陸軍次官桂中将一行が上川までの途中に屯田移住の適地を調査検分して後日の参考としている)。

明治二十三年に屯田兵村が置かれたのは滝川と厚岸郡太田村の二カ所であるが、太田村では十八年四月第二次募集に当たって兵村配備の懇願書を根室県令に提出して、二十年ごろに国防上の重要拠点であるとの認識がもたれた地である。したがって二十一年四月に至って標茶、厚岸間の道路開さくに着手し、この竣工を待って二十二年一月に兵屋建築に入っている。

滝川の屯田設置については明治二十一年九月二十日永山長官が上川視察に向かい同月二十七日札幌帰着の際、この道中つづさにこの

地を視察調査を行つてゐる。この後十一月十七日付で「屯田兵増殖の儀に付上申」を黒田内閣総理大臣に提出した。

屯田兵増殖ノ儀ニ付上申

〔道庁・行政資料室蔵〕

明治十九年六月北閣第三五号ヲ以テ新規事業計画ノ儀ニ付上申及ヒ候際十九年度以降屯田兵増殖費ノ一項ヲ掲載セリ右ハ陸軍省既定ノ方法ニ拠リ諸般計画スルモノニシテ尔来当庁事業施設ノ緩急ヲ考覈スルニ屯田兵ハ開拓使以来多年ノ經驗ニ拠ルニ拓地殖民上ノ最要務其増殖ノ結果ハ直ニ当道ノ進歩ニ影響ヲ及ホシ候ニ付他ノ諸費ヲ節約シ来明治二十二年度ヨリ二十六年度迄従前陸軍省ニ於テ計画ノ外二十中隊増殖ノ計画致候條別記添此段及上申候也

明治二十一年十一月十七日

北海道庁長官 永山 武四郎

内閣総理大臣伯爵 黒田 清隆殿

別記

- 一 明治二十二年 一中隊
- 一 同 二十三年 四中隊
- 一 同 二十四年 五中隊
- 一 明治二十五年 五中隊
- 一 同 二十六年 五中隊

計 二十中隊

明治二十一年十二月

十八日陸軍大臣大山巖

から内閣総理大臣へこの旨閣議の要請を行つた。

この上申後ただちに

滝川 屯田 (空知太屯田)

については兵屋の建築に入つてゐる。すなわち明治二十一年十二月に樺戸監獄署に囚人を使つて兵屋建築の命を下し着手してゐる。

翌二十二年二月一日黒田総理の承認を得て、本格的な兵屋の建築が空知太及び太田村で行われたのであった。

屯田兵増殖費

一金貳百四拾九万八千八百八拾八円壹錢五厘

内 訳

- 金貳拾八万五千四百八拾八円四拾錢三厘 二十二年
- 金四拾貳万五百七拾円四拾錢三厘 二十三年
- 金五拾壹万貳千六百四拾四拾錢三厘 二十四年
- 金五拾八万三千七百五拾九円四拾錢三厘 二十五年
- 金六拾八万八千三百九拾五円四拾錢三厘 二十六年

外ニ 徵募濟後(扶助中)ニ要スル諸費

- 金四拾四万五千七百九拾貳円 二十七年
- 金三拾八万五千五百三拾七円 二十八年
- 金三拾貳万貳千四百九拾円 二十九年

明二十二年度ヨリ屯田兵四千四百戸増殖移住為致度此段閣議ヲ乞フ

明治二十一年十二月十八日

陸軍大臣 伯爵 大山 巖

内閣総理大臣 伯爵 黒田 清隆 殿

追テ本文費用之義ハ北海道庁ニ於テ支弁差支無之筈ニ有之候此段申添候也

別紙陸軍大臣請議ヲ調査スルニ来廿二年度ヨリ廿六年度マテニ屯田兵四千四百戸即チ二十中隊ヲ増殖移住致サセタシトノ旨ナリ右ハ拓地殖民上最要務ニシテ且該増殖費ハ北海道庁経費中ヨリ節約シ支弁スヘキ趣ニ付請議ノ通決議可相成哉北海道庁長官上申書相添閣議ニ供ス

指 令 案

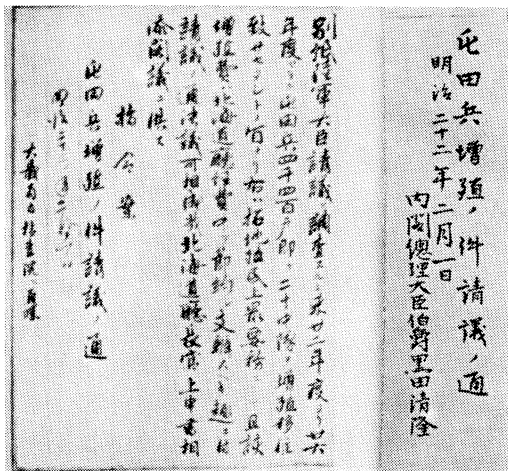
屯田兵増殖ノ件請議ノ通

明治二十二年二月一日

大蔵省及検査院へ通牒

屯田兵増殖ノ件請議ノ通

明治二十二年二月一日



屯田兵増殖指令<道庁行政資料室蔵>

第四編 屯田兵制

内閣総理大臣伯爵黒田清隆

参照 明治十九年六月上申

北海道庁新起事業費予算年別表中屯田兵増殖費

- 十九年度 金七万八千九百六十七円
- 二十年度 金八万七千八百九十六円
- 二十一年度 金十万八千四百一円
- 二十二年度 金五万八千七百四十四円
- 二十三年度 金五万七千七百九十七円
- 二十四年度 金五万四千四百三十四円
- 二十五年年度 金二千八百六十円
- 合計金四十四万五千四百二十九円

〈道庁行政資料室蔵〉

志願者心得 第二次屯田入殖計画に伴う士族屯田兵募集及び志願者心得は次のとおりである。

陸軍省達甲第六号

府県(北海道三県及ヒ)

各府県士族ノ輩北海道移住志願ノ者ハ本年ヨリ往キ五箇年間ニ於テ徵募シ屯田兵ニ編成候条管下ヘ無遺漏布達シ志願者取調左ノ連名簿ヲ製シ来ル三月三十一日限り当省ヘ可差出仍テ屯田兵志願者心得相添此旨相達候事

但毎年召集スヘキ人員及本人願書雛形等ハ其都度相達スヘシ  
明治十八年二月四日 陸軍卿 伯爵 大山 巖

屯田兵志願者連名簿

何府(県) 士族元何藩

戸主 何男(兄)(弟)(伯)(叔)(甥)(附屬)

姓名

年号月日生

何国何郡(区)町(村)産

何府(県)何国何郡(区)町(村)何番地住

以下前ニ同シ

屯田志願者心得書

一 今般召募スル所ノ屯田兵ハ各府県士族中志願ノ者年令十七年以上三十年以下ニシテ身体強壯ナル者ヨリ検査ノ上之ヲ採用ス

但本年一月ヨリ来ル明治二十二年十二月迄ニシテ本文ノ年令ニ至ルモノトス

一 屯田兵ハ志願兵ニシテ其家族ト共ニ北海道札幌県及ヒ根室県ニ移住シ兵役ニ服スル者トス

一 服役期限ハ預メ其年限ヲ定メス 第七軍管々下諸県ニ全ク徵兵施行ノ時迄トス故ニ服役者死亡スルカ其他事故アリテ免除セサルヲ得サル時又ハ年令満四十年ニ至レハ其子弟ヲシテ兵役ヲ相統セシム 但其子弟ナキカ又ハ幼弱ニシテ未タ服役ニ堪ヘサル者ハ其成長又ハ養子スルヲ待テ服役セシム

一 屯田兵移住ノ節ハ支度料及旅費等トシテ左ノ金額ヲ支給スヘシ

一 支度料 金貳円 十五歳以上尨人分

一 旅費日当 金三拾三銭 一日拾里詰七歳以上尨人分

一 駄賃 金貳円六拾銭 一日拾里詰尨馬貳匹ノ割

一 一 駄賃 金貳円六拾銭 一日拾里詰尨馬貳匹ノ割

一 一 駄賃 金貳円六拾銭 一日拾里詰尨馬貳匹ノ割

一 一 駄賃 金貳円六拾銭 一日拾里詰尨馬貳匹ノ割

一 屯田兵ハ入隊ノ時家宅家具夜具拓地農具等ヲ支給シ爾後満三箇年間被服食料等総テ給助ス

一 但家宅家具夜具農具等ノ其支給一時ニ止マルモノハ爾後破損紛失等ニテ修理交換又ハ新調ヲ要スル時其費用ハ総テ自弁トス

一 家宅ハ一戸ニ尨宇ヲ給ス然レトモ独身ニシテ家族ナキモノニハ四人ニ尨宇ヲ給ス

一 但給助年限中妻ヲ娶ルモノニハ其節別ニ尨宇ヲ給ス

一 家具ハ現品ヲ以テ左ノ如ク支給ス

一 鍋大中小各尨個 一 小桶 尨具

一 一 碗(尨組ミタル分)三組 一 担桶 尨荷

一 一 手桶 尨荷

一 夜具ハ現品ヲ以テ左ノ如ク支給ス

一 一 四布三布各尨枚宛 十五歳以上ノ者尨人分

一 一 四布尨枚 十五歳未満ノ者尨人分

一 但七歳未満ノ者ニハ支給セス

一 拓地ハ一戸ニ屯方坪迄ヲ支給シ服役中ハ勿論免役ノ後尚ホ十箇年間ハ除租トス

一 農具ハ現品ヲ以テ左ノ如ク支給ス

一 鐵大小各壹挺 一 砥荒砥各壹個 一 山刀 壹挺

一 鑪 壹挺 一 錘 壹挺 一 鋸 壹挺

一 鎌柴刈各式柄 一 苙 拾枚

一 被服ハ其服役者ニノミ服役中定制ノ衣袴夏冬各壹具宛ヲ支給シ家族ニハ一切之ヲ給セス

一 食料ハ飯料及塩菜料ノ式種ニ分チ給助年間家族ノ人員ニ応シ左ノ割合ヲ以テ之ヲ給ス

一 米七合五勺 十五歳以上ノ者屯人一日分飯料

一 同五合 十五歳未満七歳迄同上

一 同三合 七歳未満同上

一 金五拾銭 十五歳以上ノ者屯人一箇月分十五日前後塩菜料

一 同三拾七銭五厘 十五歳ノ七歳同上

一 同式拾五銭 七歳未満同上

但給助年限中妻ヲ娶ルカ或ハ出産スルトキハ其当日ヨリ妻又ハ子ヘ夫又ハ父ノ給助年限本文ノ米金額ヲ給ス又之ニ反シテ家族ノ内分籍別居スルカ又ハ官民ヲ論セス他ヨリ俸給ヲ受クル者ハ当日ヨリ扶助米金ヲ給セス

一 屯田兵服役中疾病ニ罹リ自宅療養三十日以上ニ及フ者ニハ薬価ヲ給シ又ハ医者ノ診断ニヨリ入院セシムル者ニハ入院料ヲ給ス

但給助年限中ハ服役者ハ勿論其家族ノ者疾病アレハ医薬ヲ給シ死スル者ニハ左ノ割合ヲ以テ埋葬料ヲ給ス

一 金拾參円 服役者埋葬料

一 金七円五十銭 家族七歳以上ノ者同上

一 金三円式拾五銭 同七歳未満ノ者同上

一 屯田兵給助満期ノ後守衛勤務又ハ演習行事等ノ如キ公務ニ服スル時ハ左ノ割合ヲ以テ日給及ヒ其他ヲ支給ス

一 日給 陸軍給与概則ニヨリ出務ノ日数ニ乗シテ之ヲ給ス

一 賄 一時ノ出務ハ壹賄一日ハ三賄一昼夜ハ四賄トス

一 草鞋 三里外ノ行事ハ一日式足其他ハ屯足トス

一 草鞋掛 三日ニ一足トス

〔官報・札幌市立図書館蔵〕

## 第二節 空知太屯田兵の募集

空知太屯田(南・北滝川屯田)に入植させる屯田兵の募集は明治二十二年九月二十八日付官報で登載した。従来、募集に当たった開拓使、屯田兵本部・陸軍省の募集には募集条件方法をその時に応じたものとしていたが、二十二年は陸軍省令として一本化をはかり、屯田兵募集規則、募集事務取扱、移住者心得の規定を作っている。さらに官報には屯田兵志願数や対象県を指定して割当て、入植地をも告示したものであった。

陸軍省告示第十五号

今般左ノ各県士族中ヨリ頭書之通屯田兵志願者ヲ徵募シ来明治二十三年五月北海道石狩国空知郡、釧路国厚岸郡両所ノ内ヘ移住セシメ候条該県庁ニ於テハ屯田兵徵募規則第三条ニ依リ志願者連名簿ヲ製シ来ル十二月十五日迄ニ屯田兵司令部ヘ送附スベシ

但シ応募者ハ検査合格ヲ要スルニ付各県庁ニ於テハ頭書ノ戸数ニ適宜ノ予備ヲ加ヘ置クベシ

明治二十二年九月二十八日	陸軍大臣	伯爵	大山	巖
百戸	新潟県	百戸	福井県	百戸
百戸	山口県	百戸	熊本県	百戸
百戸	鹿兒島県	百戸	福岡県	八十戸
			山形県	

召募事務手続き 屯田兵募集に当たって各県では官報召募告示に

基づき、管下一般に告知して志願者を募集した。屯田兵幹部のうち

第四編 屯田兵制

から召募官が各県に派遣され、召募事務一切を取り扱わせたものである。

志願者が多いときは検査医員を増し体格・健康診断を厳格に行い十分労働に堪え得る者や家族に働き手がある者を優位として扱われた。召募官は郡役所又は町村役場に集めた志願者の家族構成・日常の行いなどを調査し所要人員を採用している。

屯田兵召募事務取扱手続

屯田兵召募事務手続

第一章 検査及召募

第一条 屯田兵召募事務ヲ分ケ検査及ビ召募ノ二トナス但時宜ニ依リ検査官ヲ

以テ召募ヲ兼ネシムルコトアルベシ

第二条 検査官及ビ召募官ハ出張中各其事務整理ノ責ニ任ズベシ

第三条 検査官及ビ召募官ハ其事務ニ就テハ直チニ在県知事ニ照会ヲ為スコト

ヲ得

第四条 各召募区ヲ数組ト為シ各組ヘ検査官ヲ派遣ス

第五条 検査官ハ互ニ連絡シテ事務ノ結局ヲ齊一ナラシムベシ

第六条 検査官召募県ニ到着セシ時ハ直チニ志願書ヲ受領シ連名簿ニ照合シテ

検査着手ノ順序ヲ定ムベシ

第七条 検査ノ節ハ志願本人ノ姓名年令住所職業教育並ビニ志操ノ確否ヲ糾シ

次ニ家族ノ員数男女ノ区別及ビ其年令等ヲ試問スベシ

第八条 検査医官ハ受験者多数ノ日ニアリテハ人員ノ数ニ応ジ受験者三十人以

上五十人以下ハ一名、五十一人以上百人迄ハ二名以上五十人毎ニ一名ヲ増シ

其他開業医ノ内ヨリ助手ヲ雇ヒ上グルコトヲ得

第九条 検査所ニ要スル小使ハ事務ノ繁簡ニ従ヒ二名以下ヲ雇ヒ上グルコトヲ

得

第十条 採用ノ方法ハ検査ノ結果ト家族身体ノ強弱トヲ比較シ十分労働ニ堪フ

ル者又ハ家族中強健ナル子弟アルモノヨリ選抜採用スベシ

第十一条 屯田兵召募規則第八条及ビ第九条ノ外尚左ノ各項ニ触ルルモノハ採

用スベカラズ

一 身代限りノ処分ヲ受ケズト雖モ到底負債償却ノ見込ミナキモノ

二 素行修マラザルモノ

第十二条 志願者ノ養子ニ係ルモノハ篤ト其内情ヲ調査シ若シ移住ノタメ養子

トナリタルモノノ類ハ入籍一カ年以上ヲ経ルト雖モナルベク採用スベカラズ

第十三条 家族多数ニシテ分戸付籍トナシ共ニ移住セントスルモノアル時ハ篤

ト事情ヲ調査シ少クトモ一年以上費用ヲ支ヘ得ル者ニアラザレバナルベク採

用スベカラズ

第十四条 家族中養子女アルトキハ篤ト其内情ヲ調査シ移住ノ為其人ヲ選スル

時ニ臨ンデ入籍シタル者ノ類ハ殊ニ事実ノ正当ナル者ニアラザレバ採用スベ

カラズ

第十五条 採用ノ違ヲ受ケタルモノニシテ郷里出発前犯罪ノ為拘留セラレタル

時ハ該採用ヲ取消シ更ニ予備員ノ中ヨリ補充シ既ニ給与シタル旅費支度料等

ハ速カニ追徴スベシ

第十六条 検査ヲ了リタル時ハ合格者ノ中ニ若干ノ予備員ヲ設ケ他県ノ不足又

ハ臨時ニ欠員スルモノノ補充ニ備フベシ

第十七条 甲県ノ志願者定数ニ充タザル時ハ乙県ヨリ補充ノ手続ヲ為スベシ

第十八条 各地発着ハ必ず司令部ヘ電報シ又甲県ヲ発スルトキハ乙県ヘモ電報

スベシ

第十九条 復命書ハナルベク事実ヲ悉スベシト雖モ概ネ其要領ヲ撮ミ発着検査

召募ノ三ツニ分ケ第二号式ノ人員表並ビニ人員荷物ノ領証ヲ添ヘ県別戸口男

女及ビ年令等区別ヲ明瞭ナラシムベシ

第二十条 費用ノ精算ハ、帰着後十五日以内ニ之ヲ整理スベシ

第二章 給 与

第二十一条 扶助人員ハ毎府県平均凡ソ五人ト定ム

第二十二条 合格者採用ノ違ヲナシタルトキハ制規ノ給与ヲナスベシ

第二十三条 給与金ハ戸主ニ渡シ第二号式ノ証書ヲ徴スベシ

第二十四条 鰥寡孤独ニシテ扶助ヲ受クベキ者又ハ先踪逃亡者ハ人員制限外ト

シテ計算スルモノトス

第二十五条 既ニ諸給与ヲナシ出発前出産セシモノアルトキハ他ノ家族ト同様

諸給与ヲナシ死亡セシモノアルトキハ出発前七日以内ニ係ルモノハ支度料ノ

ミヲ給シ其他ハ渾テ追徴スベシ

第二十六条 移住途中死亡スルモノアルトキハ着船地ニ於テ便宜埋葬ヲナシ諸費用ハ規程ノ額ニ依リ之ヲ支給スベシ

### 第三章 移 住

第二十七条 召募兵中移住地毎ニ県別一名乃至三名ノ取締ヲ選ビ途中一切ノ取締ヲナサシムベシ

第二十八条 召募兵送籍書ハ之ヲ地方官ヨリ受領シ乗船場ニ於テ人員ト照合シ其異動ナキヤ否ヤヲ調査スベシ

第二十九条 乗船場宿泊所ノ人員割合ハナルベク郡区別ニ之ヲ定メ兼テ出入口ニ何郡区何々ト揭示ヲナスベシ

第三十条 召募官ハ予メ積取船廻漕ノ時日ヲ計リ凡ソ着船前日迄ニ乗船場ニ人員ヲ纏ムベシ

第三十一条 乗船場及ビ上陸地ノ宿泊料並ビニ船賃ハ左ノ各項ニヨルベシ  
宿泊料ハ其他ノ物価ニ準ジ左ノ区分ヲ以テ約定ヲナスベシ  
但シ場合ニ依リ献立ヲ示スコトアルベシ

四歳以上 一人分 四歳未満半人分 但シ乳児ハ無代価トス  
解賃ハ其土地ノ振合ニ依リ左ノ区分ヲ以テ約定ヲナスコト

四歳以上 一人分 四歳未満無賃

第三十二条 移住ノ際病氣其他ノ事由ニヨリ居残ル者アルトキハ篤ト事実ヲ取調べ許否スベシ但シ病氣ハ医師ノ診断書ヲ要ス

第三十三条 既ニ送籍書ヲ受領シ移住途中犯罪ノ為拘引セラレ又ハ病氣ノタメ居残ル者アルモ其家族ハ移住セシムベシ

第三十四条 人員乗船並ビニ陸上ゲハ左ノ各項ニ依リ取り扱フベシ  
一 積取船着港セシ時ハ県別順序ヲ以テ乗船セシムベシ  
二 船室ハ県別ニ分チナルベク混合セザル様注意スベシ

三 移住人員ヲ分チテ官費自費トシ各自乗船券ヲ与フベシ但シ乗船券ハ適宜召募官之ヲ製スモノトス

四 乗船券ハ乗船ノ節各戸主ヨリ船員ヘ交付セシムベシ  
五 解船ハ其容積ヲ見計ヒ乗込人員ニ過不足ナキ様注意スベシ

六 積取船上陸地ヘ着セシ時ハ各自上陸ノ準備ヲナサシメ其上陸順序ハ混雜セサル様注意シ揚陸地準備ノ整ヒタル報告ヲ得テ上陸セシメ直チニ休泊所ヘ誘引スベシ

### 第三章 滝川屯田

第三十五条 上陸地諸準備ハ左ノ各項ニ依リ取り扱フベシ

一 諸準備員ハ司令部ヨリ出張セシム但シ場合ニヨリ新兵編入大隊本部員ヲ以テ之ニ充ツルコトアルベシ

二 準備ヲ分チテ休泊所解船荷物並ビニ病者老幼運送患者治療兵屋抽籤手配トス

三 前項ノ準備ハ一事件毎ニ請書ヲ徴シ受員人ヲ命ズベシ但シ兵屋抽籤ハ之ヲ除ク

四 荷物運搬ハ中仕、解、倉庫持人、倉敷並ビニ移住地マデノ運賃ヲ合セ一個何程ト約定スベシ但シ途中汽車便アル場合ニアツテハ台車積込迄ヲ上陸地ノモノヘ請負ハシメ其他ハ準備員ニ於テ実地ノ状況ヲ斟酌シ更ニ請負ヲナサシムベシ

五 病者並ビニ老幼ニシテ歩行シ能ハザルモノノタメニ車馬ヲ雇入ルルトキハ一日ニツキ一頭一輛ノ雇上料ヲ約定スベシ

六 上陸地ニ着船セントキハ第二号ニヨリ第五号マデノ書類ヲ携帯先ヅ召募官ノ内一名上陸シ準備員ト協議シ各休泊所ヘ人員ノ配當其他諸手配ヲナシタル後其旨本船ヘ報告スベシ

七 準備員ハ単ニ召募官ノ補助ヲナスモノナルヲ以テ前項ニ係ル取扱ハ召募官ニ於テ其責ニ任ジ且ツ之ニ係ル支払ヲ担当スベシ

第三十六条 人員入屋並ビニ受渡ハ左ノ各項ニヨリ取扱フベシ

一 人員ヲ各休泊所ヘ入泊終レバ便宜ノ場所ヘ戸主ヲ集メ人員点檢並ビニ兵屋ノ抽籤ヲナサシメ人名及ビ番号ヲ帳簿ヘ記入スベシ 但シ予備後備ノ下士ニシテ応募セシモノハ歩兵中隊ヘ等分シ中隊毎ニ抽籤ヲナサシムベシ

二 凡テ人員ハ其偏入スベキ大陸ニ引渡シ終レバデハ召募官之ヲ統轄スベシ

三 人員受渡シハ移住地練兵場若シクハ大隊本部又ハ中隊本部ノ構内ニ於テスルモノトス但シ場合ニヨリ着船地又ハ宿泊地ニ於テ受渡ヲ命ズルコトアルベシ

四 人員受渡シヲナストキハ徵募官ハ第二号乃至四号式ノ書類ヘ送籍書ヲ添ヘ本隊ヘ引渡シ其領收書ヲ受取ルベシ

五 人員受渡ノトキハ隊付將校並ニ下士現場ヘ出張シ右終レバ士官若シクハ下士ヲシテ各兵屋ヘ引率セシムベシ

第三十七条 編入ノ後大隊長ハソノ編成及ビ受渡シニ係ル状況並ニ新兵ノ現狀

## 第四編 屯田兵制

ヲ屯田兵司令官へ報告スベシ

### 第四章 荷物

第三十八条 荷物ハナルベク本人ノ意ニ任ズベシト雖モ左ノモノハ携帯ヲ許スベカラズ

一 長持 二 大箆筒 三 流動物ヲ詰メタル樽類 四 土甕及び古桶類  
五 挽臼類

第三十九条 荷物ノ個類ハ一戸八個以内トシコノ総目方七十二貫ヨリ超過スベカラズ但シ一個ノ容積三尺立方以内ニ限ル

第四十条 荷物ハ乗船場ニ於テ第五号式ノ目錄書ト共ニ受領シ本船へ積込ミノトキハナルベク船房ヲ分チ異別又ハ移住地毎ニ区分シ塔載スベシ

第四十一条 荷物ハ筵類ヲ以テ外包ヲナシノ上へ蔽シク繩ヲカケ県名移住地並ニ戸主姓名ヲ明瞭ニ記シタル厚キ札ヲ堅固ニ付着セシメ外ニ歩兵ハ赤布ヲ騎兵ハ青布砲兵ハ黄布工兵ハ白布ヲ渡シニケ所ニ付着セシムベシ

第四十二条 荷物上ゲ卸シハ必ズ召募官一名ハ之ニ立合イ員數並ビニ取扱ヲ監視スベシ

第四十三条 移住地へ着セシトキハ第五号式ノ書類ト共ニ荷物ヲ本隊ニ引渡シ領収書ヲ受取ルベシ(報告様式ハ省略ス)

△永山町史▽

### 志願手続き

志願手続きについては①士族、②年齢、③身長、④体質、⑤家族構成について各々適格であればだれでも応募ができた。

ただし、次に該当するものは採用されなかった。

イ 陸海軍現役兵、海軍予備兵及び後備兵。

ロ 身代限りの処分を受け、負債の弁済が終わっていない者及び家資分散若しくは破産の宣告を受け、いまだ復権していない者。並びに処分を受けなくとも、移住までに負債を弁償できないもの。

ハ 禁錮の刑を受けたもの。

ニ 養子に入籍後出願期日までに満一年を経過していないもの。

ホ 素行の修らないもの。

ヘ 召募区域内に本籍を定め、出願期日までに一年を経していないもの。

これらについては前述の屯田兵召募事務手続きの第十一条から十五条に関連している。

応募するには次のような手続きを必要とされ、志願書・履歴書及び戸籍明細書を一括して屯田兵司令部に提出することになっていた。

### イ 志願書に記載すべき事項

姓名・族籍・生年月日・屯田兵志願の理由・家族一同北海道に移住するかどうかのこと。

これらの事項を記載した願書を提出したときは、所轄の区戸長又は村長が調査して、相違ない旨の署名・捺印をした。

### ロ 履歴書

族籍・姓名・生年月日及び年令・種痘の有無及び天然痘の罹否・学歴・事歴・賞罰。

### ハ 戸籍明細書

戸主・祖父母・実父母・養父母・妻子女・兄弟・姉妹等の年齢・生年月日・親族関係

特殊な病気の有無等を明細に記入すること。

### ニ さらに家族の証明書中には医師の証明書が必要とするものもあった。

これらのことを召募官が調査し採用者を決定するのであるが、至って厳しい採用検査であった。

空知太屯田兵の前年移住に当たる室蘭中隊での採用に当たって、山口県下で六九人が志願をして合格採用者は四四人と二十二年五月三十一日付官報に記してある。

## 第三節 十津川移民の屯田兵応募

明治二十三年に入植予定の屯田兵募集については二十二年九月二

十八日付陸軍省告示第一五号をもって九県から八八〇戸を招募し、その半数を空知太屯田兵屋に入居させる準備がされていた。

その後、募集予定県にない奈良県の十津川郷民が集団移住することになり、空知太屯田に多くの希望者が出て募集を行ったので、告示どおりの人数を各県から招募しない結果となった。

明治二十二年八月十九日、二十日の未曾有の大暴風雨に見舞われた奈良県吉野郡十津川村では山岳地帯の谷間に居住する地理的条件から大きな被害があり、村民の四分の一に当たる六〇〇戸はこの地で再起は不可能といわれるまでの災害を受けた。

このことから県・郡関係者及び在京出身者などの強い運動の結果北海道へ移住することが決まったのである。

移住に際し政府・道庁及び陸軍省においては十津川郷士であるところから、土族授産の屯田移住を考慮して至って速やかな移住ができたのである。

十津川移民の決定以前においては二十三年五月に屯田兵を入植させる諸準備が進められ、家屋の建築もこの期日までに完成させればよいのが、急遽方針変更により短期間に建築を完了することになった。しかし十津川民の移住が早いので未完の家が多く一棟一七坪半に四家族約十六人程度が兵屋で暮す毎日が続けられたのである。

道庁では屯田兵に応募した者以外の入植地をかねて調査済の空知太の石狩川対岸であるトックの地に定めていたが、屯田応募を呼びかけた。

この内容については十津川移民者事務所の日誌によりうかがい知

ることができぬ。

十一月二十四日(注 明治二十二年)

前第十時道庁農商課長小野兼基・同属大久保親彦・陸軍属加治定武ノ三氏来場・屯田兵志願手続及心得等大略演舌セラレタリ。

一 屯田兵ハ年齢満十七年以上三十年以下トス。但、佐賀・西南等ノ役戦功アルモノハ三十四年迄採用ス。

一 身幹ハ二十年ヨリ三十年迄ハ五尺、但十七年以上二十年以下ノモノニシテ五尺未満ノモノハ検査官ノ見込ニ任ズ。

一 現今平民ニテモ今般移住ニ付土族ヨリ分家平民ノ者ハ採用ス。

一 非戸主ニシテ年齢相当ノモノハ志願スルヲ得ルト雖モ直ニ戸主トナラザルヲ得ズ。

一 凡テ家族ナキ者ハ志願スルコトヲ得ス。但家族ハ妻子ニ限ラズ父母兄弟姉妹ニテモ差支ナシ。

一 戸主ニシテ適齡者数人アル者ハ分家出願スルコトヲ得、但之レガ為メ戸数六百戸ヲ超過スルヲ得ス。

一 成規ノ地面ヲ開墾シテ尚開墾セントスルキハ通常土地貸下規則ニ依リテ万坪迄貸渡ス。

一 通常練兵ノ外一ヶ年一回或ハ二回演習スルコト有ル可シ。但平常ハ移住地ノ練兵場ニ於テ施行ス。

一 十津川移民ヨリ志願者ハ屯田兵第四中隊ニ編入ス。

一 年齢計算等ハ明治二十三年五月ヲ以テ取調ブルモノトス。

一 屯田兵志願者ハ本月二十九日迄ニ取調テ同三十日迄道庁出張所へ差出ス可シ。

一 下土軍曹ハ月俸八円、曹長ハ同十八円、但給助ノ外トス。

一 屯田兵編入ノ上家事ノ都合ニヨリ他出ヲ要スル時ハ事実取調ノ上許可スベシ。

一 学校建築諸器械ハ屯田本部ヨリ之ヲ設ケ引渡スモノトス。

十一月二十六日

本日午前伍長一同集会

一 屯田兵志願者ノ件ヲ示ス。

十一月三十日

第四編 屯田兵制

屯田兵志願ノ者其掛官へ上申ス。

十二月二日

屯田兵十六年以上三十六年迄ノ者ハ総テ志願検査採用スル旨其筋ヨリ通知アリタリ。

十二月四日

屯田兵志願者上東政重外十八名本日検査受ケタリ。但シ前岡留吉外一人未検査出頭ナシ。

十二月五日

屯田兵志願者続々申出アルヲ以テ検査期日三日間延期申立タリ。但シ六日ヨリ日々検査ス。

十二月六日

屯田兵志願者検査ヲ受ケタリ。及第セル者二十九人。

十二月七日

屯田兵志願者十九名検査受ケタリ。

十二月八日

屯田兵志願者検査本日ニテ相終ル。

十二月十四日

戸籍三冊並屯田兵志願者人名簿送付シタリ。

十二月十五日

屯田兵志願者三十七名検査採用方道庁出張所へ申出タリ。

十二月十八日

屯田兵検査官本日道庁出張所ノ由ニ付明日ニモ検査ニ付通知次第出頭可致旨屯田兵志願者へ通知方云々五十組長へ通達ス。

十二月十九日

屯田兵検査官高洲尚友氏外出着ニ付明日早朝ヨリ志願者ノ検査及過般検査合格者モ被服調製ノ為メ寸尺調査等可致ニ付出頭云云ノ件談示ヲ受ケ夫々手配ヲナシタリ。

十二月二十日

屯田兵志願者ヲ連レ上東政太郎第二部出張所へ出頭。

屯田兵志願者四十九人ノ内合格者二十四人。

十二月二十一日

屯田兵合格者悉皆(九十一名)ヲ呼立第二部屯田兵検査掛ニ於テ兵屋ヲ抽籤セシム。

屯田兵ト移住者ト区分ノ戸籍簿ヲ製シ道庁へ上達ス。

十二月二十三日

屯田兵合格者独身ノ者冲安治郎外十四名へ本月二十六日迄ニ家族ヲ定メ届出方五十組長へ通達ス。

十二月三十日

昨夜支庁出張所ヨリ書面、屯田兵合格者本日午後一時入隊式執行ニ付同時刻前本屋五号横屋入口事業場前へ集合可致旨申来タルニ付夜中書面ヲ認メ今未明前ヨリ使ヲ馳セ各組長へ通達ス。尚午前九時ヨリ聊モ遅ルナク参集スベキ旨再重書面ヲ馳セタリ。

午後三時頃屯田兵九十二名(不<sub>二</sub>参<sub>一</sub>)入隊式執行陸軍屯田兵大尉梶左門・同中尉福井重吉・歩兵曹長北郷小七郎・軍曹須田元九郎・同小林喜二郎・同鷲山実平・同片桐勝四郎外属官等出張セラレシナリ。

屯田兵合格者は九二戸、男一六五人、女一五六人で新築なつた兵屋へ次々と入居していった。十津川郷民の屯田兵応募により、二十三年五月の発足予定の中隊が約半年早く二十二年十二月三十日に第五大隊第一中隊を編成することになったのである。また兵村としては「滝川兵村」と呼称されるようになった。滝川の呼称がいつごろから使われていたかという事は明確ではないが、森秀太郎懐旧録に「屯田兵入隊式後空知太を改めて村名を設け滝川村と称す」とある。

九二名の屯田兵が第五大隊第一中隊に所属したのは翌年六月までのことで、その後については五七名が第一中隊に残り、三五名は第二中隊附となる。

第五大隊第一中隊の設置に伴う幹部人事については明治二十二年

十二月二十七日、三十日に発令があったのであるが、これは第一中隊に附属する者で、大隊長及び第二中隊長等は翌二十三年五月二十日付の任命となった。

官報 明治二十二年十二月二十七日

補屯田兵第五大隊第一中隊長 陸軍屯田兵大尉 縣 左門

免本職補屯田兵第五大隊第一中隊附屯田兵第一大隊附  
陸軍屯田兵中尉 福井 重吉

明治二十三年三月七日

屯田兵第三大隊附陸軍屯田兵中尉 渡部 勝太郎

免本職補屯田兵第五大隊第一中隊附

明治二十二年十二月三十日

補屯田兵第五大隊第一中隊附 陸軍屯田少尉 浜田 高三

岡村勝三郎

十津川村民の応募が意外と少なく、空知太屯田及び太田村屯田へ入植させる八八〇戸の召募予定の残数七八八戸を九県から募集することになった。

十津川移民の屯田兵に入隊した当時の数は次のとおりである。

第五大隊第一中隊 字空知太

戸数 九二戸（注 兵卒のみの戸数）

将校 四 下士官 五 軍属 一 雇又はその他 一

男 一六五 女 一五六 計 三二一

△明治二十三年北海道国勢統計捷覧図▽

#### 第四節 屯田兵の受入準備

土地選定と区画 滝川兵村の位置は石狩川と空知川の氾濫やその

氾濫湿原を避けた、一段と小高い農耕最適の平野を選定している。

屯田兵村の土地選定の適否・巧拙は屯田兵制度の死活問題に直接関係していることで、経済・社会・行政上や防備に関係してくる。もし土地選定に誤りがあれば国費を投じて国民を窮難に導くことになるため慎重に行われたのである。

兵村の位置・土地選定には大体次の四大目標の観点から行われた。

- 一 軍備上の関係
- 二 開拓上の関係
- 三 農耕適地の関係
- 四 地積の関係

であるが、このうち第一・第二は特に大きな目標といえる。

屯田兵用地を予定するときには屯田兵司令官はその土地の概括的測量をなし、概測図を附して陸軍大臣に申達し、陸軍大臣はこれを内務大臣と協議して決定する。この後に内務大臣は北海道庁長官に伝える。道庁及び屯田兵司令部はこの知らせを受け、春三月ごろから測量隊を派遣して両者協議のうえ、兵員への土地給与地区、公共用地区などのだいたいの地積選定をなし略図を調製する。

屯田兵司令官はこれをもって陸軍大臣に申請、陸軍大臣は内務大臣に土地引渡しを請求する。内務大臣はこれを受けて北海道長官に令達すると同長官は実測図を添えて屯田兵監督部長に引渡し、同部長は測量隊を派遣してさらに内部的細密な測量をし、給与土地の区画や各種土地の区画を行い、道路・堤防・溝渠などに関しては北海道庁長官と協議して、だいたい十月ごろに決定するのが通常の土地選定であったといわれる。

区画された土地は屯田兵司令官に移され、官有地として保存する

土地や道路堤防などに充てる部分を除いて屯田兵村に給与された。

この結果の明細図を添えて司令官は道庁長官に報告している。この項目は次のとおりである。

- 一 給与した年月日
- 二 給与した人名其住所並びに服役満期の年月
- 三 公有財産として給与したときはその兵村並びに当該兵村屯田兵服役満期の年月
- 四 給与した土地名地図地積及び土地番号
- 五 通路堤塘溝渠等を設立したときは其地名地目及地積及地番号

この通知を受けた道庁長官は給与された土地を民有地に編入する。滝川兵村の土地区画割については粗居法（散居制）が採用されている。道内屯田兵村の型態は大別してこの粗居法と家屋密集の密居法とこの両者中間型の三とおりがある。

密居法については兵村創設のころから明治二十年ころまで、その後は粗居法と中間型になっている。土地区画における家屋配置と土地区分積は常に論議の分かれるところで、各地区兵村の区画を見ると当初の土地給与面積基準が少ない時と明治十一年改正の一万坪、同二十三年の一万五、〇〇〇坪とは考えかたからして異なるものであり、実際の定住・農耕に入ってから土地区画を検討をみた結果からは当然給与地と追給地面積の取扱いも違ってくることであった。

密居法にはその利点とするとところがあり欠点もある。その点をあげると次の事柄である。

- 一 兵員が集团的に密居しているから兵員を召集するのに都合がよい。現役兵は毎日練兵として軍事教育を受けることになっており、予備役になっても時々召集される。

非常時の召集には召集連絡と集合に早いことは屯田兵の必要条件であり使

命である。

二 屯田兵は軍事のほかの開墾、耕作の業に至るまですべて上官の指揮監督を受けるため、監督上で密居の方が便利である。

三 屯田兵は先祖代々墳墓の地を離れて荒涼寂莫の地に志を同じくして移住して来た人々であって、新しい友として親密な度を深めて土着心を養い、平和的な自治兵村を作るには密居法が有利である。

四 兵村における冠婚葬祭や病患の発生、偶発な事件、児童の通学物品の貸借取引・盗難予防など隣接相助け合うに便利である。

しかし、一面からみると密居法が不便利で、粗居法が有利な点もある。

一 一定地区内に兵屋が密集して建てられている場合は、その農耕地は住宅から遠い所となることはやむを得ないことである。そのため耕作については誠に不便利で、往復に長時間を要することになるから、耕地内居住の粗居法が農業面でははるかに便利である。

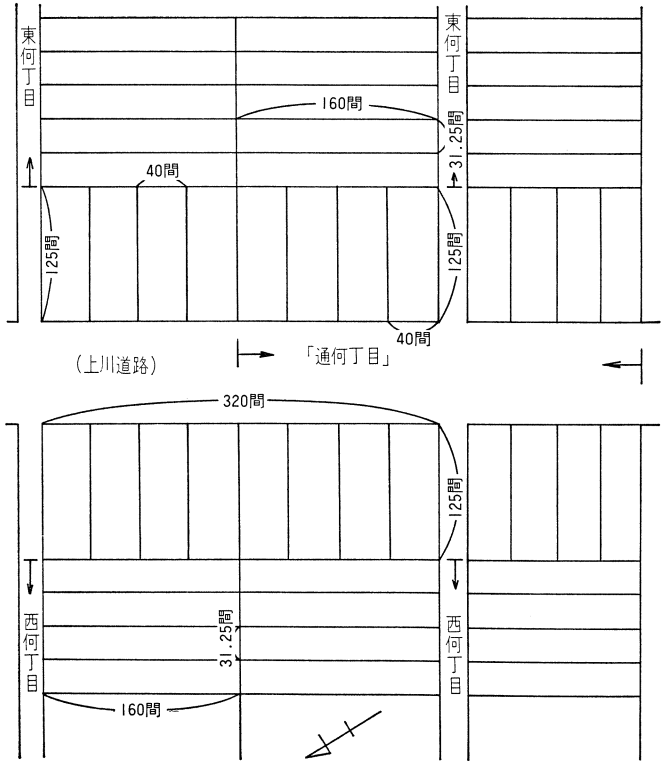
二 屯田兵として同じ目的で移住して来たとはいへ、各家庭には各々の事情があり、体面維持の關係から人に知られたくない秘密がある。密居法ではこれが漏れやすく住みづらい点も出て、密居では困ることがある。

密居法による兵村は琴似がその典型的なもので、兵村の中央に幅一〇間の道路を十字にとり、それによって生ずる四区域内に幅三間の通路で五〇間に三〇間の長方形に区画し、そのひとつの長方形内に間口一〇間奥行一五間の兵屋敷地一五〇坪を取って、一画内に一〇戸ずつの兵屋を造り、さながら一小市街の形を作ったものである。

密居法と粗居法の間とされる山鼻・野付牛（北見）・湧別などもこの密居法に属するものである。

これに対する粗居法は滝川・江部乙・納内・美唄・高志内などがあり、滝川の区画例をとると次のとおりである。

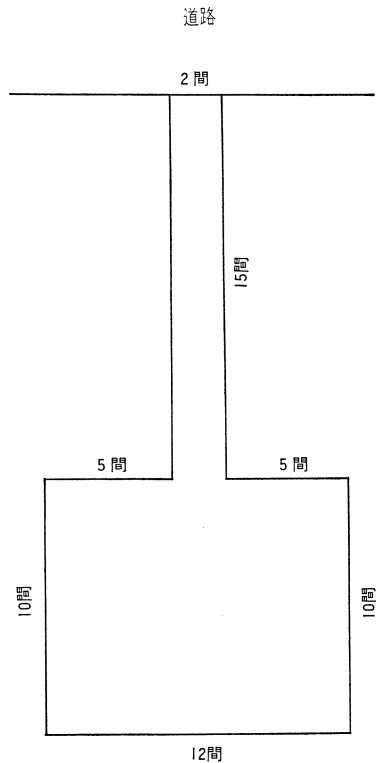
給与地割



兵村の中央を南北に縦貫する上川道路（現国道十二号）を基幹として左右一帯を区画したもので、上川道路を三二〇間（約五百八十二メートル）ごとに横断する道路を東西に八間幅（約十四・五メートル）ずつ取り、一丁目二丁目の名称を附し七丁目まで設けた。

土地区画については両道路に面する間口が異なっているが各戸五、〇〇〇坪の給与地割となっている。すなわち上川道路に沿って間口四〇間（約七十二・七メートル）奥行一二五間（約二百二十七メートル）の区画割とし、これに接する地から東西の丁目道路に間口がある給与地割は間口三一間二分五厘（約五十六・八メートル）奥行一六〇間（約二百九

滝川屯田給与地宅地図



十一メートル）の区画割である。これを図示すれば上図のとおりである。また給与地のうち宅地一五〇坪、耕地四、八五〇坪の区分をしているが、宅地の地籍図は右図のとおりとなっている。

土地区画が済み給与地には地番号・住居地番号（同番号）が付けられているが、東一丁目南側の東の方から一番地、東一丁目を挟んで向かい側を二番地と順次西側に移り、上川道路沿いの給与地は南側から東西交互に北に付け、さらに西に入る。次に西二丁目は西側から順次同様な付番となり、東三丁目は東の方から追番となっている。

四丁目は東側から順次同様な付番となっているが、これは中隊が異なることによる。

明治二十三年七月二日付で屯田兵入村により土地給与を行い、地域の字名について同年十月七日訓令号外をもって上川街道筋の兵屋地を「通<sup>トナリ</sup>」、これの東方の兵屋地を「東」、西側を「西」と字名を設けたことを告示し、以後「とおり何丁目」「東何丁目」と呼称する

ことになった。

## 1 兵屋の建築及び官給品

土地区画も終つて明治二十一年十二月に道庁長官は号外訓令をもつて二中隊四四〇戸の兵屋と中隊本部・将校官舎など一切の工事を樺戸監獄署に令達され、典獄はただちに着手することになった。

囚徒を空知太に外役させ家屋建設地・道路用地の伐木を行い、用材の確保に当たり木挽・柁板割に入った。

兵屋建築については囚人使役に限度があるところから一五〇戸を監獄署が建て、その他は大倉組に請負わせている。大倉組では現地調達のできる用材を除き、ラウネナイ近傍に設けられている用材工事場から建築用材を搬送しなければならず、二八〇戸分の切組(込)用材を高畑利宜に運送の請負をさせている。

注 森秀太郎の移住日記に「屯田兵屋建築大倉組請負ノ中集治監デモ夫ヲ又下請負シ建築其用材伐リ出シ中也」とある。

### 約定書

今般我等兩人ノ間ニ於テ空知川屯田兵屋切組用材運送ニ付約定ヲ為ス事左ノ如シ

一 兵屋式百八拾棟建築用材表式(柁板及杭木ヲ除ク)ラウネナイ近傍工事場ヨリ各老棟分ツ、建築地各所ヘ配付スルニ付其運送料遠近ニカカハラズ平均老棟ニ付金参円四拾銭宛此金額九百五拾弍円トス

但シ兵屋老棟分切組用材表式(柁板及杭木ヲ除ク)石数四拾弍石以上ニ出テタル時ハ其過分ノ石数ニ対シ相当ノ割増賃錢ヲ附ス事

一 運送ハ明二十七日ヨリ着手シ工事方ノ請求ニ応シ何時ニテモ運送ニ掛リ遠近前後ニ拘ハラズ其差函ノ場処ヘ切組物違乱ナキ様速ニ運送可致事

一 運送ハ人夫、馬背、馬車或ハ牛車ニ拘ハラズ運送方ノ適宜タルベシト雖モ運送手配無差支、且切組物ヲ毀損又ハ紛失スル事堅ク無用タリ万一之レアル時ハ相当弁償ノ道相立ベキ事

一 運送料ハ三回ニ分チ毎回其運送済ノ分ニ対シ約定金額ノ八分方相払悉皆運送済ノ上ニテ精算残額仕払可致事

一 万一運送方約定ニ違ヒ手配行届カサル時ハ工事方ニ於テ随意此約定ヲ取消シ無断他人ヘ申附ル事アルベシ其場合ニハ既ニ運送済ノ分ニ対シテ約定金額ノ八分方仕払ニ止ドメ差引残金ヲ払ハザルハ勿論尚違約金トシテ受負総金高ノ三分ノ一ノ金額ヲ運送方ヨリ差出シ可申事

一 本約定ニ付工事方ヨリ前金トシテ百円ヨリ式百円以内ノ金額運送方ヘ貸渡ス事アルベシ其場合ニハ此約定ニ拘ハラズ通常貸借ト見做シ別ニ相当ノ利子相添返済可致事

右確約ノ証トシテ本書式通ヲ作り各自調印各老通ヲ蔵ス

明治二十二年五月二十六日

運搬請負方  
高畑利宜  
工事分  
土田政次郎

この契約の時点では既に七六戸分の用材準備ができ、さらに一〇〇戸分の準備もできつつあるので、直ぐに運搬してほしい旨の書簡を大倉組支配人土田政次郎が高畑宛に翌日付で送っている。

これによる七六戸は上川道路沿い兵屋分とあり、兵屋の建築着手は既に整備された上川道路に沿って建築し、続いて東・西の丁目沿いの建築を行ったものである。

兵屋の建築工事には大倉組も樺戸監獄署も数百名ずつを投入する大工事である。特に十津川村民の移住入居が決定するに及んで完成を急ぎ、二十二年十月中旬までに二〇〇戸程度の完成をみているが、十津川村民が入居する一カ月後には三〇〇戸まで仕上げなければな

らないといふことで昼夜兼業で工事が進められた。

しかし十津川村民の移住が予定より早く、未完兵屋が多いため完成兵屋に六〇〇戸を分散して入居した結果をみると一棟に四戸ずつとあるので、十一月上旬の完成兵屋は一五〇戸程度であった。

空知太屯田兵屋建築ニ係ル諸物品費予算

一金八百参拾円参拾七銭貳厘

但シ囚徒泊込所三ヶ所老ヶ所貳百名ト予定シ廿二年自十一月廿三年至五月七

ヶ月間費用

内訳

品目	数量	単量	価	金額
時計	三	個	参円五拾銭	拾円五拾銭
出刃	六	挺	貳拾七銭	壹円八拾貳銭
簿刃	九	挺	貳拾九銭	壹円八拾五銭
大鍋	九	個	拾九円拾五銭	百七拾九円五拾五銭
小鍋	拾	個	拾九円拾九銭	拾七円八拾五銭
薬罐	三	個	七拾貳銭	貳百拾貳銭
空罐	六	個	貳拾五銭	拾貳参円五拾銭
風呂	九	個	参円五拾五銭	拾参円九拾五銭
風呂	九	個	参円五拾四銭五厘	参拾参円九拾五銭
洋灯	五	個	拾参銭	七拾参銭
同用	五	個	拾参銭	七拾参銭
同用	五	個	拾参銭	七拾参銭
突盛	三	個	拾参銭	七拾参銭
老合	三	個	拾参銭	七拾参銭
老合	三	個	拾参銭	七拾参銭
三ノ	三	個	拾参銭	七拾参銭
飯舟	三	個	拾参銭	七拾参銭
飯樽	六	個	拾参銭	七拾参銭
担斗	九	個	拾参銭	七拾参銭

第三章 滝川屯田

品目	数量	単量	価	金額
手杓	六	荷	貳拾五銭	壹参拾五銭
大杓	貳	本	拾参銭	貳拾参銭
小杓	貳	本	拾参銭	貳拾参銭
竹柄	三	本	拾参銭	参拾参銭
摺柄	貳	本	拾参銭	参拾参銭
米揚	五	個	拾参銭	参拾参銭
匙揚	貳	個	拾参銭	参拾参銭
亀揚	貳	個	拾参銭	参拾参銭
煮揚	貳	個	拾参銭	参拾参銭
担桶	拾	本	拾参銭	参拾参銭
釜搔	拾	挺	拾参銭	参拾参銭
火搔	拾	挺	拾参銭	参拾参銭
野菜	拾	個	拾参銭	参拾参銭
手菜	拾	個	拾参銭	参拾参銭
実子	拾	個	拾参銭	参拾参銭
竹筍	拾	個	拾参銭	参拾参銭
半紙	拾	張	拾参銭	参拾参銭
蠟燭	拾	張	拾参銭	参拾参銭
マツ	拾	張	拾参銭	参拾参銭
石油	拾	張	拾参銭	参拾参銭
丸紙	拾	張	拾参銭	参拾参銭
半紙	拾	張	拾参銭	参拾参銭
卷紙	拾	張	拾参銭	参拾参銭

内訳  
 一金百八拾貳円五拾四銭  
 是者二十二年自十月空知太屯田兵屋建築用消費セシ物品支払高

品目	数量	単量	価	金額
竹筍	三拾五本	六錢五厘	貳参拾七錢五厘	貳参拾七錢五厘
実子	拾八本	貳錢五厘	四拾五錢	四拾五錢



がこのうち二十二年の延人員二万三千二百八十二人、一日平均稼働人員は六三八人と年中休みなしに働いた平均人員の数がでる。これに看守が六〇人とみて約七百名（囚人一人一人に看守一人、看守二〇人に看守長一人の割）となり、病氣休務囚もいるので監獄署が当初計画した囚人六〇〇人を大幅に上回った稼働であった。

また大倉組についても数百名の人夫を雇用したので、兵村内は周辺の鬱蒼とした樹林地で静寂そのものに比べ、非常な活気に満ちた状態であったといわれる。

明治二十二年空知太屯田兵屋建築費精算書  
 入金五万七千四百八十三円九十三銭六厘 受 入 高  
 入金五万七千四百七十八円三十七銭五厘 支 払 高  
 内 金四万四百七十円二十九銭八厘 空知太屯田兵屋建築費  
 金五千七百八十八円六十五銭五厘 請負ニ対スル証書三十枚  
 金五千二百三十九円三十八銭二厘 素品及差掛証書四十六枚  
 金二千二百三十六円七十三銭 雑費及運搬証書八枚  
 金四千八百十三円三十一銭 旅費証書二百九十八枚  
 一金五円五十六銭 差引残金返納ノ分  
 右之通

滝川村屯田兵屋建築工事表  
 明治二十三年五月八日

年度	出役延人員	工 銭	出 来	高 費	用 厘	備 考
明治二十一年	三、〇〇〇・〇〇人	三、〇〇六・九〇	兵屋百五十棟外 に用材			二十二年十二月 着工
二十二年	三三、八七三・〇〇	三三、七五三・九〇	四万四千二百二十 一石			
二十三年	四、二〇五・五	四、一五九・六	七斗一升五合			
計	二九六、四八六・六	二九六、四八六・六	証板二万四千四百 八十一把		二、二九九・九三	二十三年七月落 成

第三章 滝川屯田

- 一 用 材 採 十萬八千二百四十二人 二分二厘
- 一 木 挽 一萬九千八百四十九人 八分六厘
- 一 証 板 割 二萬二千八百九十六人 一分
- 一 兵屋地道路及排水等 一萬五千八百九十二人 六分
- 一 物品運搬井戸掘人足建 九萬二千三百五十九人

△樺戸監獄署資料 旭川刑務所蔵▽

兵屋建築が順調に進んで兵村の形態が整えつつあるとき、官給物の搬送段取もでき、この貨物運搬を高畑利宜が請け負っている。荷物の内容については屯田兵移住給与規則に基づく品目で二十二年十月下旬から一カ月の間に終わったようである。

- 一 貨物運搬順序  
 貨物総数凡ソ六千個ニシテ本月二十日ヨリ向フ三十日間ヲ以テ左ノケ所ヘ運搬之事  
 一 空知川字新波止場ヨリ中隊本部付倉庫学校及ヒ事業場等其最寄指令ノケ所ヘ運搬積方迄之事  
 右之心得ヲ以受負賃金積算書可被差出 而シテ之ヲ許発スルトキハ更ニ屯田兵會計部長ヨリ命令之旨ナリ  
 明治二十二年十月十日  
 高畑 利宜 殿  
 属 根本 徳太郎

滝川屯田兵荷物個数調  
 記

- 一金三百九拾円也 但総荷数六千個 沓個ニ付金六銭五厘ツ、但御都合ニ抛リ増減アルモ沓個金六銭五厘之割
- 一 明治廿二年十月二十五日ヨリ運搬取掛向フ三十日間ニ別紙御指令ノケ所ヘ前記六千個ノ御荷物悉皆運搬可仕候事
- 一 荷馬五拾頭ハ前記ノ御荷物運搬ノ為相備ヘ可申候事
- 一 第一項運搬期日中新波止場迄御荷物不着ノ為運搬休業仕候節ハ一日馬沓頭

第四編 屯田兵制

ニ付金貳拾錢ツ、御下金被成下度候事

一 運搬濟ノ御荷物倉庫其他へ積入方トシテ人夫五名ツ、常備可仕ニ付テハ第三項ノ如御荷物不着ノ為休業仕候節ハ一日屯人ニ付金叁拾錢御下金被成下度候事

右之通堅ク御約定ノ上運搬御請負仕度此段奉申上候也

明治二十二年十月十二日

空知太寄留

屯田兵會計部 御中

高畑 利宜

空知太送り荷物個数調

一 蒲 団	貳百九拾四個	四巾千七百九十枚 三巾千三百四十枚	一個拾枚入 一個拾貳枚入
一 桶 類	四百四拾個	担桶八百八十個 手桶八百八十個 三ツ組桶四百四十個	一個五個メ 一個五個メ 一個五組メ
一 棒 繩持手	四拾貳個	繩 四百四十本 持手 八百八十本	一個二十本 一個四十本 一個五十本
一 鍋蓋共	百七十七個	大 四百四十枚 中 四百四十枚 小 四百四十枚	蓋三十枚 蓋三十枚 蓋三十枚
一 鋸柄共	四拾五個	鋸 八百八十枚 柄一個 四十本入	一個四十枚入 一個八十枚入
一 砥	百拾個	中砥 四百四十個 荒砥 四百四十個	一個八丁入 一個八丁入
一 茶碗之類	貳拾四個	茶碗 千三百貳拾個 汁碗 千三百二十個	四圓拾錢 四圓拾錢
一 筵	四百四拾個	同 貳圓四拾錢	同 貳拾四錢
一 小計	千五百七拾貳個	同 同拾七圓六拾錢	同 四圓四十錢
一 平 鍬	百七拾六個	小大 四百四十挺 四百四十挺	一個五挺入 一個五挺入

一 唐 鍬	貳百六拾四個	小 八百八十挺 大 四百四十挺	一個五挺入 一個五挺入
一 鐮	七拾四個	四百四十挺	一個六挺入
一 山 刀	拾八個	草刈 四百四十挺 笹刈 四百四十挺	一個五十挺入 一個五十挺入
一 小 計	五百四拾貳個也	四百四十挺	一個三十挺入
一 白 米	四千八百八拾七俵	運賃貳百九拾參圓二十二錢	老個四斗入
一 積 貨 共	積貨共	積貨共	積貨共
總 計	七千〇〇壹個也	總計 四百貳拾九圓五十八錢	

明治二十三年七月に屯田兵の移住が完了したものの、屯田兵大隊施設はまだ全部ができていたわけではなく、物品庫・火薬庫などは二十三年の工事で行われた。兵屋はこの年七六棟を作り完了した。

明治二十三年中新規土功建築及ヒ諸修繕ハ左ノ如シ  
石狩国空知郡滝川村第五大隊本部雜品庫・物品庫・火薬庫各一棟ハ九月建築ニ着手シ十月竣功セリ  
火薬庫各一棟ハ九月建築ニ着手シ十月竣功セリ

とあり、しだいに整備され屯田兵村の形態も整っていったのである。  
△「明治二十三年事業功報報告・道庁編」北大北方資料室蔵

馬道岩吉の談話 明治二十一年秋、郷里石川県から来道し、小樽で一年ほど土工夫をしていたが、滝川屯田に間もなく四百余戸の入地があり兵屋の建設、道路の開さくなどに多数の土工夫の募集があったので、その人夫に応募して二十二年春に来町した。そのころにはまだ市来知集治監の囚徒や樺戸集治監の囚徒らが、国道開さくの残工事をしている、一の坂東手、二の坂方面には囚徒らが相当数い

た。看守一人と囚人三〇人くらいが一団となり集団作業に当たると、主客顛倒して囚人が幅をきかせ看守は小さくなっていった。なにごとか囚人の意に充たぬことがあると逆に囚人らが看守に私刑を加えるなど目にあまる乱暴な行為をしたものであった。そのため土工夫組も彼ら囚人に対しては、一目も二目も譲っていたといわれる。

そもそも命知らずの土工夫と、この世の地獄の鬼のように恐れられていた囚人とが朝晩顔を合わせるのだから、ずいぶん殺伐な情景だったと思う。われわれ土工夫は主として兵屋の建設や、宅地に入する道路や、敷地の区画制作業に従事したので、その作業の労苦と荒仕事は驚くばかりで、係官もずいぶん苦勞させられたと思う。

拓銀の四つ角に荒削りの二尺角に「滝川屯田用地」と筆太に書いた標杭を建てたのはわれわれであった。この辺一帯は谷地で丈余の雑草（七ツ葉いたどり、いら草）が繁茂し、今の小公園（注 現明神町児童公園）のところまで往復するのに二時間以上もかかったもので、熊笹が深くたびたび道に迷い、半日ぐらい出られぬこともあった。

現今警察署（注 明神町）のある付近は当時「地獄谷」とよばれたところで、迷い込んだら最後、ほとんど一日中歩き通しても国道に出られず、だれもがこの作業場に行くのを嫌ったといわれる。

そのころ家（小屋）はただ二、三軒、一の坂下に拝み小屋（三角の草小屋）があつたくらいで、一日歩いて囚人らに出会うこともなく、ときどき一の坂東側の崖の森林奥から、熊や野獣の遠吠えが聞えるほどの物凄く淋しいところであった。

土工たちは毎日朝から晩まで伐採した大木を積みかさねて焼却し

夜も昼も絶え間なく焼却作業に当たったので、闇夜などは四方八方の焚火が随分美事なものだった。この焚火で熊も襲来せず、野獣も姿をひそめていたらしいが、今日から思うとまったくもったいないことに思うのだが、このころとしてはそれ以外の方法がなかったのである。翌二十三年七月ころ、小樽に着いた屯田兵入地者が、市来知に到着の報らせがあり、さらに翌日夕方には、空知太の渡場に到着したが、そのいろいろな服装に疲勞と不安を包み、つぎつぎと到着した一行の姿には、土工も思わず同情の涙を流したものだ。

渡船場には三浦米蔵という人が渡守を兼ねて宿屋をしていたが、現今の旅人宿とは異なり、「木賃宿」の下等な程度でまったくみすぼらしいものであった。その近所に三、四軒草葺きの粗末な小屋が建ててあったように思う。

今の停車場付近はまことに淋しいところで、家らしい物は一軒もなく、砂川領の旧停車場付近に三、四軒と荷物置場や馬車追業らしい家が、一軒あつたくらいのものであった。

市街らしい形ができたのは明治二十五、六年ころからで、私は二十二年春入地してから三、四年の間は一定の家も建てず、次から次へと仕事場（飯場）を家として、アンペラやコモを吊して四囲をかこんで雨露を凌ぎ、薪や小材木には少なくとも困らなかつたが、ただ暇がないので何事もできなかった。

滝川兵村に前後二回にわたって四〇〇戸あまりの屯田兵が入地した。その後楯は政府であり、一から十まで官給で入地者は大部分士族出身であるから、なかなか意気込みも豪勢かつ活気があつて急に



吉道岩

明るいものとなった。

私も仕事が大體落着いたので、腰を据えて落ち着き場所を現在の場所

(注 幌倉現在の東滝川)に定めて、半農半下請業になった。明治三十年こ

ろの幌倉は人家もなく定着者もないありさまで家庭の方は家内(妻)に委せ、その後も私は工事場を追って出稼ぎをし、歌志内炭鉱の開発工事に約一年半も働き、その後、空知土工組合の灌漑溝工事にも関係して、音江の国見峠の開さく作業にも働いたものであった。

また私は滝川については相当古いが、仕事のため転々として方々出歩き、三年と落付いて自分の家になかったため、開拓事業の基礎となる土工事業には、各方面とも関係していたが、滝川町内の一般的動きは皆目わからず、町史の参考資料になるようなことは一切持合せていない。

開拓時代の囚徒が看守を私刑にして「火葬事件」や土工夫連中の「火あぶり事件」、根室本線の鉄道工事の「生埋め事件」などがあるが、今日のような時代にはとうてい信じられぬ野蛮行為であった。

注 談話当時八五歳、元治元年三月二十日生、昭和二十五年九月二十六日八六歳で死亡。

## 2 空知太屯田兵屋の構造

極寒の北海道に大勢の移住民を迎えるのに、どのような、どの程度の住宅を建てたらよいか、屯田兵屋については官費建築とはい

え、戸数が多いため一戸当たりの建築費で差がないようでも、全体の費用では大きなものとなる。

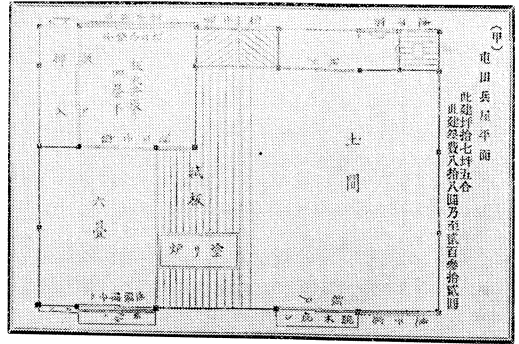
明治六年の屯田兵設置建議に当たっては一戸一二坪の五戸を一棟とする長屋方式の計画であったという。これを裏付ける兵村型体は密居法を採用していることでもわかるが、明治七年の琴似・室蘭の計画では長屋であった。この工事に入って開拓使顧問ケプロンが現地調査を行い、一戸建て防寒構造洋風建築を主張、結果として和式の一戸建が琴似兵村に建てられたのである。

この後、たびたび兵屋の構造討議が行われ、江別には十一年にアメリカ式一〇戸、篠津にはロシア式コサック風丸太造りの耐寒兵屋二〇戸試作もあったが、経費面でアメリカ式は琴似の二倍、ロシア式は四倍もかかること、また構造面では家間取が田型となり中央に暖炉を置いて四部屋の暖房を考慮したもので耐寒耐窮に優れていても、経費のほか量産が難かしく、日本人に洋風は合わないこと、屯田の場合は農作業が主となることから土間の取り方に問題があるなど、結果として琴似方式が原型となったものである。

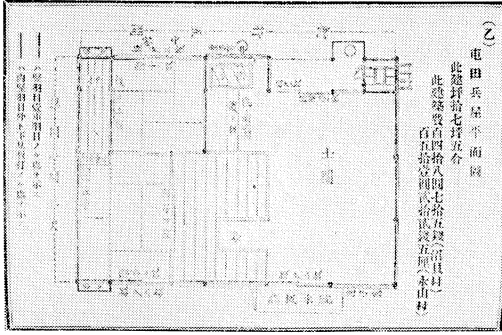
空知太屯田は土族移民の最終屯田であり、このあとの永山、雨竜、江部乙などの家屋構造は多少異なってくるが、基本には差がない。

兵屋の建坪は桁間五間、梁間三間半の一七坪半、造りは平屋木造の外壁、内壁板張りの二重構造、屋根は桎板葺、間取りは五間で畳敷は四畳半に(間口一間半・奥行三尺の中間棚押入付)六畳の二間、土間は表、裏口から直接入る二間と三間の六坪に裏戸から軒下の半坪、便

屯田兵屋平面図



甲 号



乙 号

所は大、小の半坪、それに残りが板の間となり炉と流しがついている（板間実質三坪と一坪半の四坪半但し炉と流しを含む）。

当時の家屋建築方法などについて移民促進のために分りやすく解説した北海道庁殖民課編「北海道移民問答」（明治二十四年七月刊）を発行したが、それは次のとおり記されている。

（前略）  
問 一歩進みたる家屋を建設するには如何

答 目下札幌近傍にては粗末なる家屋にても建坪一坪に付五、六坪を要するが故に村落に於ては二、三割高価なるべし、今従来建設したる農家中模範となるべきもの、構造法一二を記せんとす  
す盈し北海道には北海道に適したる一種の建築あればなり  
今屯田兵移住士族及び新十津川村に於ける家屋の平面図を左に掲ぐ。

（構図）本図は屯田兵屋最近の構造を示す者にして、甲号は二十三年以前の築造に係り、乙号は本年石狩国上川郡永山村及び同国空知郡沼貝村両村兵屋平面図を額はす

ものなり、従前土族移住家屋料貸与のことは行はれたる当時の構造亦屯田兵屋を大同小異にして其異なる所は背裏棚及び銃架の設計あらざると又間々押入を梁外に出せるのみ。

（建坪）屯田兵屋の建坪は拾七坪五合移住士族の建坪は一定の規律なしと雖も通常十六坪内外を以て標準とせしものゝ如し。

（建築費）建築費は当時時価の高下及び交通の便否により差違あれども移住士族当時の家作料貸与は一戸の費用百四拾八円七拾五銭（一坪金八）にして其他は八拾八円参拾七銭二厘（一坪金五円）乃至貳百参拾貳円（一坪金拾参）なり、又二十三年移住の十津川郷移住民の家屋は丙号の如くにして一戸建坪拾貳坪に付金五拾円（一坪金四円六）なり（注 十津川移民の項に登載済につき図面略）。

空知太屯田兵屋はちょうど前図の甲号図に当たるものである。

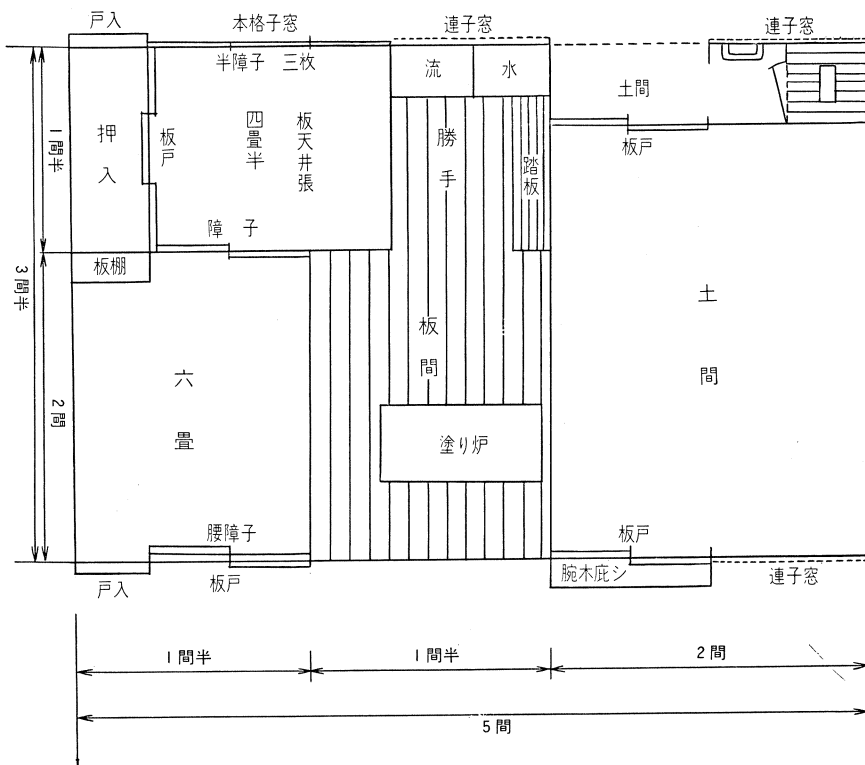
昭和十五年刊滝川町史及び前滝川市史では便所が土間から直接入る方式であるがそれは誤りである。なお問取りについて六畳間が八畳間で、板間が半間出て土間をせまくしている家もあり、途中改造か、当初から不明な部分がある。

明治三十九年図面綴込帳（岩見沢区裁判所滝川出張所）の登記図面には土間直接型が多く見られるが、甲号式もあり、雪深い滝川においては裏戸を出て便所を使う不便から裏戸を移す改善が行われて土間直接型が図示されたものと考えられるが甲号図のとおりである。

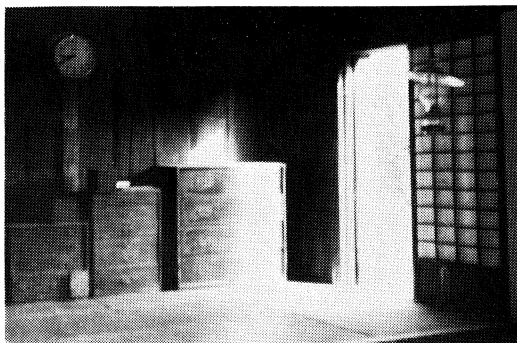
このことから空知太屯田兵屋の平面図は次頁のとおりである。  
現在原型をとどめている兵屋は一軒もなく、兵屋保存の期を逸してしまふ残念なことである。

次頁の図は登記簿図面中、東四丁目二五一番玉置宅及び西六丁目四〇〇番新村宅の平面図を参考として空知太屯田兵屋図としたものである。

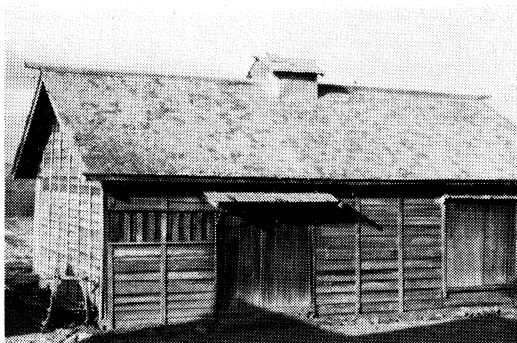
空知太屯田兵屋図



屯田兵入居の前に奈良県十津川村から移住し、兵屋入居者で昭和五十四年五月現在でただ一人健在の古平コハル（明治四年三月十九日生、雨竜郡幌加内町政和第一に在任昭和五十四年三月現在長寿女性全国一）の話には、

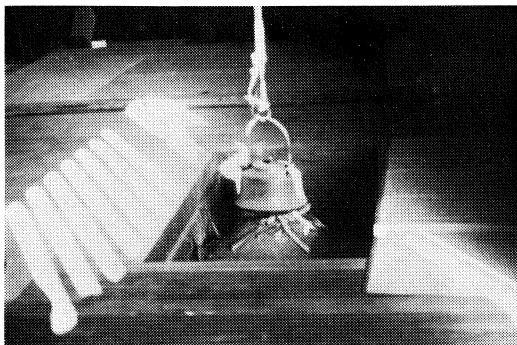


六畳間と障子・板戸を開けた室内

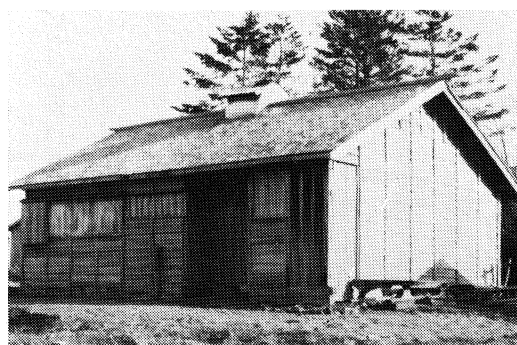


屯田兵屋南側

滝川屯田と同じ年度の建築（太田兵村兵屋・道文化財指定）松本英男宅地内



板の間と炉



屯田兵屋北側

『入居した兵屋は東三丁目で四世帯一二人が共同生活をした。自分は夫順次郎との新婚で四畳半を使わせてもらい、三世帯は一世帯三人から五人で一兵屋に一二人が入った。』

兵屋には未だ畳がなく藁が敷いてあり、四畳半と六畳の間には障子があったが、六畳と板の間には障子がなく、起きている間は皆が炉の囲りで暖をとり、一二人が車座になって食事をしたり話し合ったものである。そのうちに畳は入った。

一端入居した兵屋から移転するように云われ国道沿い(上川道路沿い)の兵屋に移った。(注 明治二十二年十二月十津川移民のうち九二戸が屯田兵に採用され、第五大隊第一中隊南兵村設置による)。

共同炊事で水汲みや薪作りを皆でやったが、日常生活用具がなく不便な毎日であった。水桶一つにしてもなく、味噌樽をもらい水桶にしたが小さいために何度も水汲みしなければならなかった。

この樽がお産の場合の洗湯になったり、死者が出た場合の湯棺になったりというものであった。』

といわれた。

兵屋の構造については同年度建築の厚岸郡太田村の太田屯田兵屋と空知太屯田兵屋とは同型と考えられる。

厚岸郡厚岸町では屯田兵屋の原形保存に努め町費をもって復原し、道文化財指定となっている兵屋(厚岸町太田二の通り、松本英男宅地内)があり、この造作では四畳半の天井がなく、天井は押入のみとなっ



古平コハル

ており、六畳間と板の間には障子がない。流しまで板の間の造りは空知太と同型である。入居後天井障子の改造は各自が行ったのである。

## 第五節 滝川屯田兵の移住

明治二十二年九月二十八日付官報で屯田志願兵を募り、翌年六月までに応募合格した八八〇戸が空知郡滝川村及び厚岸郡太田村の屯田兵村に移住入植することになった。しかし、さきに九二戸の十津川村民が応募し二十二年十二月三十日に滝川兵村入隊式をあげるので、あと残りの七八八戸を合格移住させることになった。

この内訳は石川県一〇六戸、新潟県七四戸、福井県七九戸、山口県一三七戸、山形県二〇一戸、福岡県三九戸、佐賀県五八戸、熊本県二七戸、鹿児島県一九戸の計七四〇戸が合格となり、なお不足分については当初の応募対象外であった宮城県一二戸、兵庫県一三戸、和歌山県二〇戸と道内移住済の奈良県十津川人から三戸を募集合格とした。

滝川屯田兵村に入植したのは山形県一〇二戸、山口県一〇〇戸、福岡県三九戸、佐賀県五八戸、熊本県二七戸、鹿児島県一九戸、奈良県三戸の計三四八戸で、九州地区及びこれに近い山口県が滝川兵村に廻った。したがって太田村には山形県九九戸、山口県三七戸と石川、新潟、福井、宮城、兵庫、和歌山の各県から四四〇戸が入植している。

この入植地区分がどのように振分けされたかは不明であるが、この区分は運命の別れといっても過言でないほど、入植後の生活に大変な影響を与えることになったのである。

当初の募集計画では一番少ない県は山形の八〇戸であったものを

二倍以上を応募させ、その半数ずつを兩村に振り分けたのは、雪国の生活になれた山形県人を入れるという配慮があったといわれる。さて屯田兵合格移住者に対して出発前の心得や乗船、上陸後の心得をわかりやすく述べている「屯田兵移住者心得」を示し、手ぬかりのないように指導している。

明治二十三年六月、七月に移住した滝川屯田家族人員については次のとおりである。

出身県	戸数	男	女	計
山口県	一〇〇戸	二五七	二二八	四八五
山形県	一〇二	三一五	二六一	五七六
福岡県	三九	一三二	八三	二一五
佐賀県	五八	一八七	一一一	二九八
熊本県	二七	七一	五三	一二四
鹿児島県	一九	五〇	三三	八三
道内移住 奈良県	三	五	九	一四
計	三四八	一、〇一七	七七八	一、七九五

〔参考〕「明治二十三年事業功程報告」北大北方資料室蔵

注 前記中山形県と福岡県が調査と異なっている。

### 屯田兵移住者心得

出発前ノ心得

- 一 屯田兵採用ノ達ヲ受ケタルモノハ直チニ諸種ノ用事ヲ片付ケ（譬ヘバ家屋敷ヲ売リ又ハ身支度ヲナスナドノ類）後顧ノ憂ナキ様致スコト肝要ナリ
- 二 官費ニテ移住スベキ人員ハ一戸平均五人マデノ定ナルヲ以テ若シ家族多数ニシテ分戸付籍トナシ自費ニテ移住セシメントスルモノアルトキハ該当航費ハモチロン尚移住後一カ年以上生計ニ差支ナキ程ノ金円ヲ持参スルコト甚ダ肝要ナリ

（中略）

乗船場ヨリ乗船ノ心得（略）

上陸並ニ上陸後ノ心得

（中略）

- 二十六 上陸ノ上ハ各戸主ヲ纏メ兵屋ノ番号籤ヲ抽カシム此籤ハ自己ノ家屋ヲ証スルモノナルヲ以テ移住地へ着スル迄ハ紛失等無キ様注意スルコト肝要ナリ

（中略）

移着後ノ心得

- 三十八 人員取調終レバ係員ノ指図ニ依リ自己ノ籤番号ニ照シ合セ其兵屋へ入ルベキコト
- 三十九 兵屋ニ入ルヤ直チニ給与品（鍋手桶農具蒲団等）受取ノタメ前ニ示サレタル場所ニ至リ諸物品ヲ受取ルベキコト但シ物品多数ナルヲ以テナルベク家族中運搬ニ堪ヘル者ハ受取方ニ従事スルヲ便ナリトス
- 四十 給与品ハ其員数並ニ破損ノ有無ヲ取調べ受取ルヲ肝要ナリトス若シ一旦受取リタル上ハ破損等アリテ引換ヲ申出ルモ決シテ許サレザルナリ
- 四十一 荷物ハ日々一定ノ場所ニ運送シ来ルヲ以テ其場所へ出頭個数等取調べ係員ヨリ受取ルベシ若シ個数ノ不足アルトキハ速ニ係官へ届出ヅベシ
- 四十二 到着後五日間ハ三食共現賄ヲ給セラルルヲ以テ食需伝票ヲ受取り置キ之ヲ引換ニ食物ヲ受取ルベキコト
- 四十三 移住地到着後十日以内ニ於テ左ノ作業ヲ為シ係官ノ検査ヲ受クベキコト

- 一 道路ヨリ家屋ニ到ルベキ通行路ヲ造ル此路幅二間トス而シテ此左右へ深一尺幅二尺ツツノ小溝ヲ穿チ全ク道路ハ九尺トス其道路へハ溝ヨリ掘り揚ゲタル土ヲ中央ニ盛り蒲鉾型ニ敷均シ其上ヲ砂利ニテ覆リ可トス又左右溝ノ縁ニハ程能キ木材ヲ置キ道路ノ破壊シテ溝ヲ埋マザル様致スルヲ肝要トス
- 二 通行路ヲ作ルト同時ニ門前ノ溝ニ道幅同様ノ小橋ヲ架設シ牛馬車ノ通行スルモ容易ニ陥落スルコトナキ様注意スルコト肝要ナリトス
- 三 門柱ハ三尺廻リ以上ノ樹木ヲ選ビ丈九尺ニ伐採シ皮ヲ剥ぎ取り根焼キヲ為シ路幅ニ做ヒ三尺地下へ埋メ地盤ヨリ六尺ノ高サトシ入口ノ左右ニ之ヲ樹ツベキコト
- 四 家屋ノ外廻リ前ニ四間後ニ五間左右三間ノ地面ハ雑草及ビ小笹ヲ取除キ其周囲ニ小溝ヲ設ケ作物取上ゲノ場ニ供スベキコト
- 五 両隣ニ通ズル小径ハ一間幅ニ造リ其両側ニ小溝ヲ設ケルコト

六 家屋入口階段及ビ雨落土留ハ適宜石又ハ木材等ヲ以テ造ルベシ  
七 家屋水流シノ後方三間ノ所ニ横三尺縦四尺深サ凡ソ三尺ノ下水溜ヲ掘リ  
其周辺ヲ総テ木等ニテ囲イ常ニ蓋ヲ覆ヒ置キ肥料ニ供スベキコト

八 兵屋内ニアル炉中ニハ土砂ヲ入レ其上ニ灰ヲ入レ火炎ノ患ナキ様充分注  
意スベキコト

四十四 井戸ハ四戸乃至六戸ニ一個設ケアルニ付此水ヲ飲用スルモノハ申合セ  
塵埃其他ノ汚物ノ入ラザル様小屋掛ヲナスヲ肝要トス又井戸ニ接近シテ風呂  
場ヲ設クルトキハ井戸ニ尿水セザル様注意スベキコト

四十五 農具ハ使用終レバ必ず丁寧ニ掃除シ兼テ農具掛又ハ棚ナドヲ設ケ置キ  
之ニ掛置クベキコト

四十六 門ノ標札ハ規程ニ従ヒ之ヲ製シ常ニ掛ケ置クモノトス  
四十七 風土ニ慣レザル内ハ特ニ衛生ニ注意スルコト緊要ナルヲ以テ左ニ其心  
得トナルベキ一、二ヲ示ス

一 飲用水ハ風土ニ慣ルル迄可成一度沸騰セシモノヲ用フベシ

二 昼夜寒暖ノ差ハ内地ニ比スレバ甚ダシキヲ以テ夏時ト雖モ夜分ハ殊ニ着  
衣等ニ注意ヲ加フベシ

三 野草ニアツテハ蕨路<sup>わじろ</sup>独活<sup>どくわく</sup>ノ外医官ノ示サザルモノハ決して食スベカラズ  
殊ニ茸類ニ至リテハ間々生命ヲ損スルコトアルヲ以テ総テ食スベカラズ

四十八 上記記載ト外ハ総テ係官ノ指揮ヲ受クベキコト

注意

一 鍋等鉄類ノ新シキモノハ最初之ニ泥ヲ入レ水ヲ混和シ凡ソ二時間余煮沸  
セバ鉄氣ヲ除キ得ベシ

二 桑ノ木ハ最モ大事ニ保存シ決して伐リ取ルヲ禁ス又ブドウ・コクワ・  
クルミ等果物ヲ産スル蔓樹及ヒサクラ・コブシ等ノ花木ハ伐採セスシテ残  
シ置クヲ良トス

滝川屯田移住の第一便は明治二十三年六月中ごろに山口県岩国新  
港に待期していた「日出丸」に山口県下一〇〇戸を乗船させて出帆  
した。針路は下の関海峡を通り玄海灘に出て長崎沖を経て、翌日に  
熊本県の八代港に着いた。ここで熊本、鹿児島県人四六戸を乗船さ

### 第三章 滝川屯田

せ、ただちに出港して博多に向かったが伊萬里沖(佐賀県)で大風に  
あい島陰に一昼夜避難してから博多に入港した。

博多港では佐賀、福岡県人九七戸を乗せて出港、一路小樽に向け  
日本海を一直線に北上し、岩国新港出帆以来一日目の午後十一時  
ごろ小樽港に入港したのである。その翌日上陸して入植地番の抽せ  
んなどを行ない二泊して、小樽から汽車(無蓋車で石炭車であったという)  
に乗り市来知で下車した。当時は汽車が珍らしくほとんどの者が始  
めて乗った者ばかりであった。

市来知の空知監獄署で昼食をとり、今度は徒歩で美唄の監獄署出  
張所に向い一泊、翌日徒歩で空知川南岸に着いて昼食を三浦庄作経  
営の宿屋でとった。空知川を三浦の渡船で北岸に着くとすでに入隊  
していた十津川出身の屯田が迎えに来ており、各々の入植する兵屋  
まで案内してくれた。これが六月の末日である。

第二便は山形県人の移住である。小樽港に第一便の移住民を上陸  
させただけに山形県酒田港に向かい、山形県人一〇二人を小樽に上  
陸させたのは七月一日であった。山形県人は小樽に二泊、市来知に  
一泊、美唄にも一泊後空知太には七月五日に到着している。

屯田兵移住に際し第五大隊では同年六月二十八日第一中隊の九二  
戸から三五戸を分けて第二中隊を設置した。

また屯田兵屋に仮住いの十津川村移住民には春以来から屯田兵の  
移住入植に支障がないように新十津川村に住宅ができたらしい移転す  
ること。その際、兵屋には塵一つないようにし、便所は汲み取り水  
で洗って汲み出して臭気のないぐらいにすること、屋根裏に煤一

つとどめないよう厳しく申渡しがあつた。十津川村民は六月二十九日までに兵屋を開渡している。

屯田兵移住民は六月三十日から七月七日までに全員入村したが、入村時には大隊本部前に整列し、ここで点呼を受けてそれぞれ与えられた兵屋にたどり着いた。

屯田兵移住民の人員は次のとおりである。

第五大隊第一中隊	戸数二二戸	男	五三四人	女	四二九人	計	九六三人
〃	第二中隊	〃	二二八戸	男	五三七人	女	四三一人
計	〃	〃	四四〇戸	〃	一、〇七一人	〃	八六〇人
						〃	一、九三一人

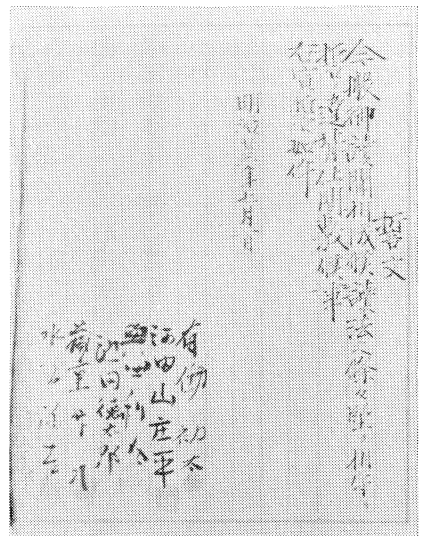
**誓文** 屯田兵が入地に際して「誓文」に署名押印して誓いをたてている。滝川屯田については明治二十三年七月別掲写真のとおり屯田兵の署名押印によるものがある。

「誓文 今般御読聞相成候読法之条々堅ク相守リ誓ニ違背仕間敷候事 右宣誓如件」というものであるが、江部乙屯田も同様に誓文が徴せられたのである。

要旨は家族とともに北海道に移住し、規則を守り免役等の請願は決してしないことを誓うというものである。

その内容を述べれば

- 1 服役中年令満限、若しくは死亡その他の事故により免役となるときは、子弟（子弟なきときは養子弟）に於て家名相続致し本人の残役期間兵役に服すべきこと。
- 2 官給の土地を墾成せざる間は止むを得ざる事故あるもその筋の許可を得ずして永く他所に寄寓することをなさず、常に兵村内に居住し耕稼の業に勉勵



誓文  
(各自署名押印したもの)  
〈滝川郷土館蔵〉

すべきこと。

などのことを誓ったものである。

屯田兵の談話

『松本末松』 私は山形県の生まれでありまして、明治二十三年六月二十三日故郷を出まして最上川を下って酒田に出たのは二十七日でありました。酒田から「日の出丸」という汽船に乗りまして七月一日に小樽に上陸しました。二日滞在して汽車（汽車といってもその当時は無蓋車でしたが）に乗って幌内炭山（市来知）に着いて泊りました。そこに空知監獄署があつて囚人の賄を給与され、それからまた出発しまして美唄にまいりました。ところが宿屋が一軒あるでなし、そこに監獄署の出張所がありまして、その出張所の囚人を出してその中で家族を休ませる。戸主である屯田兵は囚人の部屋で寝るといった風で、そこで一泊してあくる日滝川へまいりました。

その当時の国道筋は今こそ立派に拓けておりますが陽が出ており

ましてもまるでトンネルの中を行くように樹木に蔽われて暗かったものであります。三浦米蔵さんの渡船場からこの滝川へ入りました当時この滝川市街は僅かに家が一〇戸位しかないようなありさまでした。七月五日でした。

『原 喜三』 この滝川屯田は土族の者ばかりで（注 明治二十三年までは土族）あったことが他の兵村と異なったところと思います。要するに親たちがわれわれ子供を育てるのに御維新後非常に困難を致しました。いろいろ話合の結果、屯田兵を志願しました。私は一六歳でありましたが、一心になって志願しました。

しかし国を離れる時の淋しい気持は今でも忘れることができせん。

私の生まれは九州佐賀であります。鉄道がなく博多まで八、九里を歩きました。子供もおり老人もいましたので、途中落伍者が出ました。たしか山口県の方と思います。博多から「日の出丸」という船で小樽にきたのです。小樽は午後十一時か十二時だったと思います。翌日午前中に上陸して二、三日滞在しましたが、この間「お前達にはオコリという病気がある。変わったところに行くと言われ易いから」というので非常に苦いものをたくさん飲まされました。それからあの無蓋車に乗せられ四人の賄を給与され、今の空知太に着きました。ちょうど七月の二日だと思えます。三浦米蔵さんの渡船で滝川に渡りました。ところが兵隊さんが一〇人ばかりおりましたので不思議に思いました。御飯は五日間も炊出しを受けましたが、蕨だけがおかずでした。炊出期間中に下水を掘りました。

いろいろの仕事は共同でやりましたので大いに助かりました。われわれ九州の人は冬になって困りました。足袋の上に草靴をはいたり、ツマゴというものの作り方を山形県人の人から聞いたりしました。移住した年には菜物料というのが少なくて恥しいことながらお正月ができない始末でした。同郷人が八人集まり融通しあってやっとお正月を迎えることができました。

△屯田兵開拓敢闘録・昭和十八年空知支庁▽

山口県出身者 私は山口県人ですが小樽から初めて汽車というものに乗りました。空知太の渡船をわたり移住地の抽せんをしました。同郷の山口県の人達は同じところにいきたいというので、並んで引きましたが離れ離れになって私は五丁目東ときまり囚人の建ててくれた兵屋に入りました。材料は全部この付近からとったもので柱は青木、上物は乾燥したもののナカジキを二本使っていました。給与米の廃止後も困らないようにと毎日粥をすすり、米飯はお祝いのときだけ喰べました。また六丁目に熊が出て流し水を飲みにきたり眠れぬ夜もありました。

入植後一週間は大隊本部の炊出しを貰って食べました。ラッパの合図で三度三度鍋を提げて五丁目日本通りまで行きました。

米飯とミン汁・塩鱒などで副食は時に変わり、おいしいもののは沢山貰ってきました。塩鱒は内地で食べたことがなく、塩からくたべられないので、外の切株の上にあげて置きました。ただ投げるのが勿体なくて二、三日したら何かが持つて行ったのでしょう無くなっていました。

△滝川屯田兵物語▽より

第四編 屯田兵制

第六節 澁川屯田兵氏名及び編制

澁川屯田兵の入植が決まって明治二十三年六月二十三日第五大隊の仮本部が澁川村に設置された。これに先だって同年五月二十日付大隊長、副官の任命があった。

官報 第二〇六五号 明治二十三年五月二十一日  
叙任及辞令(五月二十日付)

免本職補屯田兵第五大隊長 屯田兵第三大隊長  
陸軍屯田兵少佐 野崎 貞次  
免本職補屯田兵第五大隊中隊長 屯田兵監獄長  
陸軍屯田兵大尉 山縣 俊信  
免本職補屯田兵第五大隊副官 屯田兵第五大隊附  
陸軍屯田兵中尉 大原 武慶

第一中隊幹部については既に発令済となっており、その他指導教官となる下士も発令され、明治二十三年の編制は次のとおりである。

大隊本部  
第五大隊長 少佐 野崎 貞次 副官 中尉 大原 武慶  
第一中隊兵卒(入植屯田兵氏名)

下副官 曹長 宮武 城 一等軍医 大竹 康造  
" " 軍曹 須田源五郎 二等軍吏 渡辺勝太郎  
" " 小林喜太郎

第五大隊第一中隊  
中隊長 大尉 縣 左門 曹長 北郷小一郎  
中尉 伊地知四郎兵衛 軍曹 鷺山 実平

中尉 福井 重吉 " 片岡勝太郎  
少尉 藤本 専作 " 古川栄三郎  
見習士官 菊地 直人(九月四日発令)

第五大隊第二中隊  
中隊長 大尉 山縣 俊信 曹長 佐野 源八  
中尉 友田 正 軍曹 永森 余所三郎

少尉 秋山 有明 軍曹 四ノ宮 立本  
" " 大坪 与市  
見習士官 川上 親興(九月四日発令)  
" 大塚 嘉輝( " )

住居 番号	氏名	出身県	備	考	住居 番号	氏名	出身県	備	考
1	小川 喜代次	福岡	第八給養班 二等卒	東一丁目	10	中村 今藏	山形	第八給養班 二等卒	東一丁目
	平木 歴次	福岡	" 一等卒	"		市川 好三郎	山形	" 一等卒	"
	松本 善助	山口	" 二等卒	"		前田 角太郎	山形	" 二等卒	"
	中島 直次	熊本	" 一等卒	"		渡辺 直槌	福岡	第七給養班長 一等軍曹	"
	桑原 益夫	山形	" 一等卒	"		黒江 吉次	鹿兒島	第八給養班 二等卒	"
5					15	久保 菊太郎	十津川	第八給養班 二等卒	東一丁目
						原 三喜次	佐賀	" 二等卒	"
						阿曾 沼延	山口	" 一等卒	"
						山香 綱吉	十津川	" 二等卒	"
						尾崎 芳次郎	十津川	" 二等卒	"

35			30			25			20										
久保	森留吉	中原弥太郎	野村数太	達見綱一郎	福島実三郎	佐々木高章	荻原利三郎	政所竹千代	政所亀三郎	松崎品次郎	近藤留吉	小西熊吉	小華和貞男	末田峯太郎	長井愛之助	植田右馬	南辨治	原田亥津童	河内重吉
熊次郎	吉	鹿兒島	山口	十津川	山口	山形	山口	十津川	十津川	山口	山形	十津川	山形	山口	山口	十津川	十津川	熊本	山口
一等卒	二等卒	一等卒	二等卒	二等卒	二等卒	二等卒	二等卒	二等卒	二等卒	上等兵	二等卒	一等卒	一等軍曹	二等卒	一等卒	一等卒	一等卒	一等卒	第八給養班
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東一丁目
50			45			40													
田村千代藏	羽根幸太郎	永野弥九郎	大山清吉	斉藤伊兵衛	藤森音若	武永恒一	林友五郎	鷺頭万吉	上杉量造	重野政孝	植東周次郎	小田芳太郎	吉田彦熊	玉置直義	前田芳治郎	大原準太郎	村上等		
山口	十津川	鹿兒島	鹿兒島	山形	十津川	山口	山口	熊本	十津川	山形	十津川	福岡	熊本	十津川	十津川	佐賀	福岡		
二等卒	二等卒	一等卒	二等卒	二等卒	一等卒	上等兵	一等卒	二等卒	二等卒(没収)	二等卒	二等卒	第一給養班	二等軍曹	一等卒	二等卒	一等卒	二等卒	第二給養班	第二与茂吉
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	西一丁目	〃	〃	〃	〃	〃	通一丁目	通一丁目
70			65			60			55										
有働初太	堅山造右衛門	宮地宝三郎	尾崎恒三郎	河村仙之助	吉田豊太郎	谷口文吾	大谷宗四郎	神徳宗太郎	前川藤槌	齐藤伊三	峰廻豊次郎	川上栄槌	見沢長右工門	野田幾一郎	池田吉三郎	来原熊治郎	松谷米太郎		
熊本	鹿兒島	佐賀	十津川	山口	山口	佐賀	十津川	山口	山口	佐賀	十津川	山口	山形	佐賀	佐賀	山口	十津川		
二等卒	二等卒	一等軍曹	上等兵	二等卒	二等卒	一等卒	一等卒	二等卒	二等卒	二等卒	一等卒	二等卒	二等卒	二等卒	二等卒	二代助市	二代昌一	第一給養班	西一丁目
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

85					80					75								
佐藤竹藏	小野初太郎	佐原初之進	与田利介	柴田富雄	林利吉	白井政次郎	藏重竹次	中村鶴松	大島直列	楠田孫市	御園生三津三	野崎政吉	前田泰次郎	上野正昭	川瀬惣治郎	増田勝次郎	西井芳若	
山形	十津川	山口	山口	十津川	十津川	山口	福岡	十津川	十津川	佐賀	山口	十津川	十津川	山形	山形	十津川	十津川	
一等卒	二等卒	二等卒	二等卒	二等卒	二等卒	二等卒	二等卒	二等卒	一等卒	二等卒	喇叭卒	一等卒	二等軍曹	一等卒	二等卒	一等卒	第三給養班	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	西二丁目	
105					100					95					90			
脇本治右門	増谷盛	岡崎嘉吉	早坂四方吉	中村吉五郎	島山安次郎	水間弥吉	岡本新弥	田垣勘次郎	田中和吉	池田徳太郎	河内山庄平	野崎輝一	原田常善	久保治郎	山中友次	光野達太郎		
山口	十津川	十津川	山形	山形	十津川	鹿児島	山形	十津川	十津川	佐賀	山口	十津川	十津川	十津川	熊本	佐賀		
二等卒	二等卒	上等兵	一等軍曹	二等卒	二等卒	二等卒	二等軍曹	一等卒	二等卒	二等卒	当初喇叭卒	二等卒	二等卒	二等卒	一等卒	第三給養班		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	西二丁目		
125					120					115					110			
山根喜吉	三輪富藏	牟田大三郎	福富範吾	牛島栄太郎	平林亀丸	木下弥市	西喜市	後藤広吉	和乎忠次郎	緒方喜一	鶴田重喜	峰廻春藏	岡熊太郎	福田剛正	福本乙吉	泉谷勝太郎	千葉芳五郎	村上高五郎
山口	山口	佐賀	佐賀	佐賀	山形	佐賀	佐賀	山形	十津川	熊本	熊本	十津川	十津川	山形	十津川	十津川	十津川	山口
三代喜三郎	二等卒	二等卒	上等兵	一等卒	二等卒	第七給養班	二等卒	二等卒	一等卒	二等卒	第五給養班	第二給養班	第五給養班	第二給養班	第二給養班	第三給養班	二等卒	第二軍曹
〃	〃	〃	〃	〃	〃	東二丁目	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	通二丁目

140					135					130									
白石清造	石丸辰吉	平沢矩四郎	兼子喜市	相良和三郎	小野常章	浦部弥三郎	牛島勝次	二葉栄三郎	芳武新吾	古瀬熊次郎	諏訪幾四郎	吉田初吉	深沢英作	直沢金四郎	稻垣兼吉	山田滝衛	西川民之助	矢野鶴治	
福岡	福岡	山形	山形	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	熊本	佐賀	山口	山形	山形	山形	山形	山口	山口		
二等卒	一等卒 第六給養班 一等軍曹班長	一等卒	一等卒	二等卒	二等卒	二代金藏	二等卒	二等卒	一等卒	二代忠藏	二代嘉三郎	一等兵	上等兵	上等兵	二代全藏	二等卒	曹長	第七給養班 二等卒	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東二丁目
160					155					150									
菅原庄次郎	松隈喜八	倉増英輔	滝本寅之助	高橋儀郎	染谷由雄	宮部劉太郎	広田玄太郎	白水広	佐藤芳太郎	宮村常吉	古沢百太郎	長塩栄太郎	藤井深藏	山口敬太郎	太田作右門	衛藤九郎八	森友弥一郎	河野素夫	
山形	熊本	山口	山形	山形	山形	福岡	福岡	山形	山口	福岡	山形	福岡	福岡	佐賀	山口	熊本	福岡	山口	
二等卒	二等卒 第六給養班 二代栄	上等兵 第五給養班 班長	二等卒	上等兵	一等卒	一等卒	二等卒	二代鉄之助 二代卯兵衛 二代龜治 三等卒	二代清次 三代松治 二等卒	二代政時	二代幾助	二等卒	一等卒	一等軍曹	二等卒	上等兵	上等兵	第六給養班 一等卒	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	東三丁目	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東二丁目
180					175					170									
橋本留吉	井上包太郎	藤井慶四郎	杉山計衛	光井始作	八谷恕吉	善甫常一	伊藤梅吉	松葉鉄治郎	黒木友次	福原善太郎	吉田恒太郎	中村伊七郎	三島一二	後藤豊治	浦島圭一郎	徳光鶴之進	戸田宝次		
山形	山形	佐賀	山形	山口	佐賀	山口	山口	山形	鹿兒島	山口	熊本	山口	鹿兒島	山形	山口	山口	山口		
二代六郎 三代百藏	二等軍曹	二等卒	二等卒	二代甲一	二等卒 喇叭卒	二代多三	二代弥吉	一等卒 二代養子喜八	二等卒	二等卒	第五給養班 二等卒	一等卒	上等兵 二代養子吟槌	二等卒	二等卒	上等兵	第六給養班 一等卒		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東三丁目

第二 中隊兵卒

番号	住居	氏名	出身県	備	考
225		小林 安熊	山口	二代信男	
		小坂 喜久吉	山形		東四丁目
		鹿兒島			
		森村 作松	山口		東四丁目
		尾崎 伊之助	十津川		
		下垣 徳三郎	十津川		東四丁目
		森本 善松	十津川	二代徳助	

195			190			185								
土山 龜次郎	玉置 武保	松本 弥市	中村 民次郎	三崎 龍彦	中村 房吉	鈴川 和作	有重 寅吉	岡部 斧三郎	原 喜三	吉沢 久太郎	吉田 安蔵	名越 百人	白井 綱三	
佐賀	十津川	福岡	福岡	鹿兒島	山口	山口	福岡	山形	佐賀	山形	山形	山口	山形	
第五給養班上等兵	第四給養班二等卒	一等卒	二等卒	二等軍曹	二等市助	二等卒	二等卒	二代雄成	二等卒	二代今治	一等卒	二代修	第五給養班二等軍曹	
"	"	通三丁目	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	東三丁目	
210			205			200								
尾崎 寅吉	丸野 浅次郎	松尾 金一	松葉 大吉	野崎 寅次郎	酒井 利太郎	田中 和定	岡本 義次	堤 千一郎	中 悦蔵	酒井 運太郎	岸田 仙之助	増田 政吉	宇野 勝復	松山 新之助
十津川	佐賀	佐賀	十津川	十津川	山口	佐賀	十津川	佐賀	十津川	山形	山口	十津川	熊本	鹿兒島
二等卒	第四給養班	二等卒	一等卒	二等卒	二等軍曹	二代正寿	二代弟治夫	二等卒	二等卒	第四給養班	第五給養班	第四給養班	第五給養班	第四給養班
"	"	"	"	"	"	"	"	"	西三丁目	"	"	"	"	通三丁目
230			220			215								
尾崎 伊之助	下垣 徳三郎	森本 善松	松谷 忠治郎	内野 愛蔵	森 太郎人	表谷 初太郎	松本 忠多	秋庭 徳治郎	直塚 武吉	井上 留次郎	岩崎 庄次郎	松山 菊次郎	内海 寿学	山本 猛四郎
十津川	十津川	十津川	十津川	熊本	山形	十津川	十津川	山形	佐賀	十津川	十津川	福岡	熊本	十津川
二代徳助			二等卒	上等兵	一等軍曹	二等卒	一等卒	二代万吉	二等卒	二等卒	二等卒	喇叭卒	一等卒	第四給養班
"	"	東四丁目	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	西三丁目

260			255			250			245			240			235														
井原	有田	孫入	国広	中村	遠藤	上杉	岩本	牧	伊藤	上杉	玉置	藤山	南里	佐吉	上東	宮本	大村	岡村	今井	溝口	佐藤	中藤	沖藤	有馬	江口	泉谷	中家	上根	
為次郎	豊人	孫太郎	清吉	常二郎	伊之太	由貞	兼治郎	寅藏	伝八郎	文吉	浅吉	力熊	又太郎	忠太郎	政重	新吉	万太郎	幸太郎	邦三郎	庄三郎	末治	源次郎	小一郎	安治郎	馬辰右門	直吉	十津川	十津川	
山口	鹿兒島	十津川	山口	十津川	熊本	十津川	十津川	山形	山形	十津川	十津川	山口	佐賀	十津川	十津川	山口	福岡	十津川	佐賀	山形	山形	十津川	山形	佐賀	十津川	十津川	十津川	十津川	
		二代三千四郎		二代房太郎			二代恒朝						二代朱次郎												二代正水				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
			通四丁目																									東四丁目	
295			290			285			280			275			270			265											
伊藤	相馬	蜂谷	在田	富田	吉村	北村	土田	松田	立山	玉山	山中	大朝	大朝	佐吉	執行	今泉	山本	佐原	井原	宮本	南所	政和	堀克	小幡	橋本	岡本	吉本	棚井	中畑
長末	千太郎	万寿夫	道三郎	林正	金三郎	耕三郎	作三郎	作三郎	逸作	三治	八十吉	重太郎	虎吉	竹次郎	竹次郎	次郎	三郎	安次郎	安次郎	德齋	清助	和吉	己	三千代	柳太郎	文吾	延太郎	清太郎	富吉
山形	山形	福岡	福岡	山口	山口	山口	熊本	十津川	十津川	十津川	佐賀	十津川	十津川	佐賀	佐賀	佐賀	十津川	山口	山口	山形	十津川	十津川	山形	鹿兒島	十津川	十津川	福岡	山形	十津川
														二代幸吉郎						二代兼太郎				二代清					
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
						西五丁目																						西四丁目	
325			320			315			310			305			300														
保科	浦垣	西原	木田	榎田	佐田	大山	菅野	三野	佐藤	山本	江口	江副	高橋	南房	村上	上杉	本野	中野	増田	藤沢	野中	坂本	真田	太田	藤村	桑原	志釜	原釜	今村
庄吉	謙太郎	八之進	喜次郎	直吉	猛熊	駒次郎	熊次郎	守次郎	英次郎	百次郎	今朝一	政吉	吉	吉	千松	久義	正樹	季熊	正義	左三郎	保次郎	貞次郎	幸義	熊雄	義三郎	義三郎	幸三郎	震五郎	為太郎
山形	十津川	十津川	鹿兒島	山口	十津川	福岡	山形	山形	山形	山形	佐賀	佐賀	佐賀	十津川	山形	十津川	鹿兒島	熊本	十津川	山口	佐賀	山形	山形	熊本	山口	福岡	山形	佐賀	佐賀
														二代卯三郎						二代次郎									
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
			東五丁目														通五丁目												西五丁目

355			350			345			340			335			330														
中鉢	福屋	十時	市来	市山	藤兼	松本	青木	近藤	伊藤	坂本	岡部	高橋	篠崎	河野	長谷川	中村	長沼	轟	青山	鈴木	鳥庄	新庄	栗屋	尾崎	宗内	齐藤	宮田	北村	井手
卯之吉	太七	薰	兵熊	助士	廉末	藤次郎	仙次郎	秀三郎	德太郎	久藏	音藏	一介	若吉	武四郎	照繼	久次郎	良吉	芳太郎	幸吉	嘉一郎	知広	弥太郎	梅吉	德太郎	佐賀	佐賀	德太郎	佐賀	山形
山形	山口	福岡	鹿兒島	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	福岡	山口	山口	山口	熊本	山形	福岡	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口
二代直綱			二代軍藏						二代辰太郎			二代生止			二代照雄												二代久太郎		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

385			380			375			370			365			360														
岡崎	石井	阿賀	山田	原田	高橋	森脇	真草	吉村	井小路	本間	小池	宮地	齊藤	須貝	多田	原口	小坂	上山	中村	野村	松尾	杉山	吳山	志釜	佐々木	松野	河内	石沢	佐々木
惣次郎	光藏	初太郎	藤次郎	保太郎	喜久治	長三郎	生次	庚午	榮藏	義治	藤三郎	惣太郎	己保治	春作	三四郎	彦太郎	庄吉	万治	喜八	愛之助	虎一	志津雄	乙熊	竹次郎	酬治	与吉	元明	菊之丞	泉太郎
山形	山口	山口	佐賀	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	佐賀	山形	山形	山形	山形	山形	鹿兒島	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口
			二代浅衛									二代庄治									二代村吉								
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

420			415			410			405			400			395			390											
西川	猪原	木村	西村	阿部	古賀	新庄	松浦	岩崎	後藤	中村	渡部	高柳	村上	阿賀	野田	野中	鈴木	森本	岡本	新村	松沢	山崎	園田	中柳	小柳	佐伯	相沢	西村	北川
喜市	英信	栄太	亀六	彦吉	広吉	宇喜	孫三郎	弥五郎	嘉助	由太郎	信太郎	忠吉	好春	米藏	丈一郎	八治	好己	重四郎	貴定	丹藏	熊吉	与市	寅吉	源吉	寅吉	栄治	森之進	清太郎	常次郎
佐賀	山形	熊賀	佐賀	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形
																					二代重吉			二代広司			二代清勝		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃



滝川屯田兵配置図

第五大隊 第一中隊 222戸  
第二中隊 218戸

●印 班長

406	阿賀 米藏
407	高柳 忠吉
408	岩崎弥五郎
409	新庄亨喜棧
410	阿部 彦六
411	本原 栄太
412	猪口 英信
413	西川 喜市
414	内野 栄三郎
415	上野 之吉
416	稲葉 徳久郎
417	山縣 七郎
418	井上 小輔
419	島本 彦二

420	古賀勲三郎
421	林田 直彦
422	本田 憲之
423	森 大三郎

315	須貝 春作
316	原口 彦太郎
317	上本 万治
318	中村 星急津雄
319	吳 竹次郎
320	佐々木 亨吉
321	河内 菊之丞

424	近野 惣五郎
425	西島 吉太郎
426	市山 善代助
427	小枝 浅太郎
428	練 用地
429	北川 清太郎
430	岡崎 惣次郎
431	阿賀 初太郎
432	原田 保太郎
433	森脇 長三郎
434	吉村 庚午
435	木間 義治
436	宮地 惣太郎

322	多田 三四郎
323	小坂 庄吉
324	近藤 仙吉
325	山田 虎一
326	野村 之熊
327	市山 大助
328	志釜 酬治
329	十時 兼
330	松野 虎元
331	中鉢 卯之吉
332	石沢 泉太郎

333	松野 泉太郎
334	多田 三四郎
335	小坂 庄吉
336	近藤 仙吉
337	山田 虎一
338	野村 之熊
339	市山 大助
340	志釜 酬治
341	十時 兼
342	松野 虎元
343	中鉢 卯之吉
344	石沢 泉太郎

437	野中 入治
438	鈴木 好巳
439	森 重四郎
440	新田 正興
441	北村 正興
442	富田 達三郎
443	山崎 繁吉
444	新田 繁吉
445	中村 實吉
446	伊藤 長作
447	佐伯 實吉
448	岩橋 蔵次
449	原 慶五郎
450	桑原 善彦
451	大田 能雄
452	坂本 貞次郎
453	菅野 駒次郎
454	野 守次
455	佐藤 百千
456	江口 政吉
457	高橋 政吉

345	大田 猛熊
346	三幣 熊吉
347	山本 英次郎
348	江副 今朝一
349	練 用地
350	森 常次郎
351	石井 光蔵
352	山田 藤次郎
353	高橋 喜久治
354	真草 生次
355	井小路 栄蔵
356	小池 藤三郎
357	藤原 保治
358	西垣 政市
359	北村 徳太郎
360	齊藤 弥太郎
361	尾崎 嘉一郎
362	新庄 幸吉
363	鈴木 良吉
364	昭雄
365	中村 武吉
366	中村 武吉
367	栗屋 健雄
368	佐宮 山力
369	藤山 力能
370	宮田 梅吉
371	上杉 文吉
372	井手 助蔵
373	宗内 知広
374	栗屋 健雄
375	佐宮 山力
376	鳥山 芳太郎
377	青山 久次郎
378	長沼 重四郎
379	溝口 庄三郎
380	長谷川 龍若
381	河野 介一

382	房吉
383	千松
384	久義
385	季熊
386	富吉
387	中村 常二郎
388	中野 豊人
389	木原 久之進
390	浦 謙太郎
391	上杉 由貞
392	井手 助蔵
393	宗内 知広
394	栗屋 健雄
395	佐宮 山力
396	鳥山 芳太郎
397	青山 久次郎
398	長沼 重四郎
399	溝口 庄三郎
400	長谷川 龍若
401	河野 介一

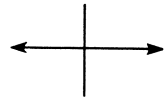
402	野中 入治
403	鈴木 好巳
404	森 重四郎
405	新田 正興
406	北村 正興
407	富田 達三郎
408	山崎 繁吉
409	新田 繁吉
410	中村 實吉
411	伊藤 長作
412	佐伯 實吉
413	岩橋 蔵次
414	原 慶五郎
415	桑原 善彦
416	大田 能雄
417	坂本 貞次郎
418	菅野 駒次郎
419	野 守次
420	佐藤 百千
421	江口 政吉
422	高橋 政吉

392	野中 入治
393	鈴木 好巳
394	森 重四郎
395	新田 正興
396	北村 正興
397	富田 達三郎
398	山崎 繁吉
399	新田 繁吉
400	中村 實吉
401	伊藤 長作
402	佐伯 實吉
403	岩橋 蔵次
404	原 慶五郎
405	桑原 善彦
406	大田 能雄
407	坂本 貞次郎
408	菅野 駒次郎
409	野 守次
410	佐藤 百千
411	江口 政吉
412	高橋 政吉

392	野中 入治
393	鈴木 好巳
394	森 重四郎
395	新田 正興
396	北村 正興
397	富田 達三郎
398	山崎 繁吉
399	新田 繁吉
400	中村 實吉
401	伊藤 長作
402	佐伯 實吉
403	岩橋 蔵次
404	原 慶五郎
405	桑原 善彦
406	大田 能雄
407	坂本 貞次郎
408	菅野 駒次郎
409	野 守次
410	佐藤 百千
411	江口 政吉
412	高橋 政吉

西五丁目  
西四丁目

東五丁目  
東四丁目



265	玉置 作一
283	中村 長助
284	大至 重太郎
279	執行 竹次郎
277	山本 寛三
275	井原 安太
271	南 清助
261	堀口 克己
258	橋本 柳太郎
大塚本部	
火葬庫	

255	岩瀬 伝八郎
251	玉置 浅吉
248	南又 文太郎
247	上棟 政重
243	大村 万太郎
242	今井 那三郎
241	佐藤 未治
240	中源 次郎
239	佐藤 小一郎
237	有馬 辰吉
225	泉谷 樽吉
223	上根 常吉
221	尾崎 守之助
220	増田 馬吉
225	小坂 元次郎
223	小林 安熊

風防林

風防林

222	松谷 忠治郎
220	森 太郎
218	松本 忠多
216	岩塚 崎王次郎
217	内海 孝学
210	尾崎 庸吉
208	松尾 全
206	野崎 寅次郎
204	田中 和定
南小学校	

190	中村 房吉
188	有重 庸吉
185	原 喜三
184	吉田 安藏
182	臼井 綱三郎
181	井上 包太郎
178	杉山 計衛
176	八谷 恕吉
174	伊藤 梅吉
173	松森 鉄治郎
172	黒木 友次
170	吉田 恒太郎
168	三島 一二郎
164	浦島 圭一郎
163	白田 宝次
162	松隈 喜八郎
161	滝本 真之助
158	染谷 由雄

西三丁目

東三丁目

201	内野 愛藏
203	奏谷 初太郎
207	秋徳 徳治郎
203	松山 秀次郎
204	山上 留次郎
200	丸野 浅次郎
200	松葉 大吉
200	岡本 義次郎
200	水間 弥吉
201	中 悦藏
198	酒井 運太郎
197	増田 政吉
196	松山 新之助
194	玉置 武保
193	緒方 春蔵
191	峰廻 剛正
190	福田 正
189	泉谷 勝太郎
188	池田 徳太郎
187	田垣 次郎
186	千 一郎
185	岡本 義次郎
184	野井 利太郎
183	大島 直列
182	重 重吉
181	利 利吉
180	小野 初太郎
179	光野 達太郎
178	野 達太郎
177	園生 三洋
176	前田 泰次郎
174	川瀬 物治郎
172	西井 芳若

199	岸田 仙之助
197	宇野 勝復
195	土山 亀次郎
193	松本 弥市
192	和平 忠次郎
191	鶴田 重吉
190	岡 熊太郎
189	福本 乙吉
187	中村 辰次郎
186	三崎 龍彦
185	鈴木 和作
184	岡部 登三郎
183	吉沢 久太郎
182	名越 百人
181	橋本 留吉
180	藤川 慶四郎
177	光井 始作
176	呂 熊次郎
175	菅 浦 常一
174	浦部 弥三郎
173	相良 和二郎
172	榎原 善太郎
171	中村 伊七郎
170	後藤 豊治
169	徳光 鶴之進
168	藤原 庄次郎
167	倉増 菜輔
166	高橋 備前
165	宮部 劉太郎
164	古沢 百太郎
163	佐藤 芳太郎
162	田田 玄太郎
161	森 友次
160	森友 次郎
159	森友 次郎
158	森友 次郎
157	森友 次郎
156	森友 次郎
155	森友 次郎
154	森友 次郎
153	森友 次郎
152	森友 次郎
151	森友 次郎
150	森友 次郎

西二丁目

東二丁目

78	野崎 政吉
77	上野 正昭
75	増田 勝次郎
74	有働 初太
73	尾崎 恒三郎
72	望山 達彦 衛門
64	大谷 宗四郎
66	吉田 豊太郎
68	松本 恒三郎
69	富地 重三郎
63	神徳 宗太郎
65	谷口 文吉
67	河村 仙之助
69	富地 重三郎

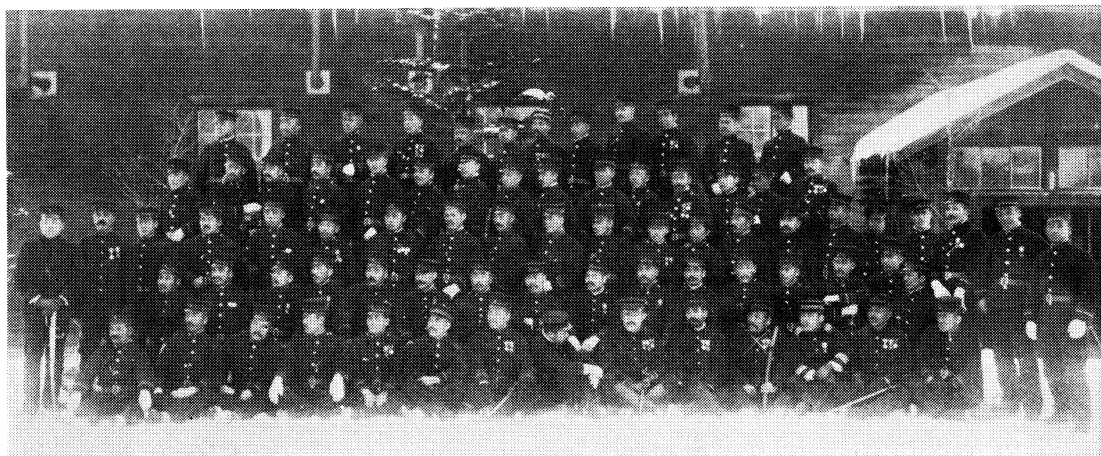
108	千葉 芳五郎
106	橋本 治右 工門
104	岡崎 嘉吉
102	中村 吉五郎
101	直義 直義
99	玉置 直義
97	後藤 木下 弥市
96	牛島 崇太郎
95	山根 善吉
94	西川 民之助
93	稻垣 兼吉
92	深沢 菜作
91	尾崎 芳次郎
90	久保 菊太郎
89	渡辺 直樹
88	芳武 新吉
87	小野 常吉
86	小野 常吉
85	小野 常吉
84	小野 常吉
83	小野 常吉
82	小野 常吉
81	小野 常吉
80	小野 常吉
79	小野 常吉
78	小野 常吉
77	小野 常吉
76	小野 常吉
75	小野 常吉
74	小野 常吉
73	小野 常吉
72	小野 常吉
71	小野 常吉
70	小野 常吉
69	小野 常吉
68	小野 常吉
67	小野 常吉
66	小野 常吉
65	小野 常吉
64	小野 常吉
63	小野 常吉
62	小野 常吉
61	小野 常吉
60	小野 常吉
59	小野 常吉
58	小野 常吉
57	小野 常吉
56	小野 常吉
55	小野 常吉
54	小野 常吉
53	小野 常吉
52	小野 常吉
51	小野 常吉
50	小野 常吉
49	小野 常吉
48	小野 常吉
47	小野 常吉
46	小野 常吉
45	小野 常吉
44	小野 常吉
43	小野 常吉
42	小野 常吉
41	小野 常吉
40	小野 常吉
39	小野 常吉
38	小野 常吉
37	小野 常吉
36	小野 常吉
35	小野 常吉
34	小野 常吉
33	小野 常吉
32	小野 常吉
31	小野 常吉
30	小野 常吉
29	小野 常吉
28	小野 常吉
27	小野 常吉
26	小野 常吉
25	小野 常吉
24	小野 常吉
23	小野 常吉
22	小野 常吉
21	小野 常吉
20	小野 常吉
19	小野 常吉
18	小野 常吉
17	小野 常吉
16	小野 常吉
15	小野 常吉
14	小野 常吉
13	小野 常吉
12	小野 常吉
11	小野 常吉
10	小野 常吉
9	小野 常吉
8	小野 常吉
7	小野 常吉
6	小野 常吉
5	小野 常吉
4	小野 常吉
3	小野 常吉
2	小野 常吉
1	小野 常吉

西一丁目

東一丁目

81	斎藤 伊三
79	川上 栄三郎
77	野田 幾郎
75	岩原 熊三郎
73	田村 千代蔵
71	松谷 米太郎
69	岩原 熊三郎
67	岩原 熊三郎
65	岩原 熊三郎
63	岩原 熊三郎
61	岩原 熊三郎
59	岩原 熊三郎
57	岩原 熊三郎
55	岩原 熊三郎
53	岩原 熊三郎
51	岩原 熊三郎
49	岩原 熊三郎
47	岩原 熊三郎
45	岩原 熊三郎
43	岩原 熊三郎
41	岩原 熊三郎
39	岩原 熊三郎
37	岩原 熊三郎
35	岩原 熊三郎
33	岩原 熊三郎
31	岩原 熊三郎
29	岩原 熊三郎
27	岩原 熊三郎
25	岩原 熊三郎
23	岩原 熊三郎
21	岩原 熊三郎
19	岩原 熊三郎
17	岩原 熊三郎
15	岩原 熊三郎
13	岩原 熊三郎
11	岩原 熊三郎
9	岩原 熊三郎
7	岩原 熊三郎
5	岩原 熊三郎
3	岩原 熊三郎
1	岩原 熊三郎

31	蓮見 綱一郎
29	佐々木 高章
28	坂原 利三郎
26	政所 龜三郎
24	近藤 留吉
22	小華 利男
20	長井 愛之助
18	南 辨治
16	河内 重吉
14	山香 綱吉
12	原 三喜次
10	黒江 吉次
8	前田 角太郎
7	市川 好三郎
5	森原 益夫
3	松本 善助
1	小川 喜次



大隊本部と屯田兵



第5大隊第2中隊本部と屯田兵宗内知広ほか  
(北海道大学北方資料室蔵)



屯田兵将校

前列左から中隊長友田正，大隊長  
吉田清憲 3 人 中隊長藤本專作